

令和6年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月
沖縄科学技術大学院大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	6
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	9
基準 1 使命・目的等	9
基準 2 学生	18
基準 3 教育課程	35
基準 4 教員・職員	50
基準 5 経営・管理と財務	71
基準 6 内部質保証	83
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	89
基準 A 社会連携	89
V. 特記事項	98
VI. 法令等遵守状況一覧	99
VII. エビデンス集一覧	111
エビデンス集（データ編）一覧	111
エビデンス集（資料編）一覧	112

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 本学の建学の精神・大学の基本理念

沖縄科学技術大学院大学は、優れた科学技術教育と研究において世界に貢献し、グローバルな変革への日本の学術的なかわりを強化し、沖縄の持続可能で豊かな発展を促進するリーディング・インスティテュートとして、大胆なビジョンを掲げて設立されました。本ビジョンの基盤は整備されてきており、今世紀の大学が提供すべきものの模範を示しています。本学は、科学知識の新たなフロンティアを開拓するために学問分野の架け橋となる研究・教育を行う先駆的な大学院大学であり、次世代の科学界のリーダーを育成し、沖縄の地域的繁栄とグローバルな影響力の発揮を可能とする、インパクトあるイノベーション・ハブのための触媒としての役割を果たしています。

国内外からの優秀な科学者や学生の採用は、本学の最優先事項であり続けます。そのためには、長期的なコミットメント、世界レベルの専門知識、そして優秀な学生を惹きつける力が必要です。また、最先端のインフラ、財政的な強靭さ、公正で誠実な強い精神も必要です。世界をリードする卓越した研究者や共同研究者を惹きつけ、その魅力を維持するためには、クリティカルマスに達した主要研究分野と、分野ごとに複数の研究ユニットが必要です。このような認識とフォーカスにより、本学は今日、意欲的な学生、科学者、そして学术界、公的機関、民間企業からの協働者に選ばれる研究拠点となっています。

英語はあらゆる国の科学者や技術者がコミュニケーションや論文発表のために使用する国際言語です。英語による効果的なコミュニケーション能力は、世界の舞台で重要な役割を果たす研究者にとって不可欠です。日本では、英語を話すハイレベルな科学者がより多く必要であり、博士課程を修了した日本人がより多く海外でポスドクとしてトレーニングされる必要があります。日本の博士号取得者の国際的な流動性と共同研究を促進するためには、科学的な目的のための英語能力が非常に重要です。

急速に台頭する科学技術分野の多くは学際的です。各分野の専門家だけでなく、新しい世代の研究者が必要であり、過去に作られた研究分野間の人為的な壁を越えて、新興分野の発展をリードする人材が必要です。そのような人材を育成するためには、伝統的な学問分野に沿って組織された大学院大学では通常提供できないような異分野に触れる機会が必要となります。学際的なプログラムは、広範囲かつ奥の深い科学技術博士課程の教育を提供するために重要です。本学では、学際的な教育研究を組織的に推進し、そのような環境を整備しています。

学部の構造は人為的な境界を作り出し、共同研究を減らし、学際的な研究や教育を妨げます。このような境界線は一度できてしまうと、なかなか取り払うことができません。学部の境界は、物理的な建物、ガバナンス構造、カリキュラムに反映されます。真に学際的なプログラムを築くには、学際的なアプローチを、建物の建設、研究やイノベーションのための事務サポート、学術委員会、博士課程のコース設計などに取り入れる必要があります。また従来分野の垣根を越えて活躍できる研究者の確保も必要です。

本学は、学部生を擁する大規模な総合大学である必要はなく、特定の分野の研究と大学院教育に集中しています。これにより本学は、統合的かつ革新的な研究を実施し、優れた博士課程教育をより効果的に提供することができます。また本学は、日本の大学間の流動性を高めることにも貢献します。この流動性は、新たなフロンティアを開拓しながら不慣れな環境でも活躍できる勇気と強靭さを、若い世代の研究者に育みます。したがって流動性は、優れた学術環境の最も重要な特質の一つであり、社会で成功するリーダーを育成す

るための前提条件でもあります。

この12年間で、本学のコンセプトが学際的な科学と大学院教育において卓越した成果を生み出していることが証明されました。今こそ、本学の卓越性をさらに高め、より複雑なネットワークを可能にするため、今までと同様、勇気ある次の一步を踏み出す時です。そうすることで本学は、より成熟した強靱で影響力を与える機関となり、沖縄のさらなる繁栄、名声の向上、世界的な敬意の高まりがもたらされるでしょう。本学は、日本政府の先見的なコミットメントに支えられ、イノベーションとアウトリーチを推進するための優れた大学院教育を可能にするため、好奇心を原動力とする研究の強固な基盤を構築しています。

本学はグローバルな性格を持ち、魅力的でかつ知識を探求する文化を有しています。本学では、人材、多様性、将来を見通す力が融合し、新たな知を生み出し、次世代のリーダーを育成し、豊かで持続可能な未来に必要な新技術を創造しています。次の段階として本学は、目に見える成果、有意義な協力関係、そして、国内外から敬意を払われるような学術的環境を確保していきます。本学は、日本のトップレベルのグローバルサイエンスに向けた前向きな変革の触媒となる、という創立以来のミッションに常に忠実であり続けます。

本学の建学に至るまでの諸計画等によって、大学院大学の運営指針となる5つの基本理念が下記の通り示されています。

- 世界最高水準
- 国際性
- 柔軟性
- 世界的連携
- 産学連携

このうち最も重要なものは、「世界最高水準」です。本学は、科学技術における新たな課題に取り組む、教育研究の先導的拠点となります。世界最高水準となるために本学には、創造性、独自性及び多様性を奨励するような組織文化が必要とされ、教員の新規採用や学生の選考時にもこの考え方を徹底しています。

本学は、教職員、学生、組織文化、行動規範及び教育研究の言語の点で、「国際的」な環境を幅広く醸成しています。教育研究及び管理運営の公用語は英語です。学生は博士論文を英語で作成します。また、教授陣・学生の半数以上を外国人とし、日本人・外国人学生は、共に隔たりなく、こうした多様でユニークな環境に晒されることによって、他に類を見ないほど自由で革新的な科学の見方を養うこととなります。

学生には、授業やラボでの議論への能動的な参加を奨励することで科学英語に習熟し、自身の研究成果を英語で発表、議論する能力を培うとともに、研究における国際的な連携協力の機会を増やし、国際会議等で自身の学術論文の発表が促進されます。また、科学文献へのより広範で迅速なアクセスを可能にし、最高水準の学術誌への掲載率を向上させることができ、彼らの研究業績の国際的認知度が高まることとなります。

「柔軟性」とは、研究において革新性及び独創性を促し、新たな構想を取り込み、学生一人ひとりの個性を尊重し、個人として扱うことを意味します。学生は、自身の発想を展開するだけでなく、新たな根拠データに照らして発想を修正すること、また、彼らの科学的潜在能力を十分に発現するため、独自の考えを持ち、自立的に思考することが奨励されます。

柔軟な思考力は、異なる学問分野の様々な研究手法に晒されることによって高められます。科学的な論理力は、クラスメイトと論理的な対話や科学的議論に参加する機会を多く提供する授業によって高められ、このような交流によって、学生は、概念に対する理解を増進し、また、科学的に論理付ける能力を高めることができます。

真に世界クラスの研究拠点となるためには、本学規模の大学院大学の場合、特定の研究教育分野に資源と努力を集中することが必要です。一方、学生にとって必要な、幅広い分野にわたる総合的な教育も提供します。こうした一見矛盾をはらむ、学際的な大学院教育への要求を充たすためには、柔軟なアプローチが求められます。

本学は、以下の中核的分野に基礎を置いた、卓越した研究指導を行います。

- 神経科学
- 分子・細胞・発生生物学
- 数学・計算科学
- 環境生態学
- 物理学
- 化学・材料科学
- 海洋科学

「世界的ネットワーク」の展開は、本学の認知度や評判を高めるために不可欠です。本学の在する沖縄は15世紀から16世紀初頭まで中国から東南アジアにかけて海洋交易で栄えました。本学は、琉球王国時代、首里城の鐘に刻まれた「万国津梁（世界の架け橋）」の言葉にならい、世界的ネットワークを構築し、国籍や文化の違いに関わりなく優れた科学者を採用・教育し、また彼らを世界中に送り出します。これにより、本学は優秀な教員・学生を世界中から呼び集めることができます。これは、世界中の一流大学や研究機関とのネットワークを通じて、卒業生を世界に送り出す一つの方法でもあります。

「産学連携」は、本学で実施される研究のうち、商業化の前段階の基礎的な共同研究、技術移転及び研究成果の商業化を含む、より広がりのある目標です。科学技術の進歩は、沖縄の持続可能な発展、日本の科学技術分野における国際的競争力の向上を促し、ひいては社会全般に裨益します。本学の学生には、研究成果の重要性と認識を高め、社会へのアウトリーチに従事することを求めています。

このような理念を達成するため、平成13（2001）年、政府において沖縄に国際的な科学技術大学院大学を設立する構想が打ち出され、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構による準備段階を経て、平成21（2009）年に沖縄科学技術大学院大学学園法（以下、「学園法」）が成立し、平成23（2011）年に本学が設立されました。

2. 大学の使命・目的

科学技術の分野における国際的な大学院大学の設置を準備するため、2005年9月1日、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法（平成17年法律第26号）に基づき、独立行政法人として、沖縄科学技術研究基盤整備機構が設立されました。そして、この整備機構の設立と運営の成功を踏まえ、沖縄科学技術大学院大学学園法（学園法。平成21年法律第76号）が成立し、公布・施行されました。この法律によって、本学を大学として設置するための制度的基盤が与えられるとともに、研究機関から大学に移行するための枠組みが作られました。

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園が掲げる目的は明確です。それは、「沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もって沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与すること」です。

この目的の達成に向け、本学はビジョン、ならびにその基盤となる基本的価値観とミッションを策定しました。

3. 本学の個性・特色

本学は、大学の成り立ちや教育方針・体制などにおいてたいへんユニークです。他の日本の大学と比べて個性的な特徴は次のとおりです。

(1) 国の事業として法律に基づいて設立された特別な私立大学

本学は、上記1.の基本理念を達成するために、学園法によって設立された私立大学です。また、国の事業として特別な法律に基づいて設立された特殊法人であり、例えば、私立学校振興助成法において国による私立大学への教育または研究経費について「その二分の一以内を補助」と規定されていますが、学園法のもとでは、その「二分の一」制限が適用外となっており、国から95%以上の支援により運営されています。

(2) 学際性の推進

本学は、学際的研究を可能にする単一の教育プログラム（専攻）を置いています。本学の大きな利点は、学士課程を持つことなく創設され、旧来の学問分野の境界にとらわれることなく、学際的なプログラムを展開できる点にあります。人類が直面している諸問題は、学際的性格を強めてきており、その解決には、従来にないアプローチがますます必要となっています。こうした新しい思考様式において能力を発揮できる大学院修了者の需要は高まっているにもかかわらず、このような学際的研究・教育を目的とする拠点的教育研究機関は、国内外を問わず、ほとんど見当たりません。

この理想を実現するために、本学では、物理学や化学はもとより、数学、ゲノミクス、細胞生物学、神経生物学、生態学、海洋科学といった分野において、基礎研究と応用研究の両方をサポートしています。本学が目指している高度なレベルは、学際的かつ協力的なアプローチによって初めて達成できるものです。そのアプローチを効果的に適用するために、異なる分野が融合する形で研究ユニットを配置しています。本学の教員及びその他の研究者は互いに協力し合い、また、世界中の研究者との連携も通して、科学技術のグローバルな進展に貢献することが期待されています。

これと同様に、学生もまた、必修である3回のラボ・ローテーションのうち1回を専攻分野以外で履修することで、分野横断的な思考力が備わり、伝統的な学部制という限られた枠内で教育を受けた学生に比べ、複雑な問題に対する、より効果的な解決能力が身に付くことが期待されています。

本学はたいへん素晴らしい設備に恵まれています。このような価値ある資源を全て凌駕し得るものが人的資源であると確信しています。本学ではあらゆる文化を受け入れ、社会的な立場に関わらず、全ての有能な科学者に成功への公平な機会が与えられています。

(3) 科学技術研究科、科学技術専攻のみを設置

本学は、統合的、学際的な教育研究を促進するために、単一の研究科、単一の専攻を設置しています。研究・教育対象が科学技術の広範囲な分野に及ぶことから、研究科、専攻の名称はそれぞれ「科学技術研究科」、「科学技術専攻」としています。専門分野に関わらず、全教員がこの研究科に属しています。博士号の名称は、英語で「Ph.D (Doctor of Philosophy)」とし、日本語では、学際的な研究に対して授与する学位の名称として適切であることから、「博士（学術）」としています。

(4) 博士課程のみの一貫制大学

学生は、一流の研究機関や大学、また、ハイテク産業やスタートアップ企業など学術系以外のキャリアパスを見据えて、修士課程を経ることなく、統合的な博士課程に直接入学します。

標準在学期間を5年としたこの博士課程は、課程制大学院制度を踏まえたものであり、3学期制が採用され、博士論文研究に柔軟に備えられるよう、学生は1年次に3箇所の異なるラボ（研究ユニット）をローテーションします。並行して、基礎科目、専門科目を履修します。

2年次には、講義・演習を受講するほか、博士論文研究を行うこととなるラボを選択し、研究計画書を作成、提出します。研究計画書の審査に合格後、通常、3年次に3年間の博士論文研究に取り掛かり、5年次に論文を完成させ、審査に合格し、その他の卒業に必要な履修基準を満たすことになります。

学士課程を修了して本学に入学する学生は、通常、課程修了に5年を要します。既に保有する修士号と同じ分野で博士号を目指す学生は3年での修了が見込まれ、関連した分野で優等学位を持つ者及び異なる分野で修士号を有する者は4年で修了することもできます。

(5) 9月入学

本学は真に国際的な大学です。9月入学制を採用し、教育研究は英語で行われ、学生及び研究者の半数以上が外国人です。学生は専門的なスキルを身につけ、新しい発展に遅れないよう世界を駆け巡り、自分の研究成果を発信し、本学教員がもたらす広範なネットワークを活用するよう奨励されています。このことが、将来世界中の主要な研究機関や大学におけるキャリア・チャンスにつながります。

(6) 個々の学生に合わせた履修計画の編成

個々の学生の潜在能力を最大限に高め、科学的に卓越し、研究者やリーダーとして自立した人材として養成するという目的に基づき、本学は学生の個性を尊重し、履修計画は個々の学生の研究志向にしっかり合致するよう、また、履修歴、学生の関心分野に応じて個別に編成しています。学生ひとり一人に対応した体系的な教育課程の編成により学生個々のニーズ及び研究目的に応じた履修計画を提供することができます。

また、本学は、学生の自立的、柔軟で独自の科学的思考を促進し、学生が研究活動に専念する機会と時間を最大限とれるよう、教育課程を編成しています。

学生は、学生毎に指名されたアカデミック・メンターの適切な指導の下、博士論文研究を進めるために必要となる講義、演習及びラボ・ローテーションを最適に組み合わせ、個別の履修計画を編成します。専攻や教育課程の区別がないことにより、学生は幅広い分野の専門知識を共有し、その結果として、真に学際的な研究活動を進めることができます。

II 沿革と現況

本学の設置に向けた歩みは、平成13（2001）年6月、当時の尾身内閣府特命担当大臣（沖縄・北方対策、科学技術政策担当）による構想の提唱に端を発し、平成14（2002）年5月、沖縄復帰30周年記念式典において、小泉内閣総理大臣（当時）が本学設置構想の推進を表明、同年7月に策定された沖縄振興計画において本構想が沖縄振興施策の柱の一つに位置付けられました。

同構想の具体化に向けて、有馬朗人元文部大臣やMITの利根川進教授、ジェローム・フリードマン教授、ロックフェラー大学のトーステン・ヴィーゼル前学長ら国内外の著名な研究者らが検討を重ね、平成15（2003）年11月に「大学院大学の枠組み案」としてとりまとめられました。

平成17（2005）年9月に発足した独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構（理事長：シドニー・ブレナー博士）では、運営委員としてノーベル賞受賞者を中心とした内外の著名な科学者を招聘し、平成18（2006）年1月に第1回運営委員会を開催するなど新大学院大学構想の具体的検討に着手し、平成20（2008）年7月に「新大学院大学の青写真」としてまとめ、大学院大学の設置形態について「大学院大学の自主性と運営の柔軟性を尊重する観点から、「特別な学校法人」により設置される新たな形態の大学とする。」とされました。

平成23（2011）年10月に文科省による認可を経て、同年11月学校法人沖縄科学技術大学院大学学園が設立され、翌24（2012）年9月に博士課程を開設し、第1期生が入学しました。

平成26（2014）年7月には同枠組み文書公表からの進展を振り返るとともに、本学の現状を評価し、今後の持続的な成長及び発展の展望をまとめた「沖縄科学技術大学院大学 枠組み文書II（以下、「枠組み文書II」）」が策定されました。

令和元（2019）年5月には本学初の中期的な計画「OIST戦略計画2020-2030」が理事会において承認・策定されました。同年11月、同戦略計画の評価及び本学の将来の成功に対する見解を得るために、外部の科学者及び大学運営管理の専門家で構成される委員会が招集され、同委員会からは、これまでの日本政府による本学に対する多大な資金投資ならびに評判構築のための努力に鑑み、日本政府がこれまでの方針を堅持し、教育・研究における野心的な試みが成熟するための支援を継続することを強く推奨する旨の報告がなされました。

令和4（2022）年に改正される前の旧学園法では、「施行後10年を目途として、学園に対する国の財政支援の在り方、その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされており、同規定に則って、平成30（2018）年から令和3（2021）年まで、内閣府により設置された外部有識者パネルである「OISTの今後の諸課題に関する検討会」による検討・評価が実施され、令和3（2021）年8月に最終報告が提出されました。同検討会は「OISTがこれまで行ってきた学園法施行後10年間の取組・成果は、OISTが掲げるミッション・ステートメントを概ね達成しており、学園法の施行状況は概ね良好である」旨を報告しています。

同報告を受け、今後も政府として本学の運営を支援する方針が確認されましたが、令和4（2022）年の学園法改正において、旧学園法では「施行後10年を目途として」とされた見直し期間が「おおむね5年ごと」に短縮されました。

1. 本学の沿革

平成 13 (2001) 年

6 月 政府が沖縄科学技術大学院大学構想を提唱

平成 14 (2002) 年

5 月 沖縄復帰 30 周年記念式典において、小泉純一郎内閣総理大臣 (当時) が沖縄科学技術大学院大学構想の推進を表明

7 月 沖縄振興計画において、本構想を沖縄の振興施策の大きな柱として位置づけ

平成 15 (2003) 年

4 月 恩納村を大学院大学の建設予定地として選定

平成 16 (2004) 年

2 月 本構想の先行事業となる研究事業 Initial Research Project (IRP) として、4 件のプロジェクトを選定

平成 17 (2005) 年

3 月 沖縄科学技術大学院大学構想の推進主体を設立する独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法が国会にて可決

9 月 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構発足 (初代理事長: シドニー・ブレナー博士)

平成 18 (2006) 年

4 月 恩納村における最初の施設として完成した OIST Seaside House へ本部移転

平成 19 (2007) 年

3 月 キャンパス造成工事着手

平成 20 (2008) 年

3 月 研究棟 1 とセンター棟の建設に着手

11 月 シーサイド・ファカルティ宿舎の完成

平成 21 (2009) 年

7 月 沖縄科学技術大学院大学学園法公布

平成 22 (2010) 年

3 月 センター棟及び研究棟 1 供用開始

7 月 ジョナサン・ドーファン博士を沖縄科学技術大学院大学の初代学長予定者に選出

平成 23 (2011) 年

10 月 文部科学大臣より大学設置認可

11 月 学校法人沖縄科学技術大学院大学学園設立

平成 24 (2012) 年

2 月 講堂完成

6 月 研究棟 2 完成

9 月 博士課程開設、第 1 期生 34 名入学 (教員数 39 名、授業科目数 46 科目)

11 月 天皇皇后両陛下下行幸啓にてご来訪

平成 26 (2014) 年

8 月 チャイルド・ディベロップメント・センター (CDC) 完成

平成 27 (2015) 年

5 月 研究棟 3 完成

平成 28 (2016) 年

12 月 エンジニアリング・サポート・ビルディング完成

平成 29 (2017) 年

1 月 ピーター・グルース博士が 2 代目学長に就任

平成 30 (2018) 年

2 月 第 1 期生 14 名卒業

令和元 (2019) 年

12 月 第 4 研究棟完成

令和 3 (2021) 年

11 月 設立 10 周年

令和 4 (2022) 年

10 月 スバンテ・ペーボ教授 (アジャンクト) が、「絶滅したヒト科のゲノムと人類の進化に関する発見」により 2022 年のノーベル生理学・医学賞を受賞。

9 月 第 5 研究棟完成

令和 5 (2023) 年

6 月 カリン・マルキデス博士が 3 代目学長に就任

2. 本学の現況

- ・ 大学名 沖縄科学技術大学院大学
- ・ 所在地 沖縄県国頭郡恩納村字谷茶 1919 番地 1
- ・ 学部構成 科学技術研究科 科学技術専攻 (博士課程)
- ・ 学生数 287 名、教員数 91 名、研究者数 484 名、事務スタッフ 517 名 (令和 6 (2024) 年 5 月 1 日現在)

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

《1-1 の視点》

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

本学の使命・目的は、学園法第 1 条において「沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もって沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与すること」と明記されています。【資料 1-1-1】

本学の「沖縄科学技術大学院大学学則（以下、「学則」）」第 1 条においても、「国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行い、もって沖縄、日本ひいては世界の科学技術の発展に寄与すること」と具体的かつ明確に定められています。【資料 1-1-2】

さらに、平成26（2014）年に本学のガバナンスと運営管理について定めた枠組み文書Ⅱ第 1 章においても、本学の使命は、「卓越した研究及び科学教育を実現することにより、科学技術によって解決策を提供し得る地球規模の問題に対応することです。そしてさらに、沖縄と日本全体の経済再生を促進する触媒の役割を果たすことを目指しています」と明記されています。【資料 1-1-3】

本学における、業務の基本方針及びその手続きは、「基本方針（Policies）・ルール（Rules）・手続き（Procedures）ライブラリー（規程集）（以下、「PRP」）」で定められており、「第 1 章 沖縄科学技術大学院大学について：建学と統治の基本理念」において、下記の通り、本学の教育・研究目的を簡素な文章で明確に表現しています。【資料 1-1-4】

「本学が掲げる目的は明確です。それは、国際的に卓越した科学技術に関する教育及び研究を行うとともに、そのような教育研究によって、次のことを実現するということです。」

- 沖縄の自立的発展に貢献すること
- 日本と世界の科学技術の発展に貢献すること

また、本学の中期計画2020-2030は、令和元（2019）年に策定された中長期的な計画「OIST戦略計画2020-2030」に基づき、本学の将来の成長と発展のためのガイドラインと

してまとめられています。同戦略計画では、本学の上記目的の達成のために、下記の通り、ビジョン、並びにその基盤となる重視する価値（コア・バリュー）及びミッションが明記されています。【資料 1-1-5】 【資料 1-1-6】

- ビジョン：人類のための知の前進
- 重視する価値：卓越性・他者の尊重・責任感・透明性・持続可能性・多様性・勇気・自由
- ミッション：先駆的大学院大学として、科学的知見の最先端を切り拓く研究を行い、次世代の科学研究をリードする研究者を育て、沖縄におけるイノベーションを促進する拠点としての役割を果たすこと。

本学では、学園法第1条に明記されている沖縄振興及び世界の科学技術の発展への寄与という 2つの目的に沿って、本学の基本文書である枠組み文書 II 第 1 章や PRP1.1.1 において、「世界最高水準」、「学際性」、「国際性」、「柔軟性」、「世界的連携」、「産学連携」という基本コンセプトを掲げ、個性的な教育、研究及び社会貢献へ向けた特色ある取り組みをウェブサイト等で明示するとともに、このほか大学の根幹を成す情報や基本文書においても、本学の使命・目的が明記され、本学ウェブサイト上でも公開・発信されています。【資料 1-1-7】 【資料 1-1-8】

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

学園法において「国は、この法律の施行後10年を目途として（令和4（2022）年の法改正により『おおむね5年ごとに』に改正）、学園に対する国の財政支援の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定されています。

これに基づき、内閣府が設置した「OISTの今後の諸課題に関する検討会」による評価が令和3（2021）年に実施され、同年8月31日に同検討会による最終報告において、「OIST設置の目的である『国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もって沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与する』ことを達成していくためには、検討会は、なお国の財政支援は必要であると考え、国に対して、適切に支援することを求める」と提言されました。【資料 1-1-8】

同最終報告に基づき、令和4（2022）年の法改正において、本学の設立当初の目的に変更は無く、引き続き、設立当初目的の達成を目指すこととなりました。他方、令和元（2019）年に「OIST戦略計画2020-2030」を策定した後、主に予算的な制約から、右戦略計画で示した「令和5（2023）年までに OIST の第 1 フェーズ（教員・研究ユニット数を 100 とする）を完了する」という計画は達成に至っていません。

上記状況の中、令和5（2023）年6月に着任したカリン・マルキデス第3代学長のリーダーシップのもと、同戦略計画を見直すとともに、本学の使命・目的及び教育目的に基づき、本学の個性・特徴を生かした新たな中長期的な計画である「OIST Strategic Process 2024-2029 with Outlook to 2034」の策定に取り組んでいます。【資料 1-1-9】

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

《1-2 の視点》

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
学内外への周知
- 1-2-② 中長期的な計画への反映
- 1-2-③ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-④ 教育研究組織の構成との整合性
- 1-2-⑤

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

平成20（2008）年、本学の設立のために設置された独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の理事により構成された運営委員会において「新大学院大学の青写真」が策定され、その冒頭で下記の通り本学の目的と理念が明記されました。【資料 1-2-1】

世界最高水準の科学技術に関する研究及び教育を実施することにより、沖縄の自立的発展と世界の科学技術及び経済社会の向上に寄与すること。これらの目的は以下の理念に基づくものである。

- *世界最高水準 (Best in the World)*
- *柔軟性 (Flexible)*
- *国際性 (International)*
- *世界的連携 (Global Networking)*
- *産学連携 (Collaboration with Industry)*

同機構の運営委員は実質的に本学の設立委員として、本学準備段階から使命・目的及び教育目的の策定に直接関与・参画し、平成26（2014）年7月に「OIST枠組み文書II」において下記の通り、目的と理想を掲げています。【資料 1-2-2】

「沖縄科学技術大学院大学 (OIST) は、建学から10年以内に、世界最高の研究大学となることを目指しています。本学の使命は、卓越した研究及び科学教育を実現することにより、科学技術によって解決策を提供し得る地球規模の問題に対応することです。そしてさらに、沖縄と日本全体の経済再生を促進する触媒の役割を果たすことを目指しています。」

本学では、使命・目的及び教育目的等について、学園法第1条、ウェブサイト、PRP（第5章 研究科）等にてその周知を図っています。本学のウェブサイトは完全バイリンガルで作成されており、国内外を問わず、その周知に努めています。【資料1-2-3】
【資料1-2-4】

また、本学ウェブサイトの教職員採用情報では、各募集要項において本学の使命・目的及び教育目的を明記しており、教職員はそれらを理解・支持した上で応募、採用され、本学の運営に参画しています。【資料1-2-5】

前項1-1「使命・目的及び教育目的の設定」において述べた通り、本学では令和元（2019）年に中長期的な計画として、役員及び役職員の関与・参画のもとで「戦略計画2020-2030」を策定しました。

本計画は平成30（2018）年8月から令和元（2019）年5月にかけて、100名以上の本学の役職員がタスクフォースやワーキング・グループを通じ直接参加するとともに、学内での公開討議を経て策定されました。学内外のアドバイザーを交え、フォーカスグループにおいて、あるいは個別の討議が何度も行われました。学内関係者に情報を提供し、コメントや質問、提案を受ける一連の公開ミーティングを開催するなど、役員及び教職員の理解と支持を得ながら進められ、関連文書は全て本学の学内ウェブサイトで共有され、コメントを求めました。最後に、理事会及び評議員会ならびに学内外の関係者との議論を経て、令和元（2019）年5月に理事会で承認されました。

本学の使命・目的、教育目的は、上述の中長期的な基本文書である枠組み文書IIに加えて、下記の法令で定められている年度毎の事業計画及び中期計画、また戦略計画などの主要文書において明記・反映されています。【資料1-2-6】

事業計画冒頭文（2024）：

平成23年11月1日、沖縄の振興及び自立的発展に貢献すること、そして、日本及び世界の科学技術の発展に貢献することを目的とする沖縄科学技術大学院大学学園法（平成21年法律第76号。以下「学園法」という。）が施行されました。学校法人沖縄科学技術大学院大学学園（以下「学園」という。）は、文部科学大臣による認可を得て、学園法の施行に伴い成立した学校法人であり、沖縄において科学技術に関する世界最高水準の教育研究を行う沖縄科学技術大学院大学（以下「大学院大学」または「本学」という。）の設置及び運営を目的としています。この事業計画は、学園法第9条の規定に基づき作成され、学園の理事会により決定されたものです。

中期計画

本学の目的は、OIST設置の根拠となっている法律に定められている。すなわち、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もって沖縄の振興及び自立的発展、並びに世界の科学技術の発展に寄与することである。

戦略計画

沖縄科学技術大学院大学（OIST）は、国会で可決された法律に基づき、明確な目的を掲げて日本政府により創設された。

（目的Purpose）

第一条 この法律は、沖縄科学技術大学院大学の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、沖縄（沖縄県の区域をいう。以下同じ。）を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もって沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与することを目的とする。

また、本学の使命や目的について、役員及び教職員間の理解と支持を促進する方策として、全教員と役員が参加する教授会やフォーラム（特定の議題について議論する場）を定期的に開催し、積極的に共有・議論しています。また、教授会で互選された者からなる代議員会（ファカルティ・カウンシル）を月次開催し、教学面・運営面に関して学長に助言しています。さらに、研究ユニット職員を代表する組織としてOIST研究者コミュニティ（ORC）が積極的に活動しています。ORCはポストドクトラルスカラーや研究員など研究職員からの意見や提案をまとめ、運営側へと伝えます。このように、職種にかか

ならず、本学所属のあらゆるメンバーが本学の理念に基づき運営に貢献しています。

【資料 1-2-7】 【資料 1-2-8】

3つの方針であるアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーは、本学の使命・目的及び教育目的に基づき策定され、策定後においても、理事会、教授会及び入学者選抜委員会等による更なる見直しを通じて明確化が図られています。

上記3ポリシーは本学の公式ウェブサイトの「研究科」ページにおいて公開されています。【資料 1-2-9】

アドミッション・ポリシー

本学は、世界トップレベルの研究機関で形成される国際的な科学コミュニティーで活躍できる研究者を育成することを目的としています。そのため、アドミッション・ポリシーとして、国際的な科学研究の世界で指導的役割を担える可能性と意欲を持つ学生を獲得することを目指しています。

学生の募集及び選考は国内外の優秀な学生を獲得することに主眼を置いています。ここにおける「優秀な学生」とは、本学で実現できる最先端の研究の可能性に心躍らせ、研究意欲を掻き立てられ、専攻分野で抜きん出るために必要な好奇心と学力を備え、独自の研究及び独創的思考ができる素質を持った学生を指します。学生には、科学分野で高等教育を受け、先端研究を行うために必要な英語コミュニケーション能力及び論文執筆能力、そして様々な背景を持った人々と円滑に交流する能力が求められています。

本学博士課程は定員枠のみを基準にするのではなく、学力と適性を審査し選抜しています。

学生の選抜は、性別、ジェンダー・アイデンティティ、性表現、年齢、性的指向、心身の障害、健康状態、人種、民族、出自、文化、出身国、宗教、婚姻状況による差別を一切することなく行い、基準を満たした者に入学を許可します。また、女性や社会的少数者からの出願を歓迎しています。

募集対象は、理学分野の学士又は同等の学位を本学入学時まで取得見込みの学生、並びに理学分野の学士又は修士の学位保持者です。理工学系の分野の学位及び他の分野の学位保持者も対象としており、学校教育法に基づく大学院入学要件を満たしていなければなりません。合格者は博士課程にのみ入学可能です。

カリキュラム・ポリシー

「世界最高水準」という運営指針に従って、本学は卓越した学生を獲得し、最高水準の教育を実施します。本学の教育プログラムは、学生の潜在能力を最大限に高め、科学的に卓越し、自立性に富んだ人材として養成することを主たる目的とします。この目的に基づいて、学生の個性を尊重し、個々の研究志向、履修歴、目下の関心に応じた履修計画が個別に編成されます。教育課程編成の基本的な考え方は、自立した科学的思考を

促すこと、及び研究を通して自ら学ぶことです。本学では、分野間の壁のない単一の教育プログラムを提供しています。

学生は、一流の研究機関や大学におけるポストドク研究者の道へ通じる、統合的な博士課程に、修士課程を経ず入学することになります。標準在学期間を5年としたこの博士課程は、課程制大学院制度を踏まえたものであり、3学期制が採用されます。博士論文研究に柔軟に備えられるよう、学生は1年次にラボ・ローテーションと講義・演習を組み合わせて受講します。2年次には、講義・演習を受講するほか、博士論文研究を行うこととなるラボを選択し、研究計画書を作成、提出します。2年次の終わりには、博士論文研究に取り掛かる前に研究計画書の審査が行われます。提出された研究計画書の審査及び研究計画書の内容と研究分野の基礎知識に関する口頭審査が行われます。最高の国際基準を担保するため、該当研究分野の専門家が外部審査員として任命されます。研究計画書の審査に合格後、3年間の博士論文研究に取り掛かり、論文を完成させ、審査と口頭試問に合格することによって修了することとなります。

学士課程を修了して直接本学に入学する学生は、通常、課程修了に5年を要します。関連した分野で優等学位を持つ者及び異なる分野で修士の学位を有する者は4年、既に保有する修士の学位と同じ分野で博士の学位の取得を目指す学生は3年で修了できます。

ディプロマ・ポリシー

本学は、学生による独創的な科学的知見に大きく寄与する研究の完了をもって、博士の学位を授与します。学位は、特定の授業の履修、一定期間の在籍、又は一技術者として指示を受けて行った仕事に対して授与されるわけではありません。学位のための研究は、適切な程度の独立性をもって学生により遂行された、科学的知見に寄与する独創的な研究と、体系的な研究方法で構成されます。加えて、学生は、研究結果や研究手法について説明する能力を、英語を用いて口頭及び書面の両方で効果的に示さなければなりません。

学生は、独自の研究を学位論文にまとめ、口頭試問において発表しなければなりません。博士論文への付属文書として、発表済みの論文、または投稿予定の論文草稿を提出する必要があります。学生は、過去に別の学位認定のために提出した学位論文の研究を、当該審査に提出することはできません。

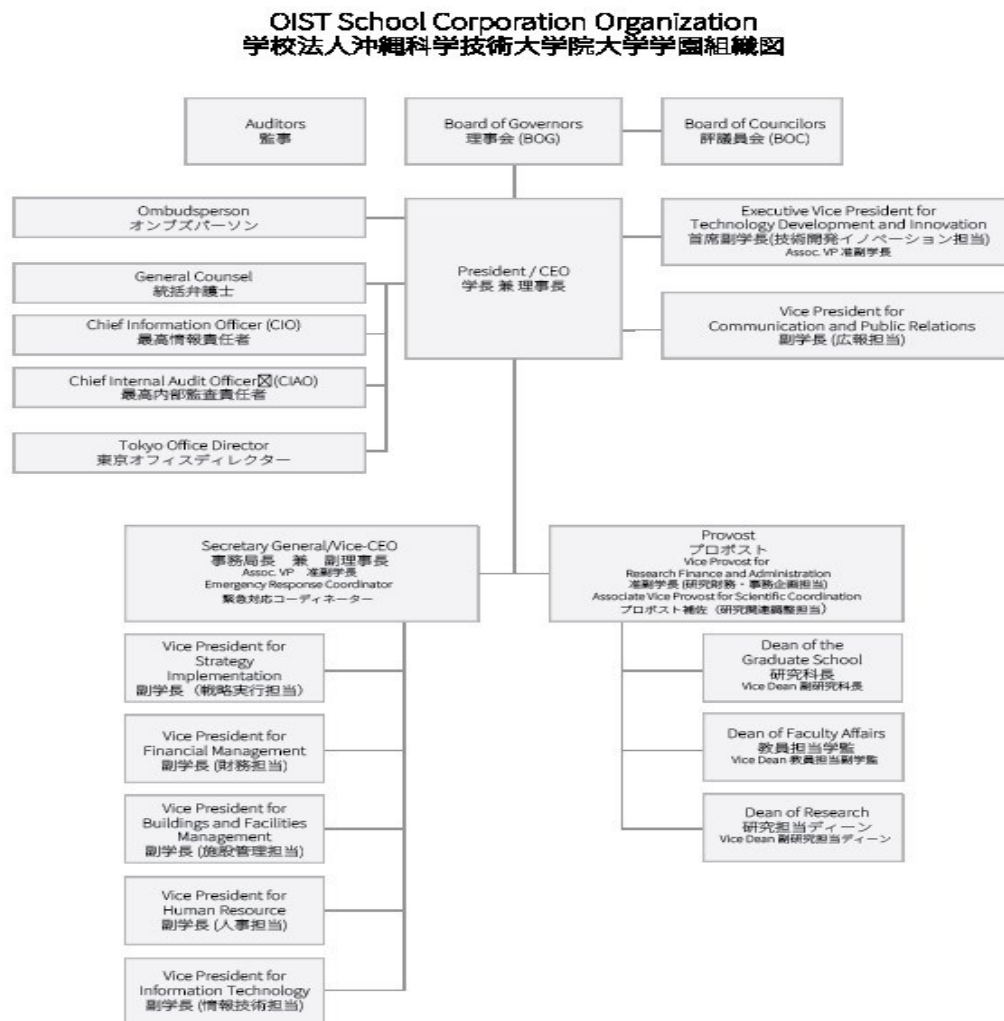
最高の国際基準を担保するため、論文の提出後に最終試験が行われます。最終試験には、論文の研究分野における国際的な立場の2名の外部審査員による論文の審査及び口頭試問が実施されます。

本学では学際的な研究・教育を重視し、従来の分野間、学部間の垣根を越え、協力と対話の推進を図るため単一研究科という構成となっています。

本学の教育研究組織は、学園法の趣旨に従いながら、図 1-2-1 のとおり、事務部門と一体的なマネジメント体制のもとで構築されています。

図 1-2-1 沖縄科学技術大学院大学学園組織図

As of April 1, 2024



上図で示すとおり、本学の使命・目的を遂行するため研究教育に関しては、プロボストのもとに3ディーン（研究科長、教員担当学監、研究担当ディーン）という構成で業務運営体制が構築されています。

研究科長は大学院に係る活動全般を所管し、教員担当学監は教員及び研究員全般を所管、研究担当ディーンは他大学・研究機関とのネットワーク構築や外部資金の獲得を所管します。

プロボストは学術関連の事項を統括し、上記の3ディーン間の調整及び研究活動全般のサポートに責任を有します。

所管業務の詳細は下記の通りです。

研究科長

研究科長は、本学研究科に在籍する学生へのサービスの提供及びプログラムの実施全般について所管します。研究科長は、学生の募集・選考から、学生の修了、そして、修了後の進路選択に至るまで、計画立案や学生へのサポート

の提供等の全ての側面について責任を負います。さらに、研究科長は、各教員への指導科目の割り振りを含め、教育課程全体を統括します。

教員担当学監

教員担当学監は、教員、研究ユニットの職員、その他の研究員（ビジティングプログラムを含む）の採用、任命、評価に関する業務全般を所管します。教員担当学監は、他のディーン及びプロボストとの協働のもと、学術研究を管理する責任を負います。さらに、図書館及びプロフェッショナル・ディベロップメント&インクルーシブ・エクセレンスセンター（C-Hub）の運営について責任を負います。【資料 1-2-10】

研究担当ディーン

研究担当ディーンは、学術研究に関する他大学及び研究機関とのネットワーク構築を所管します。また、外部研究資金の申請及び管理（首席副学長（技術開発イノベーション担当）の所管に含まれるものを除く。）にも責任を持ちます。

プロボスト

プロボストは、学術的事項について本学を代表するとともに、研究科長、教員担当学監及び研究担当ディーン間を調整することに責任を有します。また、研究リソースを配分する権限を有し、外部学術機関との契約締結に関する事務的支援など必要なリソースを管理します。更に、コアファシリティディレクターが統括するコアファシリティを用いた研究支援サービスを含む、研究活動に必要なサポート機能全般（教員担当学監の所管に含まれるものを除く。）について責任を有します。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の中長期的な計画である「戦略計画2020-2030」は、本学の使命・目的及び教育目的に基づいて、令和元（2019）年に全教職員の関与・参画のもとで策定されましたが、厳しい予算状況などその後の変化などを踏まえ、現在、同計画を見直し、新たな中長期的な計画「OIST Strategic Process 2024-2029 with Outlook to 2034」の策定に取り組んでいます。

今回の新計画の策定プロセスにおいても、前計画同様に、カテゴリーごとに、経営層から各部署の担当職員まで含めたワーキング・グループを設置し、計画案は全教職員にオープンにされ、コメントを求めるなど、学長のリーダー・シップのもと、理事会、評議員会、役員及び教職員の理解と支持を得ながら、令和6（2024）年度中の策定を目指して取り組んでいます。

また、時代とともに変化する学生のニーズと社会情勢を踏まえ、プロボスト及び3ディーン（研究科長、教員担当学監、研究担当ディーン）の協力体制の下で3つのポリシーの検証を継続し、本学の使命・目的を達成するために研究・教育組織等の体制の充実を図っています。

[基準1の自己評価]

本学の使命・目的及び教育目的は学園法に基づいて設定され、寄附行為、学則などの基本文書、事業計画及び中期計画、またウェブサイトや広報用パンフレット等にわかりやすく文章化・明文化され、理事会、両議院会、幹部職員及び教職員間で理解の徹底を図り、ウェブサイト等を通じて学内外に周知されています。

本学では令和元（2019）年に中長期的な「戦略計画2020-2030」が策定されました。その後の沖縄振興予算の削減などの国内事情、また量子分野やAI分野の発展など国際的な先進研究分野への対応が求められる中、学園法に規定された使命・目的自体に変更はありませんが、大学の規模拡大構想の見直しや将来的な優先研究分野の選定などを含め、役員及び教職員の関与・参画のもとで、令和5（2023）年度より新たな戦略計画の策定を進めています。

本学の3つのポリシーは本学の使命・目的をしっかりと反映しています。

アドミッション・ポリシーでは、本学の使命・目的に基づく理念のひとつである「世界最高水準」を見据え、「世界トップレベルの研究機関で形成される国際的な科学コミュニティで活躍できる研究者を育成する」ことを謳い、カリキュラム・ポリシーにおいても「『世界が認める大学院』という基本理念に従って、傑出した学生を獲得し、最高水準の教育」を提供すること、また、「学際性」という理念に沿って、「分野間の壁のない単一の教育プログラムを提供」することが明記されています。ディプロマ・ポリシーは、同様に「国際性」という理念に基づき、「研究結果や研究手法について説明する能力を、英語を用いて口頭及び書面の両方で効果的に示すこと」が明記されています。

本学は他の国内の大学と異なり、複数の学部・学科を有しない単一の科学技術研究科・専攻のみの大学院大学です。プロボストが3ディーン（研究科長、教員担当学監及び研究担当ディーン）の業務を調整・統括するという国内ではユニークな教育・研究組織体制が整備され、本学の使命・目的及び教育目的の達成に向けた取組みが順調に展開されています。

以上の自己評価に基づき、本学では基準1「使命・目的等」の基準を満たしていると判断します。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学では、ウェブサイトにおいてアドミッション・ポリシーとして「本学は世界トップレベルの研究機関で形成される国際的な科学コミュニティで活躍できる研究者を育成することを目的としている」と明記し、周知を図り、国際舞台で科学研究の指導者となる可能性及び意欲を持つ優秀な学生を獲得することに絞って募集活動を行っています。

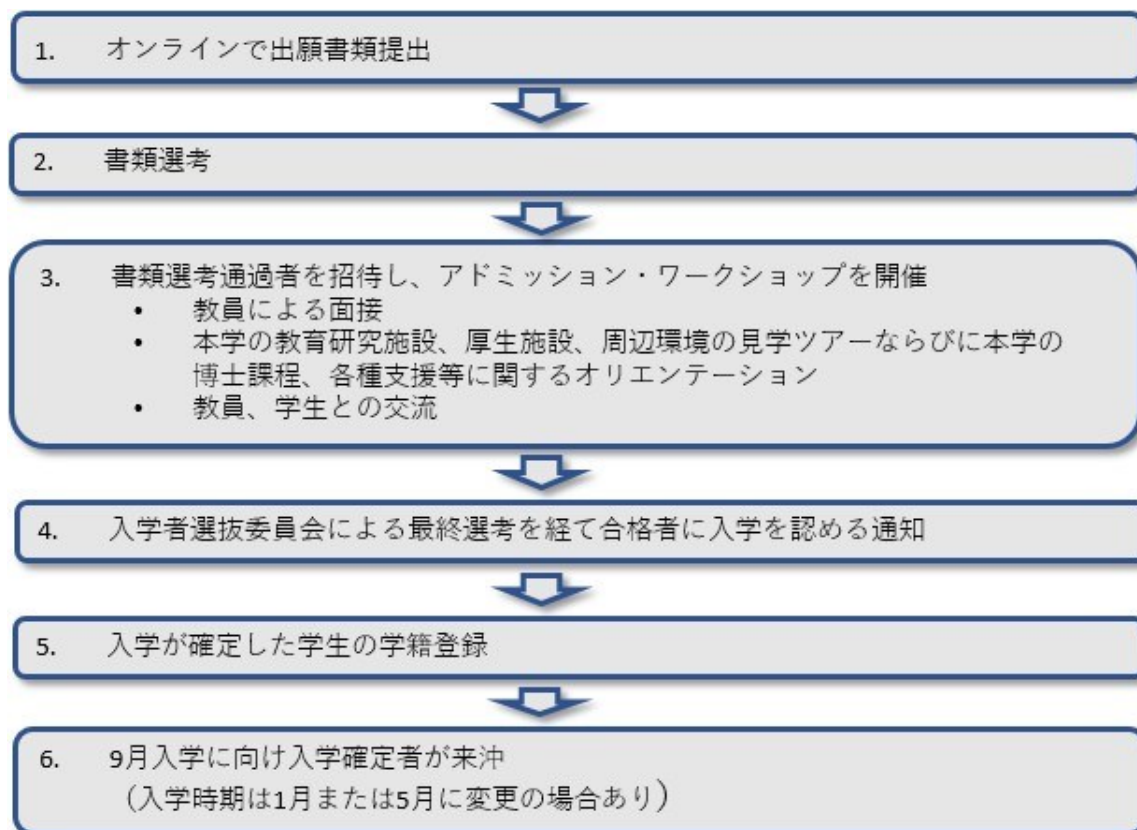
【資料 2-1-1】

「優秀な学生」とは、本学で携わることができる先端研究の潜在的な可能性及びそのことに対する知的感動によって強く動機付けられている学生、自ら選んだ研究分野において卓越するために必要とされる好奇心と知的な能力を備えている学生及び自立的な研究及び独創的思考ができる素質を持った学生を指します。

本学では、図 2-1-1 で示す体制の下で学生選抜を公正かつ妥当な方法により実施・運用し、アドミッション・ワークショップ後に同選抜プロセスを検証するとともに、必要な改善を行っています。

例えば、「優秀な学生」を選抜するために、応募者と教員との研究分野のマッチ度を示すことができるように評価システムを改善しました。この改善により、面接時に教員と志願者は科学についてより深く話し合うことができ、教員は志願者を効果的に評価できるようになりました。さらに、選考プロセスで志願者と教員の両方の研究分野の分布をシミュレーションし、特定の研究分野への志願者の過剰な集中を防ぎ、本学博士課程からの退学につながる可能性を事前に回避できるように取り組んでいます。

図 2-1-1 学生選抜プロセス (2024 年 5 月現在)



本学では、アドミッション・ポリシーに基づき、個々の学生が世界トップレベルの教育を受けることができるよう、1人の教員が指導する学生の人数を限定し、入学定員を60人としています。

本学の博士課程に出願する資格を有するのは、学士号、修士号、もしくは同等の学位を取得している、または入学日より前にその取得が見込まれる者で、入学者選考は、性別、ジェンダー・アイデンティティ、性表現、年齢、性的指向、心身の障害、健康状態、人種、民族、出自、文化、出身国、宗教、婚姻状況による一切の差別なく行われます。

入学希望者は、成績証明書及び学位記、「志望動機書」（英語 400 語以内で「出願者の科学的興味・関心」及び「OIST の博士課程で修得したいこと」について記述）及び出願者の学業面における業績に関する研究指導教員等からの推薦状（2 通から 5 通）を添え、ウェブサイトから出願します。

公表された論文、プレゼンテーションのアブストラクト等、学業の成果を示すその他の書類も任意の提出が可能です。出願時に提出が必要な書類の詳細は出願サイトの「出願」ページに明記されています。【資料 2-1-2】

出願者から提出された全ての書類を複数の教員が審査し、入学者選抜委員会により 80 名～100 名程度に絞り込まれた候補者を、2 月もしくは 6 月に本学にてそれぞれ開催されるアドミッション・ワークショップに招待します。

本学が学生に求めている資質は、標準試験のスコアでは簡単に評価できません。なぜ

なら、学生はそのような試験対策のための暗記学習ができ、高いスコアが必ずしも高い研究意欲、好奇心、自立した研究能力及び独創的思考力を反映するものではないからです。したがって、博士課程の学生の最終選考は、次のようなアドミッション・ワークショップを通して行われ、面接による評価に重点を置いています。

- 本学の教員による面接を行い、本学の博士課程で学ぶ目的や動機について面談します。教員はさらに、学生の履修歴や志望進路についても学生と質疑応答します。学生にとっては、本学の大学院プログラムに関して質問する機会となります。
- 学生に、本学の教育研究施設、厚生施設、周辺環境の見学ツアーの機会を提供します。
- 教員や在學生と触れ合う機会となる交流プログラムを提供します。

同ワークショップは、少なくとも丸2日間にわたって開催され、参加費、宿泊施設や食事は本学が提供します。

同ワークショップの結果に基づいて入学者選抜委員会が最終選考を行い、合格者にオファー・レターを発行することで合格を通知し、学生が同オファーを受け入れることで入学が決定します。

日本の大学で学ぶ学生と他国の学生のどちらも受け入れられるよう、9月入学を原則としています。学生個人ごとの事情を考慮し、5月あるいは1月の入学を許可する場合があります。

英語の能力に自信が持てない学生は入学前に語学講座に参加することができます。本学で研究を始める前に、科学技術に関する英語でのコミュニケーション能力を向上させるため、希望する研究分野にできるだけ近い英語を話す研究ユニット（室）に配属されます。また、入学前にラボの経験を積み、博士課程に備えることも可能です。【資料2-1-3】

令和6（2024）年度には、パースペクティブ・カウンシル（平成27（2015）年）及び外部評価委員会（令和元（2019）年）による評価に基づいた分野で卓越した教員を採用することにより研究ユニット数を増やし、より多くの新規学生を獲得する予定です。【資料2-1-4】

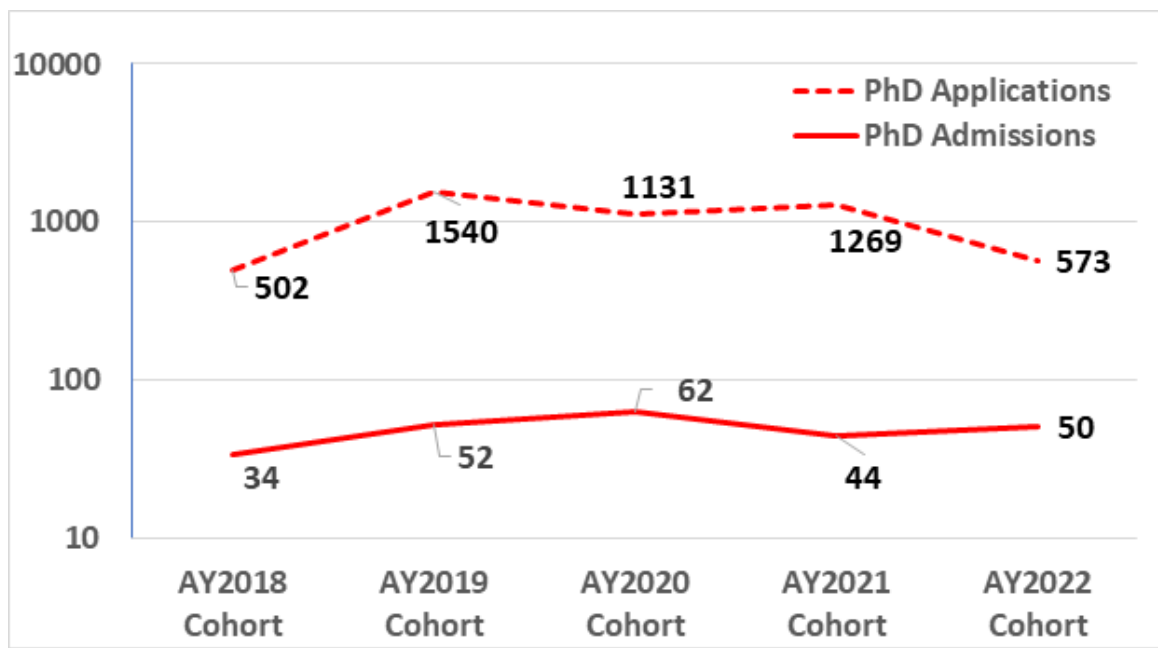
学生は本学の研究の成功には欠かせない存在です。教員数が増えれば、学生数もそれに応じて必然的に増えていくことになります。

下図2-1-2の実績が示すとおり、これまで定員を大幅に超える志願者を得ており、十分な人数の在籍学生を確保しています。これにより教育の質を低下させずに、教員対学生3：1の比率を維持することができると確信しています。

応募者数の着実な増加により、選りすぐりの学生を選別することができます。令和4（2022）学年度は、本学のリサーチ・インターンシップ中に志願し、合格した学生が多く、アドミッション・ワークショップが一度だけの開催となり、志願者数が例年の半数

となりました。

図 2-1-2 応募者および入学者数の推移 (2024年 5 月 1 日現在)



(3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

引き続き、科学技術分野において国際的なレベルで優秀な学生を国内外の候補者より選抜し、本学の博士課程に受け入れるため、以下のとおり日本及び世界各国で募集・獲得活動を展開します。

- 募集ツールとして、引き続き、研究科のウェブサイトを整備します。さらに、正確で分かりやすい学生募集パンフレットを発行します。
- 日本の学部生を対象とした英語での「サイエンス・チャレンジ」ワークショップを開催し、本学において最先端の研究を体験してもらうワークショップを開催します。
- 学修目的のために出身国や出身大学に赴く機会を利用し、本学の学生に当該地において本学について発表を行ってもらいます。
- 修了生ネットワークを活用し、彼らから有望な学生に対して本学の紹介を行ってもらいます。
- 国内外の優秀な学生に本学の博士課程への入学を検討してもらえるように、リサーチ・インターンシップ・プログラムを通して、本学での学生生活や研究設備を体験してもらう機会を提供します。
- 国内外で、本学の博士課程及びリサーチ・インターンシップの紹介を行うイベント「OIST Cafe」を、対面とオンラインで開催します。

また、令和3（2021）年8月31日に公表された内閣府外部評価委員会による提言※を踏まえ、琉球大学や沖縄工業高等専門学校からリサーチ・インターンや訪問研究学生を受け入れ、本学に県内の高等教育機関から優秀な学生が進学できるきっかけとなるように努めています。さらに、国内の優秀な日本人入学者の獲得のために、文部科学省より指定を受けたスーパーサイエンスハイスクール（SSH）に在籍する高校生を対象にした短期プログラムを構築し、英語を使用した研究体験ができる場を提供することにより、グローバル人材の育成に寄与できるようにも努めています。

※沖縄科学技術大学院大学学園法附則第14条において「国は、この法律の施行後10年を目途として（2022年の法改正により『おおむね5年ごとに』に改正）、学園に対する国の財政支援の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされています。これに基づき、内閣府が設置した「OISTの今後の諸課題に関する検討会」による評価が2021年に実施され、同年8月31日に「OIST法附則第14条に基づく検討に向けたOISTの取組等に関する評価及び今後の展開に係る最終報告」が公開されました。同報告の「教育」に係る提言は下記の通り。

「今後、アウトリーチの活動など琉球大学や沖縄高専といった県内の教育機関との教育研究以外の取組も含めたコラボレーションを更に深めていくことも学生にとって必要と考えられる。また、沖縄における人材育成の観点からもインターンシップを通じ、OISTに県内の高等教育機関から優秀な学生が進学するきっかけがつけられることが期待される。

さらに、世界的に活躍できる優れた日本人をOISTから輩出していく観点から、優秀な日本人入学者の獲得・育成方策の強化が課題である。特に、英語教育をはじめとしたグローバル人材の育成に必要な教育プログラムを強化し実践していくことが期待される。」

2-2 学修支援

《2-2 の視点》

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA（Teaching Assistant）等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA（Teaching Assistant）等の活用をはじめとする学修支援の充実

カリキュラム・プログラムセクションでは、実験実習室、必要な教育機器及び消耗品などの必要なリソースを管理・提供し、教授は教材・機材の準備に煩わされず、教授活動に集中することができます。本学では、授業や宿題を管理するために、大学全体のすべてのトレーニング（必修講習、一般及び特定の安全講習、機器トレーニング）をMicrosoft Teamsと学修管理システム（eFront PRO）で行っています。

教員と学生の比率が小さいため、平均クラス・サイズは5人です。これによりインタラクティブな学習が促進され、学生とコース・インストラクター間で活発な議論を可能にする緊密な関係が維持されています。

本学の学修及び授業支援に関わる方針

本学は、基礎科学を基盤とした高度な学際的教育を行なうことを目指しています。学生の個々の希望と適性を考慮しながら個別にカスタマイズされた履修プログラムを

組み、学際的な研究を行うための比類なき機会を提供しています。すべての学生の個性と独自性を尊重しながら、学生個々の博士課程プログラムが設計されます。同方針に基づく具体的な取り組みについては次のとおりです。

- ▶ 入学年度に新入生一人一人にアカデミック・メンターを任命します。メンターは課程開始前に学生と共に学生の希望と学歴背景を考慮しつつ、課程プログラムを設計します。アカデミック・メンターは学生の相談に乗り、また定期的に学生との面談の機会を設け、学生が適切な学修研究環境を築き、向上できるよう努めます。この関係は修了まで続きます。
- ▶ 2年次以降、学生は共に研究計画書の立案を行う指導教員を選択します。アカデミック・メンターは引き続き学生の相談に乗り、また必要なサポートを提供します。2年次の後半にそれぞれの学生に対し3人から成る論文指導委員会が組織されます。カリキュラム・審査委員会は論文指導委員会が正しく機能し、学生の助けになるよう監督します。
- ▶ 本学では、カリキュラム・審査委員会（CEC）の定例会議、研究科長による教授会での定期報告、諸問題に関わる議論・検討を通して教職員協働の下で学修支援及び授業支援に取り組んでいます。【資料2-2-1】
- ▶ 本学は教員の教育活動を支援するため、カリキュラム・プログラムセクションのスタッフによる実験資材の準備及び教室の手配等の取り組みをしています。設備の整った実験実習室の整備により、最新の研究機材・科学的手法に触れ、学ぶ機会を広げています。

課程の進捗に困難を認める学生に対して、本学はアカデミック・メンター及び研究指導教員の配置、研究科オフィスによる相談受付や「がんじゅうサービス（カウンセリング・サービス）（『がんじゅう』とは沖縄の言葉で健康・頑丈という意味）」によるメンタル・ヘルス・ケア等適切な支援環境が整えられています。これらの方針と取組により学生の学修への緻密なサポートを実現しています。【資料 2-2-2】

科目を落第した学生は再履修することができます。個人的事情や疾患等で学業の継続ができない学生は長期の休学を取ることができ、履修は中断されます。休学は合計 2 年まで取ることができ、本学のキャンパスに留まる必要はありません。

学生への学修及び授業支援に対して、学生による授業評価アンケート調査や学生評議会メンバーとの定期的な会議等を通じて学生の意見をくみ上げる仕組みを整備し、学修及び授業支援の体制改善に適切に反映させています。【資料2-2-3】

中途退学者、休学者及び留年者への対応

平成24（2012）年に博士課程の第1期生が入学して以来、39名の学生が休学し、51名の学生が博士課程を中途退学しました。

これらの学生の一部は学業不振の問題を抱えていましたが、その理由や背景は様々でした。必要に応じてこれらの学生のメンター、研究指導教員、または、がんじゅうサー

ビスと協力して個別に対応しています。CEC は学生の学業進捗に問題があるときに通知を受け、改善のための方策について検討します。

障害のある学生への対応

学生支援セクションでは、障害のある学生からの個別のリクエストに耳を傾け、学生が必要とする配慮の内容や程度に応じ、OISTクリニック、保健センター、がんじゅうサービス、キャンパス・ハウジング・チームといった関連部署と提携し、提供できる合理的配慮について考慮し、対応しています。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

全学生の代表である学生評議会は、定期的に理事会、評議員会、学長、プロボスト、教授会、研究科長、教員担当学監、研究担当ディーンとの会合に参加し、学生から収集されたフィードバックや意見を提供します。本学は継続的にこれらのフィードバック・意見及びアンケートの結果を踏まえ、学修支援を強化しています。

2-3 キャリア支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学では、研究者としてのキャリア開発支援を以下の具体的な方策を通じて必修の科目の中で明確に位置付けています。

「プロフェッショナル・キャリア・ディベロップメント I (PCD I)」及び「同 II」は、本学の修了生が、科学者としてのキャリアパスを歩むうえでの準備に資する授業科目であり、一連のセミナー及びワークショップとして実施されます。

科学的な記述に重点を置いたコミュニケーション、チームワーク、プログラミング、インディビジュアル・デベロップメント・プラン (IDP) 作成によるキャリアプランニングなど、プロフェッショナルとして不可欠なスキルはすべて5年間で培われます。

プロフェッショナル・ディベロップメント&インクルーシブ・エクセレンスセンター C-Hubは毎年300人以上の学生にワークショップ、セミナー、個別相談を提供しており、その中には教授法とコースデザインの修了証プログラムも含まれています。ビジネスパーソンや先端的科学研究のスペシャリストを外部から招聘し、講演や、ワークショップ、セミナーなどを開催することで、科学に関わるキャリアへの理解が増進されます。

また、こうした交流により、本学の優秀な学生と関連業界のリーダーとの接点が構築されることは、研究生活をどこで過ごすにせよ、修了生の将来にとって有益なことです。

なお、本学では、教育研究活動全般を通じて、アカデミック・メンター、研究指導教員ほか、全学の教員が学生の進路指導に関して責任を持ちます。このことは、研究職以

外の進路を選択する学生に対しても同様です。

次に、正課外のキャリア・サポート体制については、最初のステップとして、学生の進路開拓を支援するため、プロフェッショナル・キャリア開発コーディネーターにより情報提供を行うとともに、関連行事を開催しています。さらに、本学では求人情報の収集及びそれらの学内ウェブサイトや掲示板を活用した学生への提供並びに進路相談を充実させています。

また、プロフェッショナル・キャリア開発コーディネーターは博士課程在学中に少なくとも2回は博士課程のすべての学生と1対1のインタビューを行い、専門的能力の開発及びキャリアの志望の変遷をフォローします。学生は、同コーディネーターや他のカリキュラム・プログラム・セクションのスタッフと共に、自身の志望するキャリアに即した個別能力開発計画（IDP）を作成します。当該計画の情報に基づき、研究科は教員担当学監オフィスやOISTイノベーション・チーム（本学における技術開発と商業化のハブとして機能）等関連する部署と連携し、ワークショップやセミナーの拡充を図っています。

具体的には、プロフェッショナル・キャリア開発コーディネーターが、プロフェッショナル・キャリア開発ウェブサイトの学生向け求人情報ページを管理しています。また、履歴書、職務経歴書、カバーレターのテンプレートやキャリアに関するアドバイスも提供しています。

学生の就職活動への具体的な支援としては、インターネットの求人情報ウェブサイトの一覧表を作成・管理し、学生が自身の就職機会を容易に検索できるようにしています。また、履歴書、カバーレターのテンプレート及びその他の就職関連の情報も提供しています。【資料 2-3-1】

本学は、正規の博士課程学生にティーチング・アシスタントとして経験を積み、技術を磨く機会を提供しています。ティーチング・アシスタントとして、下記の様々な教育活動に貢献しています。

- 本学博士課程の授業の補助
- 本学主催の国際ワークショップ等におけるチューター活動
- サイエンス・チャレンジ、OISTカフェ等のアウトリーチ活動への貢献
- 大学間協定による他大学での教育活動補助
- その他本学が主催する教育活動の補助

教育指導経験は、アカデミックな経歴を築きあげる上で重要です。各学生のティーチング・アシスタントとしての活動記録は、学生がカリキュラム・プログラムセクションのプロフェッショナル・キャリア開発コーディネーターに提出します。

学生はまた、プロフェッショナル・ディベロップメント&インクルーシブ・エクセレンスセンター（C-Hub）がアレンジするティーチング・ワークショップに参加し、教育指導に必要なスキルの向上を図ることができます。

修了生の進路については、令和6年（2024）年5月1日現在、151名が博士号を授与されています。うち85%が就職し、大学、研究機関、企業等でポジションを得ています。

また、引き続き多くの学生が同様のキャリアパスを登っていくと期待されています。

【資料 2-3-2】

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、チームワークやプレゼンテーションの技術、研究倫理、キャリア開発、教育指導の実践、科学計算等を内容とする PCD 科目を提供します。C-Hubは、大学教育の教育学とコースデザインにおける最新の研究とベストプラクティスに基づいた国際標準のプログラムを提供しています。また、多様性、公平性、インクルージョンに関するプログラムやワークショップを提供し、教育や研究の質を高めています。

他の大学でのレクチャーの機会、国内外の大学や研究機関とのネットワークの形成、さらに、産業界、ポスドクのポジションや他の求人情報の提供などにより、キャリア開発活動を支援します。

カリキュラム・プログラムセクションは、博士課程の学生と面談を行い、どのようなスキルの習得・開発が必要かを学生から聴取し、関連するセクションの協力も得ながらこれらのスキル強化を図ります。また、学生のニーズや傾向を把握するため、個別能力開発計画（IDP）を継続的に活用していきます。

研究科では修了生一人一人に対しアンケートを取り、修了後の進路を辿れるようにしています。本学は定期的に修了生にコンタクトを取り、就労情報を含む修了生情報を更新していきます。

本学は、修了生及び本学退職者が参加することができる同窓会ネットワークを構築しています。修了生を含むメンバーは、各分野の信頼できるプロフェッショナル及び外部関係者の大きなネットワークに繋がることができ、このネットワークを通じ修了生が就職の機会を得ることも期待されます。

2-4 学生サービス

《2-4 の視点》

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学は、次世代の科学研究をリードする研究者を育て、科学的知見の最先端を切り拓く研究を行うことを目的としています。そのためには、世界トップクラスの優秀な学生が結集する必要があります。本学では、トップクラスの国際的な研究大学と同等の授業料や生活費等の経済的支援を行っています。【資料 2-4-1】

経済的な支援

(1) リサーチ・アシスタント制度及びシニア・リサーチ・アシスタント制度

本学のリサーチ・アシスタント制度及びシニア・リサーチ・アシスタント制度は本学の博士課程にフルタイムで在籍する学生に対して提供される経済的支援制度です。研究、または教育研究活動の補助業務を行う優秀な学生がリサーチ・アシスタントとして登録されます。他方、研究計画書の審査に合格し、論文研究に取り組んでいる学生は、シニア・リサーチ・アシスタントとして登録されます。任用期間は、通常、リサーチ・アシスタントは最長2年とし、シニア・リサーチ・アシスタントは最長3年としています。学生は、5年間の期間内に博士課程の修了要件を満たす必要があります。

(2) 学外の奨学金制度及び賞金

本学では、学生への経済的支援制度を有する一方で、学生が学外の奨学金を申請することを強く奨励しています。授業料相当額を含む本学のリサーチ・アシスタント制度またはティーチング・フェロー制度として本学が提供する報酬は、学外の奨学金と合わせ、年間総額 360 万円までとなっています。この制度内容に基づいて、本学のリサーチ・アシスタント制度及びティーチング・フェロー制度は外部奨学金と併給することができます。なお、外部資金の受給内容については、研究科オフィスに報告する義務があります。【資料 2-4-2】

(3) 授業料免除

本学は、外部資金獲得等を通じて、すぐれた研究能力を有すると認められる学生（日本学術振興会特別研究員等に採用された者等）に対し、授業料が全額免除となる制度があります。選考及び決定はカリキュラム・審査委員会により行われます。

(4) 学習目的のための旅費支援

本学は、他の教育機関を訪問するための旅費（エコノミークラスの往復航空券の支給）を支援しています。当該旅行期間中に、学業及びリサーチ・アシスタント業務に支障がない限りにおいて、年次休暇及びその他の休暇を取得することができます。当該支援は、各年に1回利用することができます。

(5) 学会に出席する旅費支援

学会等に出席する場合及びその他教育研究活動に伴う旅費を支援しています。

(6) キャリアイベントに参加する学生に対する旅費支援

本学では、学生が国内のキャリアイベント等に参加するための旅費支援を提供しています。

(7) 移転手当及び移転料

移転手当及び移転料が支給されます。

(8) 通学

通学手段が必要な学生はシャトルバスを利用するものとし、学外住居に住む学生で一定の条件を満たす者は、住居から大学までの距離を考慮した通学補助を受けます。

福利厚生

(1) 学生の健康及びカウンセリング

本学では、バイリンガルの医師、看護師、事務職員が常勤するクリニックを設置し、キャンパスにおいて学生の健康全般のニーズを満たしています。また、必要に応じて学生に地元の医療機関を紹介しています。メンタルヘルス・サポートの面では臨床心理士によるがんじゅうサービスを提供しています。【資料 2-4-3】

- (2) 保険
学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険（略称「学研災」と「学研賠」）が付与されます。
- (3) チャイルド・ケア
チャイルド・ケアを必要とする学生は、大学構内のチャイルド・ディベロップメント・センター（CDC）を利用することができます。本学は、子供を持つ学生が国際的で質の高い教育サービスを受ける上で必要な支援について理解しています。優秀な人材を惹きつけ、確保し、大学コミュニティの福利を向上させるために、卓越した児童・青少年サービスを提供することが必要です。CDCでは生後2ヶ月から子供を受け入れているため、学生が適宜研究に戻りやすい環境を提供することに貢献しています。【資料 2-4-4】
- (4) レクリエーション・文化・社会活動
本学では、学生支援セクションやレクリエーション・サービスセクションが、レクリエーション活動、文化活動及び社会活動を企画し、推進することによって、学生の福利厚生を支援しています。本学には様々なクラブがあり、学生は教職員を含め、共通の関心を持つ他のメンバーともつながり、教室外での経験を広げることができます。本学で開催されるクラブやイベントに参加することは、学生がキャンパス内外で直面する問題を解決する助けとなり、学生の成功を促進し、連帯感や帰属意識を高めることにもつながります。
- (5) 学生宿舎
キャンパス・ハウジングに住む学生には宿舎使用料が助成されます。すべての学生は、提供された学生宿舎に少なくとも1年は住むことを求められます。学内宿舎はすべて、居間と寝室に空調設備を備えており、日常生活に必要な基本的な家具や備品が一式揃っています。また、ビレッジ・センター1階の福利厚生施設（居住者支援デスク、リネン／ドライ・クリーニング・サービス、コンビニエンス・ストア、コイン・ランドリー、ジム、学生ラウンジ、電気調理器具一式を備えた共同キッチン及びミーティング／イベントルーム等）を利用することができます。公共料金は、学生の負担としています。
キャンパス・ハウジングの居住スペースが不足するなど、やむを得ない事情により学外に居住する必要がある場合は、本学が借り上げる住宅を学生に貸与することができます。【資料 2-4-5】

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学では外国人学生が大半を占めています。文化イベントの開催や日本国内の他大学に在籍する学生との交流の機会を設けることにより、日本文化に対する理解を促進していきます。

本学は、引き続き、優れた学生の獲得を巡って競合する世界水準の大学と同程度の生活レベルを提供し、学生が研究活動等に専念できるよう環境を整備します。

2-5 学修環境の整備

《2-5 の視点》

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学のキャンパス整備は、以下の3つの基本コンセプトに沿って行われています。

- 最先端技術と環境の調和
- 学際的な交流
- 産学連携とネットワーク

メインキャンパスは、最先端技術を具現したものとすることを旨としますが、周辺環境との共生関係を確保しつつ、沖縄の豊かな自然環境と可能な限り調和して建設されています。施設は、学際的教育研究の土壌となるよう、学生・研究者間の交流が最大限促進されるように設計されています。国際ワークショップや産学連携を目的として整備された施設によって、本学の世界的ネットワークの構築が推進されています。【資料2-5-1】

本学メインキャンパスの校地 686,267.11㎡のうち、631,113.60㎡が恩納村から貸与されています。メインキャンパスは、教育研究活動の中心となる「ラボ・ゾーン」、学生・研究者の居住空間を主とした「ビレッジ・ゾーン」及び民間研究機関が入居する産学連携ゾーン」が整備されています。

各ラボ及び関連する共有施設並びに本部機構のために、センター棟、第1研究棟、第2研究棟、第3研究棟、第4研究棟及び第5研究棟の計6棟がラボ・ゾーン及び管理ゾーンとして建設されています。

センター棟は、講義室、図書館、医務室等の共同利用施設、また大学本部機構を有しており、学生、教員、研究員及び大学職員間の交流の中心となっています。

本学の学生は、ラボ科目及び博士論文研究のため、ほとんどの時間を研究棟で過ごします。複数の研究ユニットが共同で使用する間仕切りのない研究空間（オープン・ラボ）があり、そこが研究者及び学生の日々の研究活動の場となっています。これにより、研究者及び学生間の交流の促進並びに共用研究機器の集約化が図られています。

上記の研究スペース以外に、専任教員には各1室の個人執務室（約19㎡）が与えら

れ、教員の個別及び共同研究、学生の個別指導に使用されています。学生は初年次からラボに配属され（ラボ・ローテーション）、全員が各自の机で自習できるようになっています。この他、学習室や講義室（グループ学習に利用可）等を備えています。学生ラウンジ（学生休憩・控室）が動線の集中する玄関や階段付近に設置されていることにより、学生間、また学生・研究者間の日常的な交流が促されています。【資料 2-5-2】

表 2-5-1: 主な部屋数、収容人数等

センター棟	特別講義室（150人収容）、セミナー・ルーム 2 室（各 60 人収容）、会議室 4 室（各 16～20 人収容）、実験実習室、事務オフィス、図書館、メディア・センター、カフェ
第 1 研究棟	オープン・ラボ（各階複数）、講義室 6 室（16～60 人収容）、学習室 2 室、学生ラウンジ 5 室、個人研究室 20 室
第 2 研究棟	オープン・ラボ（各階複数）、講義室 4 室（12-20 人収容）、学生ラウンジ 6 室、個人研究室 16 室
第 3 研究棟	オープン・ラボ（各階複数）、セミナー・ルーム 1 室（60 人収容）、講義室 6 室（16-20 人収容）、会議室 11 室（8-12 人収容）、個人研究室 24 室
第 4 研究棟	学長室、オープン・ラボ（各階複数）、セミナー・ルーム1室(103人収容)、セミナー・ルーム2室(37人収容)、講義室1室(20人収容)、会議室4室(16人収容)、会議室2室(9-10名収容)、会議室13室(6名収容)、会議室1室(4名収容)個人研究室26室、学生ラウンジ11室、医務室
第 5 研究棟	オープン・ラボ（各階複数）、セミナー・ルーム1室(61人収容)、会議室3室(15名)、会議室6室(12名)、会議室2室(8名)、会議室6室(6名)、会議室1室(4名)、個人研究室24室、学生ラウンジ21室
エンジニアリング・サポート棟	工作室、事務オフィス、倉庫、ラウンジ、会議スペース
マリン・サイエンス・ステーション	アウトドア・タンク、インドア・タンク、ウェット・ラボ、ワークショップ、教員オフィス 2 室、スタッフ・オフィス、ラウンジ兼会議スペース、取水施設
講堂及びカンファレンス・センター	講堂（500 席、AV 機材）、講義及び会議室 3 室、ロビー・エリア
シーサイド・ハウス	会議室 3 室（20 人収容）、セミナー・ルーム（60 人収容）、多目的室（60-100 人収容）、個人研究室 1 室

学生の博士論文研究を先端的なものとするためには、最新の機器へのアクセスが重要です。センター棟及び第1研究棟は、ゲノミクスの中核的研究施設、電子顕微鏡、ハイパフォーマンス・コンピューティングを備えた中心的研究施設となっています。また、第2研究棟は、物理学研究室に必要なクリーンルームやレーザー実験室を備え、第3研究棟は、海洋研究や生体分子イメージングなど各研究分野のスペース、学生用の教育ラボ

及びOISTイノベーション(技術開発ラボ)が入居しており、第4研究棟は、海洋研究ラボや量子物理学向けの走査型トンネル顕微鏡が設置されており、第5研究棟には、最新の洗浄設備を備えた動物実験施設、OIST量子技術センター、理論科学客員プログラムセンターがあり、各ラボもあらゆる研究ニーズを満たす優れた機器を揃えています。【資料 2-5-3】

学生はこのような自身の潜在能力を最大限に発現できる環境の下で研究に取り組んでいます。

本学施設内では、全職員が安全なワイヤレス・ネットワークに接続できます。また、ビジターもワイヤレス・ネットワークを利用できます。セミナー・ルーム及び会議室は、最先端のビデオ・オーディオ会議システムが装備されており、インターネットを介してグローバル会議が開催されています。また、管理の行き届いた、高セキュリティなサーバー・ルームを備えており、中断することのない接続を保証するなど、大学の発展し続けるニーズに対応するため、情報技術の基盤を継続的にアップグレードしています。

冷却及び無停電電源装置を含むサーバー・ルームの容量は、現在及び将来のリサーチ・コンピューティングの需要を満たすためにアップグレードされています。ネットワークは、研究機器からの大容量のデータ・フロー及び高性能コンピューティング基盤の高帯域幅要件を支えるように設計、実装、拡張されています。プライマリー・インターネット接続は100Gにアップグレードされ、国際的な面でも研究データの送信に十分な帯域幅を提供しています。

ビデオ会議機器は、多くの会議室に設置され、本学カレンダー・システムと統合されています。これにより、本学関係者は国内外を問わずビデオ会議を容易にスケジュールできる環境が整備されています。

本学図書館は、教育・研究活動に不可欠な本学のインフラストラクチャーの中核をなすもので、本学関係者に対し、多様な文献及びデータベースを図書館の施設とオンラインで利用することができる環境を提供しています。

図書館では、本学の教育・研究活動を支える電子及び印刷資料を所蔵しています。当該資料には、学内での教育上及び一般的なレフェレンス・ニーズを満たす印刷物の他、収容スペースでの制約及び利用者の利便性を考慮して収集した膨大な数の電子資料が含まれています。利用者は、学内及び学外のいずれにおいても必要な時に電子資料にアクセスすることができるため、ストレスのない環境で勉学や研究に励むことができます。

本学での教育・研究ニーズを満たすため、教員・学生・研究職員・事務職員からなる図書館委員会を定期的で開催し、購読する科学ジャーナル等を定期的な精査し、コレクションの充実に努めています。また、機関レポジトリに本学の成果物を登録することにより、本学の研究成果を積極的に発信しています。【資料 2-5-4】

図書館内には仕切られた学習スペース、図書館の蔵書目録及び電子資料にアクセス可能なコンピューター、快適な読書用ソファ、コピー機、24時間利用可能な図書貸出機等

を提供しています。

本学のすべての施設は、日本の建築基準法に基づいて設計されており、また、沖縄県のまちづくり条例に基づいたバリアフリーやダイバーシティを念頭に必要な整備を行っています。研究機器や研究設備についても、同規則に従って設置しています。また、本学内には、授乳等ができるファミリー・ルームやマザーズ・ルームも設置されています。

【資料2-5-5】

施設の防災・防火対策は消防法、建築基準法に基づいて行われています。また、本学の防災・防火計画に基づいて、防災・防火訓練の実施、災害時の対応手順の構築、自衛消防組織の編成が行われています。【資料 2-5-6】 【資料 2-5-7】

施設内のオフィス家具、実験機器、パソコンなどの耐震対策は、本学の耐震対策手順に基づいて行われています。新規で購入する家具や機器の耐震対策は、基本的に購入時に設置する業者が行いますが、床固定、壁固定などが必要な場合は、設置後に本学施設管理担当者が調査を行った上で必要な地震対策を行っています。

学生対教員の比率は3：1です。この小さな比率により、教員と学生間で活発な議論を可能にする密接な関係を維持でき、インタラクティブな学習を促進できます。小規模のクラスでは、受講生の既得習熟度レベルにかかわらず、教授が各学生の履修の進捗を調整することもできます。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

建設予定施設の設計前に、既存の施設の問題点等を洗い出し、改善するために「施設基準とガイドライン」を作成し、随時更新を行い、業務や教育・研究等に快適な環境を維持しながら、引き続き、最先端の研究を行うことができるよう施設の整備を図ります。

なお、前回の令和30（2018）年度認証評価における評価結果において、図書館等の有効活用に関して、「学際的研究の創発力を高めるためには、図書館の機能拡充を図ることが望まれる。」との「参考意見」をいただきましたが、これについては、毎年、教員に対して電子ジャーナルや図書を購入要望調査を実施し、教員のニーズや研究環境の変化に応じて柔軟に資料を整備するなど、図書館機能の拡充に努めています。また、定期的に電子ジャーナルの利用統計を分析し、利用の少ないジャーナルは購読中止するようにしており、所蔵資料の適正な運用に努めています。

2-6 学生の意見・要望への対応

《2-6 の視点》

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生全体の代表である学生評議会は、理事会・評議員、学長、事務局長、プロボスト、副学長等、教授会、研究科長、研究担当ディーン、建築・施設管理者と定期的に会合しています。教育環境、カリキュラム財政的支援、その他の福祉問題など、学生に影響を与える事項について、直接的及び間接的にレビュー及びディスカッションを行います。【資料 2-6-1】

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

大学の研究科長と学生評議会との定期的な会合は、引き続き学生の満足度を理解する上で重要な役割を果たし、研究科長は、その成果をカリキュラム審査委員会、教授会及び理事会に報告し、改善に向けた対策を検討していきます。

【基準 2 の自己評価】

学生の受入れについては、学則に規定された「国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行い、もって沖縄、日本ひいては世界の科学技術の発展に寄与する」という教育目的に沿って、アドミッション・ポリシーを定め、その中で「世界トップレベルの研究機関で形成される国際的な科学コミュニティーで活躍できる研究者を育成する」ことを明示し、ウェブサイトにて学内外に周知を図っています。

同ポリシーに基づき、入学者選抜においては、複数教員による書類審査、入学者選抜委員会による候補者の絞り込み、アドミッション・ワークショップでの教員による面接を経た後、再度、入学者選抜委員会にて合格者を決定するなど、公正かつ妥当な方法で適切に実施されています。

令和6（2024）年度の入学者数は定員（60名）を満たしていませんが、これは、定員数を満たすことよりも、先端研究の潜在的な可能性と知的感動によって強く動機付けられ、自ら選んだ研究分野において卓越するために必要とされる好奇心と知的な能力を備え、また自立的な研究及び独創的思考ができる素質を持った「優秀な学生」を獲得することを重視しているためであり、本学の教育目的に適ったものです。

学生支援については、本学では、学生一人一人に対してアカデミック・メンターが任命され、学生の個性と独自性を尊重しながら、学生の希望と学歴背景を踏まえて、学生個々の課程プログラムが設計されています。アカデミック・メンターは学生の相談に乗り、また定期的に学生との面談の機会を設け、学生が適切な学修環境の中で学習・研究ができるよう努めています。

カリキュラム・審査委員会の定例会議、研究科長による教授会での定期報告や諸問題に関わる議論・検討の場を通して学修支援及び授業支援に取り組み、一方、教育現場においては、研究科職員が授業用実験資材の準備及び教室の手配等、教員の教育活動を支援する

など、教職員協働の下で学修支援を図っています。

課程の履修に支援を要する学生に対しては、アカデミック・メンター及び研究指導教員・指導教官の配置や研究科オフィスによる相談対応など、また必要に応じてメンタル・ヘルス・ケアのためのカウンセリング・サービス等を提供し、適切な支援環境を整えています。

キャリア支援については、まず、研究者としてのキャリア開発支援の取組みとして、科学者としてのキャリアパスを歩む上での準備に資する授業を正規科目（プロフェッショナル・キャリア・ディベロップメント I & II）として取り入れています。

正課外の支援として、プロフェッショナル・キャリア開発コーディネーターによる進路開拓支援があり、進路に関する情報提供や関連イベントの開催などを通じて、進路相談を充実させています。

また、将来、教員としてのキャリアを想定し、学生がティーチング・アシスタントとして経験を積み、技術を磨く機会を設けるなどの支援を提供しています。

学生サービスについては、学内に医師、看護師、事務職員が配置されたバイリンガル対応のクリニックと臨床心理士によるメンタル・サポートの施設を設置して、学生の心身の健康維持をサポートしています。

研究科に担当セクションを設け、レクリエーション活動、文化活動及び社会活動を企画し、推進するなど学生の福利厚生を提供しています。

学生は、リサーチ・アシスタント制度（2年次まで）及びシニア・リサーチ・アシスタント制度（3年次以降）に基づき、教育・研究活動の補助業務に従事し、経済的な支援を得るとともに、学外の奨学金の獲得が奨励され、それらを合わせて、年間360万円まで支援することとしています。

キャンパス内の宿舎に居住する学生には使用料が助成されます。学内宿舎はすべて、基本的な家具や備品、空調設備が揃っています。また、学内居住者のために、居住者支援デスク、リネン／ドライ・クリーニング・サービス、コンビニ、コイン・ランドリー、ジム、学生ラウンジ、共同キッチンなど福利厚生施設を提供しています。

本学では学生対教員の比率は3：1を基本としており、この小さな比率により教員と学生間で活発な議論を可能にする密接な関係を維持でき、インタラクティブな学習を促進できます。

学生の意見・要望への対応については、学修環境、カリキュラム、財政的支援、その他の福祉問題など学生に影響を与える事項について、学生全体の代表である学生評議会が、理事会・評議員、学長、プロボスト、副学長等役員、教授会、研究科長、研究担当ディーン、建築・施設管理者と定期的開催する会合を通じて要望・提案し、直接的及び間接的にレビュー及びディスカッションを通じて改善を図っています。

よって、上記自己評価報告の通り、基準 2「学生」の基準を満たしていると判断します。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

《3-1 の視点》

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

本学では、「国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行い、もって沖縄、日本ひいては世界の科学技術の発展に寄与する」という教育目的に沿って、次のとおり、ディプロマ・ポリシーを定めています。

本学は学生による独創的な、科学的知見に大きく寄与する研究の完了をもって、博士の学位を授与します。学位は、特定の授業の履修や一定の在籍期間、または一研究員として指示を受け行った研究活動に対して授与されるわけではありません。本ディプロマ・ポリシーはウェブサイトにて学内外に公表・周知されています。【資料 3-1-1】

学位のための研究は、適切な程度の独立性をもって学生により遂行された、科学的知見に寄与する独創的な研究と、体系的な研究方法で構成されます。加えて、学生は、研究結果や研究手法について説明する能力を、英語で口頭及び書面の両方で効果的に示さなければなりません。

単位認定

本学の授業科目には、基礎科目、専門科目があり、合計 20 単位取得します。ラボ科目にはラボ・ローテーションと研究計画書作成指導があり、プロフェッショナル・キャリア・ディベロップメント (PCD) 科目と合わせて、10 単位とします (ラボ・ローテーションは必ず 3 つのラボを経験しなければならず、合計で 3 単位、研究計画3単位、PCD4単位となっています)。修士の学位を持たない学生は選択科目 (基礎科目と専門科目) を 10 科目履修します。選択科目は一科目につき2単位認定され、35 時間以上の授業時間と授業時間外の演習課題や文献読等が課せられます。インディペンデント・スタディ、スペシャル・トピック等の授業はそれぞれ 1 単位が認定され 15 時間以上の教授が課せられています。【資料 3-1-2】 【資料 3-1-3】

履修順序の概要は次のとおりです。

【1年次】

- アカデミック・メンターの選任
- 1年次と2年次の履修計画（ラボ・ローテーションを含む）の作成
- PCD I
- 履修が承認された基礎科目と専門科目の履修
- 3つのラボ・ローテーション

【2年次】

- 研究計画書の作成準備
- 必要に応じ、履修が承認された基礎科目と専門科目の履修
- PCD Iを引き続き履修
- 研究指導教員・論文指導委員会メンバーのノミネート
- ノミネート・フォームと研究計画書の提出
- 博士論文研究開始のための口頭試問（内部審査員1名と外部審査員1名による）

【3年次～5年次】

- 博士論文研究
- PCD IIを履修
- 研究進捗状況の確認

【学位論文審査】

- 論文提出意向の届出
- 論文審査委員のノミネートと任命（学部審査員2名）
- 論文提出
- 本学において論文発表及び口頭試問

さらに、成績評価については、筆記、実技または口頭の試験手段で、もしくは継続的なアセスメント（授業への参加状況、宿題の提出状況等）で、もしくはその組み合わせにより実施されます。

進級要件

研究指導を監督するため、研究指導教員の職階・経験に関わらず、学生毎に論文指導委員会を設置します。論文指導委員会のメンバーは、研究指導教員、アカデミック・メンター、共同研究指導教員、さらに、学生が研究指導教員と相談のうえ本学の教員から選ぶ1名の教員で構成されます。共同研究指導教員を学外から選出する場合は、さらにもう一人、本学の教員の中から選出する必要があります。【資料 3-1-4】

研究指導教員／論文指導委員会メンバーの承認プロセス

学生は、本学の専任教員の中から、研究指導教員を選ぶ必要があります。また論文指導委員会の第三のメンバーについても提案することができます。論文審査委員会のメンバーは、博士論文研究開始の資格審査の前に選出され、承認されていなければなりません。

学生は、研究指導教員予定者及びアカデミック・メンターと相談の上、研究指導教員を指名する様式を研究科に提出します。その後、研究指導教員予定者、メンター及び論文指導委員会メンバー予定者と相談の上、論文指導委員会メンバーを指名する様式を研究科に提出します。研究指導教員及び論文指導委員会は、教務セクションからのアドバイスを得て、研究科長により正式に任命されます。指名された研究指導教員がアカデミック・メンターである場合には、利益相反を避けるため、研究科長は新たにアカデミック・メンターを選任します。

研究計画書の口頭試問

研究計画書の審査パネルは、学外審査員、学内審査員、およびカリキュラム・審査委員会（CEC）により任命された議長の3名で構成されます。審査パネルは、研究計画書の諮問も含む、3時間以内の口頭試問を行います。

審査パネルには、研究計画書に関する分野の専門家で、かつ、少なくとも1名の博士課程の学生を卒業させた実績を持つ学外審査員が含まれます。学外審査員は、研究指導教員予定者からの推薦を考慮しながら、CECによって任命されます。CECは、研究指導教員予定者が指名していない審査員を指名することもできます。CECは、指名された審査員が、研究計画書の研究分野の専門家であるかどうかを判断する責任を負います。

審査パネルには、研究指導教員予定者が推薦し、CECが任命した本学教員の中から選ばれた学内審査員も含まれます。

研究計画書の審査に関する本学の基準及び規則に精通した本学教員がカリキュラム・審査パネルにより任命され、審査パネルの議長を務めます。審査パネルには、研究指導教員予定者及び学生のメンターは含まれません。研究指導教員（及び／または共同研究指導教員）予定者は、発言権を持たないオブザーバーとしてのみ口頭試問に出席することができます。

通常、審査は本学で直接行われますが、それが不可能な場合、研究科長はビデオ会議による遠隔参加を許可することがあります。

試験会場での提出が許可される資料は、通常、研究計画書のみです。研究計画書提出後に出た新たな研究成果を含む追加資料については、遅くとも1週間前までに審査パネルの議長に提出し、議長がその提出に同意した場合に限り、追加が許可されます。

審査は、議長が審査開始の宣言をし、学生と審査員たちに試験の流れを説明することから始まります。その後、議長は、通常15分以内で、学生に研究計画書の簡潔な要約を述べさせます。発表中にスライドやその他の資料を使用することは許されません。ただし、審査中、学生は注釈のない研究計画書のコピーを参照することができます。ホワイトボードとペン（オンライン審査の場合、画面共有が可能な電子機器）が準備されています。

審査終了後、外部審査員および内部審査員は、それぞれ別に、審査結果に関する報告書を審査終了後1週間以内に研究科に提出します。そして、研究科は、議長にその報告書を送ります。議長は、審査員たちからの報告書を確認した後、議長自身の審査結果に関する報告書を研究科に提出し、必要に応じてカリキュラム・審査委員会に提出します。

【資料 3-1-5】

学位授与

【ディプロマ・ポリシー】

本学は、学生による独創的な、科学的知見に大きく寄与する研究の完了をもって、博士の学位を授与します。学位は、特定の授業の履修や一定の在籍期間、または一技術者として指示を受け行った仕事に対して授与されるわけではありません。学位のための研究は、適切な程度の独立性をもって学生により遂行された、科学的知見に寄与する独創的な研究と、体系的な研究方法で構成されます。

加えて、学生は、研究結果や研究手法について説明する能力を、英語を用いて口頭および書面の両方で効果的に示さなければなりません。学生は、独自の研究を学位論文にまとめ、口頭試問において発表しなければなりません。博士論文への付属文書として、発表済みの論文、または投稿予定の論文草稿を提出する必要があります。学生は、過去に別の学位認定のために提出した学位論文の研究を、当該審査に提出することはできません。

最高の国際基準を担保するため、論文の提出後に最終試験が行われます。最終試験には、論文の研究分野における国際的な立場の2名の外部審査員による論文の審査及び口頭試問が実施されます。【資料 3-1-6】

【学位論文要件】

学位論文は、科学的知見に大きく寄与する、独自の仮説に基づいた研究を提示しなければなりません。学位論文は、首尾一貫した叙述形式で、問題提起、関連文献の学術的レビューを含むとともに、研究手法の詳細、結果、考察及び結論を論述するものでなければなりません。本学の学位論文作成ガイドラインに従って章立てされた学位論文を提出しなければなりません。【資料 3-1-7】 【資料3-1-8】

学生は、研究結果に基づいた査読済みの科学論文を適時（学位論文提出前が望ましい）国際学術雑誌に発表することが強く奨励されます。このような論文を発表することは、科学的知見に貢献した証拠であり、学位論文の審査員により考慮されるとともに、将来のキャリアにおいても不可欠です。

学位論文の一部として完成した研究に基づく論文が提出・出版・印刷されている場合、論文全体が一貫した研究内容を示していれば、その内容を修正し、論文の章として含めることも可能です。

【最終審査】

学生は、執筆した論文及び口頭試問の両方において審査されます。審査プロセスは厳秘とします。学位論文の提出を希望する者は、学位論文提出予定日までに、学位論文提出予定通知書を学位論文審査スケジュールに従って研究科に提出しなければなりません。研究科は、学生が学位論文を提出する前に、修了要件として必要な単位をすべて修得していることを確認します。

【学位論文審査パネルの任命】

学位論文提出意向通知書を受理した後、カリキュラム・審査委員会（CEC）は、学内外から審査委員を次のとおり任命します。

学位論文の分野（又はその一部）に精通し、学外者であって、それぞれ少なくとも1名の博士課程の学生を卒業させたことのある、2つの異なる国から選出された学外審査員2名を任命します。CECは、研究指導教員からの推薦を考慮して審査員たちを任命します。研究指導教員は、推薦された審査員たちがCECからの要件を満たしていることを確認する責任を負います。研究科の教務セクションは、これらの要件が満たされていることを確認する責任を負います。要件が満たされていない場合、その報告書はCECに提出されないものとし、研究指導教員には、審査員が否認された理由が通知され、新たな報告書を提出するように求められます。CECは、代わりに、研究指導教員が指名していない審査員を指名することができます。CECは、推薦された審査員が研究計画書の研究分野の専門家であるかどうかを判断する責任を負います。加えて、学位論文の審査に関する本学の基準、規則及び手続きに精通した本学教員の中から選ばれた議長を任命します。【学位論文審査】

2人の学外審査員は、論文を査読し、学位論文としての要件を満たしているか、そして、口頭試問へ進めてもよいかについて以下の通りそれぞれ個別に報告書をまとめます。

- i. 合格：学位論文をそのまま受理し、口頭試問に進むことを推薦する。
- ii. 修正条件付き合格：口頭試問に進むことを推薦する。筆記試験の再試験は不要である。審査員からの報告書に、論文の要修正箇所を箇条書きする。
- iii. 延期：学位論文が現状のままでは認められないが、大幅な修正を待つことで認められる可能性がある場合にのみ、この結果を選ぶことができる。審査員からの報告書に、論文の要修正箇所が箇条書きする。要修正箇所の修正が完了し、執筆された論文の再審査が終わるまでは、口頭試問に進めることはできない。
- iv. 不合格：学位論文研究準備が不十分である場合、論文が再審査にふさわしくない場合、あるいは、審査で要求された水準を満たしていない場合にこの結果となる。再審査は認められない。

学位論文審査パネルの議長は推薦内容を検討し、口頭試問に進めるかを決定します。必要に応じて、議長は、学位論文の研究に関連する助言を、当該分野に精通した他の本学教員に正式に求めることができます。

結果に異議が生じた場合、議長は審査パネルを招集し、共同で決定することができます。あるいは、一方的に独自の推薦を行い、審査委員個々の推薦内容とともにCECに提出することもできます。CECはその後、最終結果について研究科長に勧告を行います。

【口頭試問】

学位論文審査パネルでは、本学において2時間を上限とした非公開の口頭試問を行います。この口頭試問には、審査員全員が参加することが求められています。学位論文パネルが開かれる時に沖縄に来られない場合、例外的措置として、研究科長は、審査員がビデオ会議等の電子的な方法での参加を認めることがあります。

研究指導教員（または共同研究指導教員）は、審査の主要参加者全員（学生、議長、審査員）から許可が得られた場合に限り、口頭試問に出席することができます。出席許可の手続きは教務セクションを通してのみできます。異議が出された場合、研究指導教員（または共同研究指導教員）は審査に出席することができず、異議が申し立てられた理由は開示されません。一方、許可された場合、研究指導教員（および場合によっては共同研究指導教員）は傍聴者として出席することはできますが、試験に参加することはできません。

口頭試問の後、審査員は以下のいずれかから勧告を行います。

- i. 合格：口頭試問の合格を推薦する。
- ii. 修正条件付き合格：口頭試問に合格することを推薦する。微修正を要するが合格とする。再試験は不要。審査員からの報告書に、論文の修正箇所を箇条書きにする。
- iii. 不合格：学問的準備が不十分である場合、論文が再審査にふさわしくない場合、あるいは、審査で要求された水準を満たしていない場合にこの結果となる。再審査は認められない。

議長は、審査員の方向を受けた後、上記の選択肢の中から選択した理由と、その決定に関連する論点を記載した独自の結果報告書を作成します。【資料3-1-9】

議長の推薦内容は、研究科長に提出され、議長が必要とする場合は、カリキュラム・審査委員会（CEC）にも提出されます。

「合格」の場合、研究科長によって結果通知され、学生は学位論文の最終稿を研究科に提出しなければなりません。

「修正条件付き合格」の場合、修正箇所が明記され報告が作成され、個々の審査員の報告書を参照することができます。研究科長は、必要な修正を学生に通知します。学生が修正を行った後、研究指導教員（および場合によっては審査員の一方または両方）は論文の最終稿を承認します。修正内容が満足のいくものでない場合は、差し戻しを行いません。学位論文の最終稿が承認された場合、学生は学位論文の最終版を研究科に提出しなければなりません。修正が任意である場合、学生は修正するか、そのまま提出するかを選択することができます。

学位論文の最終稿が受理され、研究科に提出されるまでの間、学生は、本学に留まることが強く薦められています。

「不合格」勧告の場合、議長はその理由を明示し、CECに結果が知らされます。

学位論文審査に不合格となった学生は、異議申し立てを行うことができます。

【学位授与】

本学の学位授与に必要な修了要件を満たした場合、カリキュラム・審査委員会（CEC）事務局は、教授会に学生への学位の授与を推挙します。学位授与の推挙は電子的に行われます。3就業日以内に異議の申し立てがない場合、推挙は異議なく教授会にて承認されたものとみなされます。有効な異議がある場合は、次回の教授会の議題とされ、学生及び論文指導委員会委員に通知されます。研究科長は、異議の内容を聴取した上で、教授会

に対する推薦書を作成します。

教授会が推挙を承認した後、教授会の議事録に推挙された学生の氏名、学位授与日、学位論文題目を記録します。学位授与日は教授会が承認した月の末日となります。学生の学籍簿は翌就業日に更新するものとし、全ての学位授与条件が満たされ、学位が授与された旨が記載されます。学籍簿には日付、論文題目、研究指導教員の氏名及び論文指導委員会委員の氏名を記録します。

学生各々には学籍簿が更新された時点で学位の授与が通達され、次回の学位授与式において修了（欠席にての修了も可）できる旨が通知されます。学位記は、学位授与式において学長から授与されます。学位授与式を欠席にて修了するという選択をした学生に対しては、学位授与式後に学位記が送付されます。

学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3ヶ月以内に、文部科学大臣に報告するとともに、その論文の内容の要旨及び論文審査の要旨をインターネットの利用により公表します。【資料3-1-10】

学位論文は図書館が運用する本学の機関リポジトリ（OISTIR）に登録・公開することにより、誰でも制限なく本学の学位論文を閲覧することができるようになります。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

カリキュラム・審査委員会（CEC）は今後とも引き続き教授会からの委任を受けて、カリキュラムに関する事項や博士課程における個々の学生の進捗、学生個々のプログラム（プログラム提案書のレビュー）、進捗状況（年間進捗状況報告書のレビュー）、研究計画書の承認及び博士論文研究開始の承認、研究指導教員及び論文指導委員の任命、審査員の任命、学位の授与を適正に審議します。委員会は引き続き毎月招集され、必要に応じて上記に係る改善案について PRPに則り、研究科の助言とサポートを得ながら審議・検討します。

3-2 教育課程及び教授方法

《3-2 の視点》

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施（非該当）
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学は、基礎科学を基盤とした高度な学際的教育を行なうことを重視し、学生の個々の希望と適性を考慮しながら、それぞれにカスタマイズされた教育課程を編成することを明確にしています。本カリキュラム・ポリシーはウェブサイトにて学内外に公表・周知されています。【資料3-2-1】

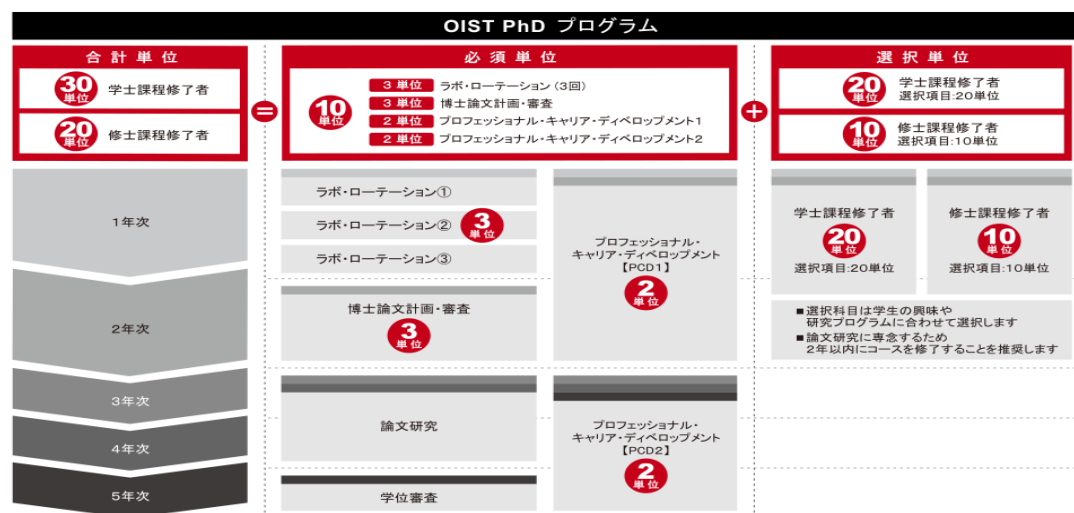
本学においては、学位は特定の授業の履修や一定の在籍期間、または一研究員として指示を受け行った研究活動に対して授与されるわけではありません。学位のための研究は、学生自身により適切な独立性を確保しつつ遂行された、科学的知見に寄与する独創的な研究と体系的な学究により構成されたものでなくてはなりません。加えて、学生は、研究結果や研究手法について説明する能力を、英語を用いて口頭及び書面の両方で効果的に示さなければなりません。

本学のカリキュラムは上記ディプロマ・ポリシーに沿って策定され、独自の科学的思考を促進し、研究を行うことによって学ぶように設計されています。

最初の2年間は、論文研究に着手するまでの柔軟性を持たせた準備期間で、ラボ・ローテーションと一般的な授業を組み合わせる構成されます。論文作成の準備が整った後、3年間の論文研究に入り、上記のディプロマ・ポリシーに則った論文審査を経て修了します。

学士課程修了者、修士課程修了者とも、下図のとおり、博士課程1年次の内容からプログラムを開始し、ラボ・ローテーションを含む必修科目を履修しなければなりません。学士課程を修了して本学に入学する学生は、通常、課程修了に5年を要します。既に修士号を保有する学生は、研究経験豊富で必修単位数も少ないため、5年未満で博士課程を修了することもできます。

図 3-2-1 博士課程の構成



単位及び科目構成

5年一貫制博士課程のうちの最初の2年間は、学生が柔軟に自身の博士論文研究の準備ができるようラボ科目と講義科目を組み合わせることになっています。最初の2年間に学生は基礎科目と専門科目を組み合わせる個別のプログラムを履修します。

学生は修了までに30単位以上を修得しなければなりません。授業科目には、基礎科

目、専門科目があり、合計 20単位取得します。プロフェッショナル・キャリア・ディベロップメント（PCD）科目とラボ科目（ラボ・ローテーションと研究計画書作成指導を含む）があり、合計10単位取得します。国際ワークショップに参加し、単位を修得することもできます。10単位を上限に他の大学院で修得した単位を修了単位として認定することができます。

原則として、基礎科目及び専門科目は各 2 単位認定されます。インディペンデント・スタディ及びスペシャル・トピックは課題ごとに各 1 単位が認定され、複数回履修することができます。

また、学生一人一人にアカデミック・メンターが選任され、授業科目の選択について助言や指導を行い、個別の履修計画作成をサポートします。

必修科目

教育課程の柔軟性を維持するため、ラボ科目（ラボ・ローテーション及び研究計画書作成指導）を除いた必修科目は、次に述べる PCD I 及び PCD II の 2 科目（各 2 単位）のみです。PCD 科目は大学院プログラムの修了に不可欠な知識、経験、能力を養成し、また、世界トップレベルの研究機関への就職に向けて学生が準備できるよう構成されています。

PCD I は、必修科目の 1 つであり、科学研究と教育におけるリーダーシップに必要な知識とスキルを修得することを目的としています。本コースでは、コンピュータやデータ分析ツールを習得し、責任ある研究の遂行や科学倫理について議論します。また、幅広い聴衆に向けて科学を発信するために、文章及び口頭による科学コミュニケーションスキルを磨き、将来のキャリアアップに向けた個人能力開発計画を作成します。

PCD II は、アカデミアに限らず、産業界や起業家など、科学分野における多様なキャリアパスを探求し、実践を通して専門的・科学的スキルを学ぶことを目的とした必須科目です。コース設計や指導スキルの習得、起業家や企業担当者との面談、プロフェッショナルなネットワークの構築など、キャリアに的を絞った研修の選択も含まれます。

ラボ・ローテーション

ラボ・ローテーションは、大学院プログラム 1 年次の学生の勉学の主要な部分を形成します。それぞれのローテーションごとに、学生は一学期間かけて特定の研究課題に取り組み、その後、別のラボへと移動します。

ラボ・ローテーションは異なるラボでの様々な経験を通して様々な分野、技術、思考法への理解を拓げるものであり、ローテーションによっては、理論的研究、モデリング、研究室の実験台での作業も経験することができます。これは、博士論文研究に最も適したラボや研究課題の選択の助けになります。

学生は博士論文研究テーマを決定する前に 3 箇所のラボをローテーションし、合計で3単位認定されます。3つのラボ・ローテーションを終えて、なお研究課題の選択が困難な場合は 4 つめのラボでのローテーションが可能ですが、4 つめのローテーションに対し追加の単位は認定されません。

学生には希望する専攻分野から離れた研究ラボを1箇所選ぶことが求められ、分野を超えた研究経験を積むことができます。

研究科は学生の希望に基づき、各研究室の人員的余裕、指導教員の都合及びラボ・ローテーションでの教育目標を考慮の上、ラボを割り当てます。

それぞれのローテーションで有意義なプロジェクトを実行します。担当教員が学生の興味やラボの機能を考慮し、学生と共に研究計画を練ります。それぞれのローテーションの中で学生は次のタスクに取り組みます。

- 研究課題の計画書作成
- 課題の修了
- ラボ所属メンバーに対する口頭発表
- 研究課題についての報告書の提出

ローテーションの評価はラボを担当する教員が行い、学生が作成した研究報告書を、成績とともにカリキュラム審査委員会に提出します。各ローテーションでの学生の進捗と成績はカリキュラム審査委員会で審査され、この委員会を通じて学生指導に関する教員同士の協力体制が整備されます。

科目編成の工夫

➤ 履修順序（配当年次）

学生はオリエンテーションの一環として、ラボエリアへの進入前に、必修の基礎的な研究安全研修を受講しなくてはなりません。

1 年次には、基礎科目及び3つのラボ・ローテーションを履修します。1年次の学生は、既に十分な予備知識があれば、専門科目の履修が認められます。また初年次に学生は PCD I（実験ノートの取り方、科学コミュニケーション、研究倫理を含む）を履修します。学生は、「研究計画書作成指導」を受講するまでに3つのラボ・ローテーションを修了しなければなりません。これら複数のラボで得られた知識や経験を基に博士論文研究を行うラボを選択することができます。

2 年次では、博士論文研究の準備期間となります。2年次の学生は、通常、専門科目を履修しますが、個々の学生の必要に応じて、基礎科目の履修も認められます。学生は、2年次に研究計画書を作成します。研究計画書は学内審査員及び学外審査員の試験官で構成される審査パネル（研究指導教員及びメンターは内部審査員になることはできません）によって審査されます。

カリキュラム・審査委員会（CEC）は審査パネルからの報告、学生の成績と研究の進捗を審査し、博士論文作成段階への進級の可否を決定します。こうしたプロセスを経ることによって、学生は、そのための準備が整ってはじめて博士論文研究に着手することとなります。

3～5 年次では博士論文研究が中心となります。また、博士論文研究と平行して、PCD II の履修が義務付けられます。さらに、適切と認められるワークショップへの参加も可能です。博士論文に必要なデータが得られた後、学生は論文を執筆、提出し、外部審査員2名を含む審査パネルによる口頭試問に臨みます。

本学のクラスは少人数制のため、教員と学生が密に交流することが出来ます。

これにより教員は学生の経歴や習熟度合いを考慮しつつ、学生個々に合わせた授業を教授することができます。例えば2種類の演習や宿題、または難度の高い追加課題を用い、進捗度合いの高い学生を更に伸ばすことができます。

成績評価において本学の教員は記述評価で定性的に学生を評価します。加えて国際基準に準じて4段階評価を行います。専攻分野外の学生に対しては進捗度合いを評価する相対評価を与えることができます。

ラボ・ローテーションにおいては、教員は学期の最初に取り組むプロジェクト・課題について学生と詳細に話し合うことで、学生各々のレベルに応じた課題を設定することができます。

➤ 3 学期制の考え方

本学は、1学期当たり15週の3学期制を採用し、ラボ・ローテーション毎の研究課題を意味のあるものとして完結させるために十分な時間を確保できるように工夫されています。

➤ 学年暦

学年暦は、国際的に最も普及している9月入学を採用しています。これにより、世界中からの学生獲得を容易にしています。1学期は9月から12月、2学期は1月から4月、3学期は5月から8月までとなっています。日本の祝祭日に加え、各学期間にそれぞれ2週間の休暇があります。研究活動は2週間の休暇期間も続けられます。

自由科目

PCD 科目のうち、次の3つの科目を修了認定単位外で整備しています。これらの科目は博士課程開始前に履修するもので、本学の英語による授業に適応するための実習、語学トレーニングです。

「ラボ入門」は、ラボでの実習経験が少ない学生を対象とした自由科目です。基本的な研究設備の操作、試薬の扱い方、計測、解析及びラボでの様々な研究手法を紹介しています。数学や計算科学等、ラボでの実経験が必修でない分野で学位を取得した学生には、博士課程プログラムに入る前にこの科目の履修が推奨されています

「大学院レベル科学技術英語」は、英語を母国語としない学生を対象とした博士課程開始前の自由科目です。双方向的個別指導方式を重視した本学のプログラムでは、授業時、ラボ・ローテーション中、また研究指導の際に生じる英語での議論に学生の能動的な参加が求められるため、本学の教育課程を順調に修了するためには高い英語力が不可欠となっています。

「外国人研究者のための必須日本語」は、日本語を母国語としない外国人学生を対象とした博士課程開始前の自由科目です。本科目の目的は、外国人研究者が日本のラボで安全かつ効果的に活動するために必須の日本語力と日本文化への理解力を向上させることです。また、外国人学生が日本での就職を望む場合には有利に働きます。

本学の教育プログラムは、学生の潜在能力を最大限に高め、科学的に卓越し、自立性に

富んだ人材として養成することを主たる目的とします。この目的に基づいて、学生の個性を尊重し、個々の研究志向、履修歴、目下の関心に応じた履修計画が個別に編成されます。教育課程編成の基本的な考え方は、自立した科学的思考を促すこと及び研究を通して自ら学ぶことです。単一の学際的なプログラムにおいて、学部、研究室等の障壁はありません。

学生は、一流の研究機関や大学におけるポストドク研究者の道へ通じる PCD、基礎、専門及び自由科目が統合された博士課程に、修士課程を経ず直に入学することになります。標準在学期間を5年としたこの博士課程は、課程制大学院制度を踏まえたものであり、3学期制が採用されています。博士論文研究に柔軟に備えられるよう、学生は1年次にラボ・ローテーションと講義・演習を組み合わせ受講します。2年次には講義・演習を受講するほか、博士論文研究を行うこととなるラボを選択し、研究計画書を作成、提出します。研究計画書の審査に合格後、通常、3年次に3年間の博士論文研究に取り掛かり、5年次に論文を完成させ、審査に合格することによって修了することとなります。

研究科長は、教員をコース・コーディネーターに任命し、各コースをどの教員が担当するかを決定します。コース・コーディネーターは、コースの内容、指導及び試験要件の監督を担当します。

各コースには、コースの目的、コースの詳細、クレジット数、評価、使用する教材を明記したシラバスがあります。すべてのシラバスはオンラインで公開されています。

【資料 3-2-2】

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員増に伴い、カリキュラムやコース内容の拡充に向けて取り組みます。

カリキュラム・審査委員会（CEC）はカリキュラム内容を監督し、様々な経歴を持った学生に対し最大限の学習機会を提供できるよう研究科長に対し提言します。

また、本学では、教員の教授力を強化するために、学生評議会から得られた評価や意見、アンケート調査の結果を引き続き活用していきます。

前述の教員によるフォーラムや、インクルーシブ・シンポジウム、外部講演者によるセミナー等を利用し、教職員・研究員・学生がそれぞれの立場から教育問題について話し合う機会を設けています。直近では、LGBTQ+コミュニティーの学生に配慮した教授法、ニューロダイバーシティ（自閉症やADHDなど）に関するセミナー、インクルーシブ・メンタリング、インクルーシブ・リーダーシップ、インクルーシブ・コミュニケーションなどのシンポジウムを通してDEI(多様性・公平性・包括性)を推進し、誰にとっても学びやすい環境作りを進めています。

テニューア・レビューとユニット・リサーチ・レビューの一環として、引き続き（学生による）教授評価を実施します。

3-3 学修成果の点検・評価

《3-3 の視点》

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

カリキュラム・審査委員会（CEC）は、本学の学術的成果を俯瞰する上で最も重要な機関です。この委員会は毎月開催され、プログラムの全ての段階における学習の進捗状況を監督します。研究計画書審査においては、相応な資格を有する外部審査員と内部審査員による一貫した試験基準の維持に努め、また、博士号学位に関して研究科長に助言します。【資料 3-3-1】

授業を履修する学生は、毎学期末にコース担当教授によって評価され、成績評価は4段階（ABCF）方式及び記述方式の両方で行われます。【資料 3-3-2】

2年次の終わりには、学生が博士論文研究に進めるか CEC による審査が行われます。CEC は学生の成績と研究計画書を審査し、学生が博士論文研究に進む準備ができていないかを判断します。CEC による審査は、本学の全学生に対する一貫した学術評価基準を担保する上で重要です。論文研究段階（3～5年次）の学生は、少なくとも一年に一度は論文審査委員会（アカデミック・メンター、指導教員、副指導教員）に研究進捗状況を正式に報告します。研究の進捗が不良な場合は、必要な対策を検討するために CEC に報告されます。

研究科では修了生に簡単なオンライン登録フォームを送り、連絡先と就職先の情報を収集し続けています。【資料 3-3-3】

学生は、各学期末に履修授業の内容を評価します。この情報は、教員それぞれにフィードバックされ、現場の声に対応した教育内容の改善につながります。また、研究科全体として、教員側と事務サポート間の一貫性を維持するために使用されます。【資料 3-3-4】

学生評議会は、研究科とは別に学生の学生満足度に関するアンケートを実施しています。学生評議会は学生代表として毎月、研究科長、副研究科長、各セクションのマネージャーと会議の場を持ち、教育や学生支援に関する学生の意見等の情報を共有しています。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

研究科は、学生、教務データベース、統計分析からのフィードバックを踏まえて、学生の学習進捗状況をフォローします。この情報は、カリキュラム・審査委員会（CEC）、教授会、BOG にも提供され、改善計画が検討され、実施に向けた取り組みが行われます。

また、修了見込み学生や修了生の就職の詳細を把握するためのアンケート調査を行い、世界の科学界で重要な役割を担う科学者及びリーダーの育成、輩出という本学の教育目標の達成度を測定していきます。具体的な対策として、リーダーシップトレーニングをプロフェッショナル・キャリア・ディベロップメント（PCD）科目に導入し、OISTイノベーション・チーム、プロフェッショナル・ディベロップメント&インクルーシブ・エクセレンスセンター（C-Hub）、他大学と協力してジョブフェアを共同開催することを計画しています。さらに、インターンシップの機会を構築したり、必要なスキルセットを提供できるようなコースを設置したりして、修了生の就職機会を向上させる取り組みを行なっています。

【基準3の自己評価】

本学では、学則で定めた「国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行い、もって沖縄、日本ひいては世界の科学技術の発展に寄与する」という目的を達成するため、「学生による独創的な、科学的知見に大きく寄与する研究の完了をもって博士の学位を授与する」こと、その「学位のための研究は、科学的知見に寄与する独創的な研究と体系的な研究方法で構成されている」こと、また、「英語による研究結果や研究手法を説明する能力を求めること」などをディプロマ・ポリシーで定め、学内外に公表・周知しています。

単位基準、進級基準、卒業・修了基準は同ディプロマ・ポリシーに沿って定められています。例えば、単位基準では、学際性を養うために、異なる研究分野を学生に経験させる3ラボローテーション制を採用し、また、2年次から3年次への進級時の研究計画書に関する口頭試問は、国際的に競争力のある学生を育成するため、カリキュラム・審査委員会により任命された学外審査員を含めた審査パネルにおいて英語によるプレゼン・応答が求められ、試問中は研究計画書以外のスライドや資料は使用できません。さらに、卒業・終了基準では、学位論文提出後の最終試験において、「最高の国際基準を担保するため」当該研究分野で国際的に認められた外部審査員2名による審査及び口頭試問が実施されます。

本学のカリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性をもって、教育的に沿って定められています。「学生の潜在能力を最大限に高め、科学的に卓越し、自立性に富んだ人材として養成する」ため、「学生の個性を尊重し、個々の研究志向、履修歴、目下の関心に応じた履修計画が個別に編成」されています。

最初の2年間は、論文研究に着手するまでの柔軟性を持たせ、ラボ・ローテーションと一般的な基礎科目及び専門科目の授業を組み合わせ構成されます。履修計画を作成するにあたり、学生一人一人にアカデミック・メンターが選任され、授業科目の選択について助言・指導し、個別の履修計画作成を支援します。論文作成の準備が整った後、学生は3年間の論文研究に入り、上記のディプロマ・ポリシーに則った論文審査を経て修了するように5年間のカリキュラムが設計されています。

一連のカリキュラムに関し、カリキュラム・審査委員会（CEC）はカリキュラム内容を監督し、様々な経歴を持った学生に対して最大限の学習機会を提供できるよう研究科長に助言する体制が整備されています。

また、本学では、学生評議会でご得られた評価や意見、アンケート結果を活用して教員の教授力の向上を図っています。

学修成果の点検・評価に関し、カリキュラム・審査委員会（CEC）は本学の学術的成果を俯瞰する上で最も重要な役割を果たし、毎月開催される委員会を通じてプログラムの全ての段階における学習の進捗状況を監督しています。

また、学生の授業履修状況は、每学期末にコース担当教授によって評価され、成績評価は4段階（ABCF）方式及び記述方式の両方で行われています。

3年次以降の博士論文研究への進級に際し、CEC は学生の成績と研究計画書を審査し、学生の進級可否を判断します。3～5 年次の学生は、年に一度は論文審査委員会に研究進捗状況を正式に報告し、研究の進捗が不良な場合は、CECが必要な対策を検討します。

学生は、各学期末に履修授業の内容を評価し、その情報は教員にフィードバックされ、教育内容の改善に活用されています。

よって、上記自己評価報告のとおり、基準 3「教育課程」の基準を満たしていると判断します。

基準 4. 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

《4-1 の視点》

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

大学を運営するための効果的な体制の確立は学長・理事長の責務であり、業務運営及び財務運営の観点から説明責任が果たされ、国や民間からの資金の利用について透明性の高い監督が行われています。

本学ではその発展度合に応じ運営体制を改善し、令和6（2024）年5月現在、図 1-2-1 で示した組織となっています。また、エグゼクティブの承認のもと、必要に応じてディビジョン内においてもセクション間の機能の再編を行っています。

令和元（2019）年、新たに研究担当ディーンを配置し、プロボストが兼務していた外部資金に係る業務及びワークショップに係る業務を研究担当ディーンに移管し、特に外部資金獲得の取り組みを拡充することとしました。

また、令和5（2023）年にはプロボストが所掌する組織の改編を実施し、コアファシリティをプロボスト・オフィスとは別の組織として設けました。この戦略的な動きは、業務の効率化・拡充化を図るもので、特に、コアファシリティの機能の確立に重点を置くためのものです。

エグゼクティブは、学長・理事長、事務局長・副理事長、3人の監事（常勤1、非常勤2）、プロボスト、首席副学長（技術開発イノベーション担当）統括弁護士、5ディビジョンの各副学長、戦略実施担当副学長、最高情報責任者/副学長（情報技術担当）、3人のディーン（研究担当ディーン、教員担当学監、研究科長）です。

各担当副学長を含めて全エグゼクティブの役割及び責務はPRP第2章において表 4-1-1 のとおり、明確に定められています。

表 4-1-1 エグゼクティブの職位及び役割と責務

職位	役割/責務
<p>学長・理事長</p>	<p>理事長</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 学園の業務を総理し、この学園を代表します。 <p>学長</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 大学全体及び学内の全ての部署のマネジメント、施設の管理運営、大学の業務全般を統括します。 ➤ 理事会による審議及び決定を必要とする大学の運営費及びその他関係費の年度予算を作成し、理事会に提出します。 ➤ 定期的に計画、計画の進捗状況やその後の見通しに関する報告、その他の必要な報告を作成し、理事会に提出します。
<p>事務局長・副理事長</p>	<p>副理事長</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行います。 <p>事務局長</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 学長を補佐し、全ての事務的事項について最終権限者としての役割を果たします。 ➤ 財務、人事、施設管理、情報技術を含む全ての事務的機能を統括します。 ➤ 教職員及び学生の安全衛生並びに学園の危機管理にも責任を持ちます。
<p>監事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 監事は、学園の業務及び財産の状況を監査し、それらについて、理事会と評議員会に対して、当該会計年度終了後、報告書を提出します。 ➤ 理事会に出席し、学園の業務または財産の状況について意見を述べます。 ➤ 監査の結果、学園の業務や財産に関し不正の行為または法令、寄附行為に違反する事実を認めたときは、これを、理事会等に報告しなければなりません。
<p>プロボスト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 学術的事項について本学を代表するとともに、研究科長、教員担当学監及び研究担当ディーン間を調整することに責任を有します。 ➤ リソースを配分する権限を有し、外部学術機関との契約締結に関する事務的支援など必要なリソースを管理します。 ➤ コアファシリティディレクターが統括するコアファ

	<p>シリティを用いた研究支援サービスを含む研究活動に必要なサポート機能全般（教員担当学監の所管に含まれるものを除く。）について責任を有します。</p>
<p>首席副学長（技術開発イノベーション担当）</p>	<p>➤ 沖縄の自立的発展を促進するという本学の使命をサポートする機能を統括します。この使命の重要な要素としては、知的財産、技術移転及び事業開発に関するマネジメントがあります。</p>
<p>統括弁護士</p>	<p>➤ 本学の方針・業務、リスクマネジメント、紛争及び契約に関する事項について、法的な意見を述べ、又は助言を行い、外部の機関が関わる法的な事項について本学を代表します。</p>
<p>副学長（財務担当）</p>	<p>➤ 本学の予算及び会計・経理の全般について所管します。また、入札、定例的な調達、学内の物品供給を含む調達全般についても責任を負います。</p>
<p>副学長（施設管理担当）</p>	<p>➤ 工事計画から、入札・契約を経て、工事の実施、建物の竣工に至るまでの全ての新たな建設に関する業務を所管します。また、本学の建物の改修を含め、建物、施設、敷地の維持管理の全ての業務についても所管します。</p>
<p>副学長（広報担当）</p>	<p>➤ 広報全般について広く責任を負います。その範囲には、地域、沖縄県内、国内外のコミュニティとの交流についても含まれます。</p> <p>➤ メディアや報道関連の業務全般について所管します。</p> <p>➤ 各種ワークショップ、シンポジウム、講演会、式典、公開イベント等、本学の行事のロジスティクスに関する業務を所管します。</p>
<p>副学長（人事担当）</p>	<p>➤ 雇用・労務関係の管理、人事評価（業績評価）、労使協定、人材育成、教育研修、人事管理、採用・赴任支援を所管します。</p> <p>➤ 質の高いキャリア開発の確立、また、管理職／専門職としてのキャリア開発を目指す職員の支援についても担当します。</p> <p>➤ 本学におけるダイバーシティの推進及びワーク・ライフ・バランスの向上にも努めます。</p>
<p>研究担当ディーン</p>	<p>➤ 学術研究に関する他大学及び研究機関とのネットワーク構築を所管します。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 外部研究資金の申請及び管理（首席副学長（技術開発イノベーション担当）の所管に含まれるものを除く。）にも責任を持ちます。
教員担当学監	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 教員、研究ユニットの職員、その他の研究員（ビジティングプログラムを含む）の採用、任命、評価に関する業務全般を所管します。 ➤ 他のディーン及びプロボストとの協働のもと、学術研究を管理する責任を負います。 ➤ 図書館及びプロフェッショナル・ディベロップメント&インクルーシブ・エクセレンスセンター（C-Hub）の運営について責任を負います。
研究科長	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本学の研究科に学生が参加することをサポートする業務やプログラムの実施全般について所管します。 ➤ 学生の募集・選考から、学生の修了、そして、修了後の進路選択に至るまで、計画立案や学生へのサポートの提供等の全ての側面について責任を負います。 ➤ 研究科長は、各教員への指導科目の割り振りを含め、教育課程全体を統括します。
最高情報責任者 ／副学長（情報技術担当）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ IT サービスが適切に設計、実装、維持されることを保証する責任を有します。 ➤ IT が大学の全ての分野への関与を継続すること、IT サービスが CIO によって設定されたプログラム及び方針を支援するよう開発されることを保証することに責任を有します。
副学長（戦略実行担当）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 大学の目標達成を支援し、部門横断的な戦略立案プロセスやプロジェクトのコーディネートを行います。

学長によるリーダーシップのもと、大学の意思決定の場であるエグゼクティブ委員会会議は、従来隔週で開催されていましたが、令和5（2023）年6月、カリン新学長の着任以降、毎週開催される体制となり、エグゼクティブ間のより一層密で迅速な情報共有及び組織的な意思決定が図られています。同会議は教授会代表者出席のもと開催され、同会議では本学の教育・研究に係る重要事項が議論されます。

エグゼクティブ委員会会合以外にも、事務部門を統括する事務局長と研究部門を統括するプロボスト間では、定例及び随時のミーティングを通して、円滑な教学マネジメントが図られています。

必要な人材の配置や予算の配分に関しては、ストラテジック・リソース・アロケーション委員会（SRAC）からの助言に基づいてエグゼクティブが議論し、学長が決定します。

教授会はPRP第4章「教員ハンドブック」に明記されている通り、本学の全教員からなる自治組織で、大学に関する情報を教員に提供するとともに、大学運営に関して学長との闊達な議論の場となることを主たる目的としています。

学長の助言機関である教授会は、大学運営上重要と認めた問題を直接学長に提起できます。効率的な運営のため、教授会は互選により代議員会を組織します。代議員会は、教授会議長が同じく議長となり、教授会の幹事会となります。教員は、動物実験委員会、人対象研究審査委員会、バイオセーフティ委員会等様々な委員会において管理運営に携わる義務も有しています。

このように委員会活動は大学の管理運営に関わることから、各委員長及び委員会事務局が、各委員会に必要な知識や経験を持った教員を選任します。毎年度実施している教員評価の際に、教員担当学監が各教員の時間負担等を確認しています。研究・教育及び大学運営への参画の時間配分が適切か、面談時にも聞き取りを行い、必要に応じて負担の軽減等を行っています。

代議員会は、教授会で互選された者からなる組織であり、その役割は教学面また運営面に関して学長に助言することです。議長は、審議事項を設定するに当たっては、学長、首席副学長（技術開発イノベーション担当）、研究科長、教員担当学監及び研究担当ディーンに事前に相談し、代議員会合に招聘します。他の事務職員も必要に応じて出席します。この会合は、本学の役職者と教員との信頼関係及び協力関係の構築、維持を図る場であり、本学の教学マネジメントの健全性の確保に必要不可欠です。

本学の幹部組織は、使命・目的を達成するため、学長、事務局長、首席副学長、研究科長、教員担当学監、研究担当ディーン、施設管理担当副学長、財務担当副学長、広報担当副学長、人事担当副学長、最高情報責任者兼情報担当副学長、統括弁護士で構成され、各幹部組織のもとで下表のセクション等により適切な事務体制が構築され、効果的に業務が運営されています。【資料 4-1-1】

各ディビジョンの体制は、下表 4-1-2 のとおりです。

表 4-1-2 ディビジョンの組織体制（令和6（2024）年5月1日現在）

ディビジョン	職員数	セクション等
プレジデント・オフィス	17	総括弁護士、がんじゅう（心療クリニック）
事務局長オフィス	34	法令・コンプライアンス・セクション、政府機関関係セクション、内部監査セクション、安全衛生セクション、保健センター、クリニック、大学コミュニティーサービス

プロボスト・オフィス	87	実験動物セクション、シーケンシング・セクション、イメージング・セクション、機器分析セクション、エンジニアリング・セクション、環境科学・インフォマティクス・セクション、海洋科学セクション、科学計算・データ解析セクション、基盤実験設備セクション、コアファシリティ・アドミニストレーション・セクション
技術開発イノベーション・センター	31	事業開発セクション、技術移転セクション、R&Dクラスター・プログラム・セクション
教員担当学監オフィス	27	ディーンズ・リサーチ・グループ、アカデミック人事セクション、教員採用・評価セクション、ライブラリー・セクション、プロフェSSIONAL・ディベロップメント&インクルーシブ・エクセレンスセンター
研究科長オフィス	54	教務セクション、アドミッション・アウトリーチ・セクション、カリキュラム・プログラム・セクション、レジストラ・セクション、学生支援セクション、
研究担当ディーン・オフィス	29	研究担当ディーン・オフィス、アカデミック・パートナー・セクション、外部研究資金セクション、ワークショップ・セクション、客員プログラム・セクション
財務	45	予算セクション、経理セクション、調達セクション
施設管理	37	キャンパス建設セクション、施設管理セクション、施設運用セクション
広報	26	インターナル・コミュニケーションチーム、メディア連携セクション、デジタルコンテンツ・ブランドデザイン・セクション、地域連携セクション、翻訳・通訳チーム
人事	19	人事マネジメント・セクション、赴任サポートサービスセクション、採用研修セクション、労務セクション
IT	23	プロジェクト企画・実装セクション、運用・サポートセクション、情報セキュリティセクション
監事	4	非常勤監事2を含む。

本学の全ての職員は、職位や職種に関わらず、大学コミュニティの健全で生産力の高い状態を保ち、その発展と向上に努める義務があります。本学は、その達成に向けて、職

員として、また、大学コミュニティの一員として行動する上で情報保護や利益及び責務の相反などについての規範を定めています。【資料 4-1-2】

本学は、国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うことを目的としています。研究・教育は英語で行われ、半数以上の教員、学生が60か国以上の国・地域から訪れています。また、教員・学生の半数以上を外国人が占めるなど国際的な環境の下、沖縄の振興と自立的発展、及び世界の科学技術の向上に資するため、世界最高水準の教育研究を行う研究者の支援等を担う職員が採用されています。

本学では、広い意味での多様性が世界トップクラスの大学に不可欠な要素であると考えています。教員、研究者、学生、事務職員は60カ国以上から集まっているため、本学のコミュニティは、文化、国籍、宗教、民族性、言語、社会経済的背景、セクシュアリティ、性自認、障害、その他のアイデンティティの面でも多様性に富んでいます。一方、男女比率が不均衡であり、本学における主要な優先課題は、歴史的背景や偏見などにより矮小化されてきたグループに属する人々の割合を増やし、公正で包括的な文化を目指すことです。

最終的な目標は、すべての人々がその潜在能力を最大限に発揮し、適切なワークライフバランスと幸福を維持できるような、包括的で公正な組織環境を確立することです。本学においては、男女共同参画を推進するため、障壁を最小化するとともに、家族への支援も充実した職場を実現することを目的とした、以下のような数多くの施策を実施しています。

▶ チャイルド・デベロップメントセンター（CDC）

質の高い保育所、バイリンガル幼児教育、放課後及び休日プログラムを提供。

▶ 専門家出張支援

本学は、専門的な会議での研究発表のために出張しなければならない子育て中の職員に対し、子どものための出張や自宅での保育のための費用の一部を支援する。

▶ ストップ・ザ・クロック・ポリシー

テニユア・トラックの教員は、出産、養子縁組、育児に関する親の責任を考慮し、テニユア審査の時間延長を1年間申請することができる。

▶ おむつ交換台

乳幼児を持つ親のために学内各所に用意されている。

▶ マザーズルーム

授乳や搾乳のためのプライバシーが確保されている。

▶ デュアル・キャリア・カップル

デュアル・キャリア・カップルにも可能な限り対応できるよう配慮している

（例：サイエンス&テクノロジーグループ）

このような支援体制に加え、本学では全学的な構造改革を実施し、以下のような広範な研修を行うことにより、偏見を減らし、大学の文化を改善するための強力な一歩を踏み出しました。

- ▶ 教員選考プロセスの改善：教員選考委員会の全メンバーは、C-Hubの専門能力開発及び多様性・公正性・インクルージョン担当エグゼクティブ・ディレクター（ED）が提供する「暗黙の偏見（Implicit Bias）トレーニング」を受講することが義務付けられています。また、EDはダイバーシティ・オフィサーとして、すべての委員会に出席し、公正で偏りのない選考プロセスを保証します。
- ▶ C-HubのEDは、本学の全教員、役員、大学院生入試委員会のメンバーに対して、「暗黙の偏見」に関する研修を実施しています。
- ▶ C-Hubは、障害者のための合理的配慮に関する方針及び手順を見直し、現在、本学の障害者のための合理的配慮に対する支援を改善すべく一貫した包括的なプロセスを策定している。
- ▶ C-Hubでは、多様性、公正性、インクルージョンに関する幅広いトピックについてOISTコミュニティを教育するためのワークショップやプログラムを提供しています。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、国内法人の伝統的な在り方とは異なり、学園法及び学園の寄附行為に基づき、科学技術の発達に関し特に功績顕著な科学者、沖縄の振興に関して優れた識見を有する者及び大学の経営に関して高度な知識及び経験を有する者により構成される学外理事を中心として理事会を構成しています。理事会は学園及び大学院大学の業務運営に関して最終的な責任を負います。

評議員会は、沖縄における経済又は社会の実情に精通している者、大学の経営における公正性及び透明性の確保に関して優れた識見を有する者、大学以外の組織においてリーダーとしての経験や豊富な社会貢献実績を有する者、修了生などにより構成され、地域社会の声を含め、幅広い意見を本学園及び大学院大学の業務運営に反映させます。これらの二つの合議体が、法令及び本学園の寄附行為に基づき、本学園における透明で効果的なガバナンスを確保するために重要な役割を担っています。

これに対し、理事長・学長は、事業計画の実施についてリーダーシップを発揮し、理事会及び評議員会に対し説明責任を果たします。このように、理事会及び評議員会と理事長・学長との関係を適切に保つことによって、引き続き特色あるガバナンスを維持します。また、監事は業務運営の適切性・効率性が確保されるよう引き続き厳格な監査を行います。

4-2 教員の配置・職能開発等

《4-2 の視点》

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教員組織の編成の基本的考え方及び特色

本学は卓越した教員を任用することにより、世界最高水準の地位の確立に向けて鋭意取り組んでいます。教員の半数以上は外国人であり、また国際的な経験と見識を持ち合わせた教員を迎えることにより、国際性を実現しています。全教員は英語で教育を行っています。

本学が目指している世界最高水準の研究は、学際的かつ協力的なアプローチによって達成できるとの考えから、教員については、神経科学、分子・細胞・発生生物学、数学・計算科学、環境生態学、物理学、化学・材料科学及び海洋科学など、自然科学の分野の幅広い分野から採用し、多分野間の共働を促進しています。

教員は、卓越した研究及び成果発表を継続すること、本学の教育課程全般に貢献すること、学生の研究プロジェクトを指導すること、また本学の教育スタッフとして相応の職務を担うことが期待されています。国際的に通用している3職階にならない、本学教員は、上位からプロフェッサー、アソシエイト・プロフェッサー及びアシスタント・プロフェッサーとなっています。

専任教員に加え、本学の授業科目及び研究に重要な貢献ができるような卓越した、国際的に著名な研究者であるアジャクント・プロフェッサー（兼任教員）や本学以外の研究機関から連携教授を教育スタッフとして迎えています。【資料 4-2-1】

教員組織の構成

本学の教員採用方針としては、教員の年齢構成バランスに配慮しています。これにより、本学の教員組織に将来性のある若手研究者、既に実績のある研究者がともに含まれることが保証されます。本学は、教員の多様性を高めることを約束します。女性及び参画度が十分でないグループに属する人材の推薦及び応募を歓迎します。本学の研究、教育、及び技術開発という使命に、更なる要素を付加できるような人材も同様です。

研究ユニット（教員の研究体制）

各ラボは、本学における研究の運営単位（研究ユニット）です。アシスタント・プロフェッサーを含む全専任教員は、独立した研究ユニットの主宰者となり、水平的で非階

層的な教員組織と研究分野毎の部門を有しない構造は、ユニット間の交流やスペース、設備及び専門知識の共有を促し、学際的研究活動を促進します。

研究ユニットは、スタッフサイエンティスト、ポストドクトラルスカラー、技術員などの研究スタッフを任期付きで任用できます。各研究ユニットにはバイリンガルの事務職員リサーチユニットアドミニストレーターが配置され、ユニット運営を支援しています。

【資料 4-2-2】

本学の教員採用、任命、昇進、評価及び退職に係る基準等は次のとおりです。【資料4-2-3】

教員の採用・任用等

教員採用は国際的な採用プロセスを参考にすることで、海外の大学や研究機関からの応募を容易にし、多様な人材の採用を促進しています。これにより国際水準の教員の任用が可能になり、トップレベルの教育、研究を実施することができます。教員採用は公募により、厳格な基準のもと、候補者を審査・選定します。

新規教員の任用についての評価及び推薦は、下記の方針・手続きに沿って、ファカルティ・サーチ・コミッティーが行います。

1. 新規教員の任用に際し、職位及びテニュアの有無を決定する手続

新規教員の任用は、下記の職位の中から、厳格な評価、推薦、及び審査に従って行われます。アシスタント・プロフェッサーは、テニュア無しの職位です。アソシエイト・プロフェッサーは、テニュア無しまたはテニュア付きの職位になります。プロフェッサーの職位は、通常テニュア付きであることを意味しますが、当該プロフェッサーが定年に達している場合等、テニュア無しの場合もあります。

2. ファカルティ・サーチ・コミッティーの構成及びメンバー資格

ファカルティ・サーチ・コミッティーは、学識、教育、及びその他の関連事項のデータを収集する責任を有します。ファカルティ・サーチ・コミッティーは、教授会のメンバーにより構成され、メンバーと議長は教員担当学監より任命されます。ファカルティ・サーチ・コミッティーには学外のメンバーを含めることができますが、議長は教授会のメンバーから選出されなければなりません。上級幹部職は、原則としてファカルティ・サーチ・コミッティーのメンバーにはなりません。ファカルティ・サーチ・コミッティーのメンバーは、教員採用活動が多様性の基準を満たしていることを確保する責任があります。

3. 新規教員の任用基準

本学は、学識、教育、技術開発、技術移転において優秀であることを追求しています。候補者の任用評価の目的は、直近の記録に基づき、これらの基準のうち少なくとも 2 つに関して、評判及び潜在的な能力、並びに教育・指導の質の能力を見定めることです。

ファカルティ・サーチ・コミッティーは、採用の可能性のある候補者を選考し、選ばれた候補者の能力レベルについて外部アドバイザーから助言を求め、候補者のためにレターを書く外部レビュアー（レターライター）を推薦します。

任用に際しての第1の基準は、当該個人の学識及び研究が、その職位・キャリア開発のレベルにおいて、世界中の同僚の中でも上位5から10%以内に位置することです。学識に関しては、学術論文、プロシーディング、及び／又は知的財産（特許、ソフトウェア、設計、手順書など）で評価されます。学外評価者（書簡提供者）からの書簡は、そのような評価の明らかな根拠となるものでなければなりません。

第2の基準は、候補者が、質の高い授業を計画し、実施していくことができることを明確に証明する、質の高い教育歴です。候補者の中には（特にアシスタント・プロフェッサーの職位の任用については）、それまでに授業を本格的に担当した機会がない者もいることから、ファカルティ・サーチ・コミッティーは、候補者が、本学において質の高い授業担当者となる可能性を有するかを評価しなければなりません。

ファカルティ・サーチ・コミッティーの審査の結果、テニユア付き教員の任用を推薦するものであった場合、承認を得るために必要な審査ステップは、以下のとおりです。

- (1) 学長による審査。
- (2) 学長がファカルティ・サーチ・コミッティーの推薦に同意する場合、上述の書類に学長の送り状を添え、理事会に諮られ最終承認されます。
- (3) 学長がファカルティ・サーチ・コミッティーの推薦に同意しない場合は、コミッティーメンバーと解決方法を議論します。必要であれば、学長は自身の判断に資するため、候補者の評価を別途行うための会議を招集することができます。

ファカルティ・サーチ・コミッティーの審査の結果、テニユア無しの教員の任用を推薦するものであった場合、承認を得るために必要な審査のステップは以下のとおりです。

- (1) 学長による審査。
- (2) 学長がファカルティ・サーチ・コミッティーの推薦に同意する場合、理事会に報告します。
- (3) 学長がファカルティ・サーチ・コミッティーの推薦に同意しない場合は、コミッティーメンバーと解決方法を議論します。必要であれば、学長は自身の判断に資するため、候補者の評価を別途行うための会議を招集することができます。

令和元（2019）年～令和5（2023）年度の間には、計2200件以上の応募があり、特定分野の個別募集・採用も含め、18名を採用しました。

本学では「テニユア・トラック・システム」に基づき教員を採用しています。昇進・契約の更新等は外部評価委員会の助言に基づいて行われます。テニユアによって、教員は定年退職までの雇用が保証されますが、研究資金が保証されるわけではなく、テニユア付き教員は他の教員とともに、約5年周期で研究ユニット審査を受け、研究資金の配分を巡って競争することになります。

教員の昇進・評価

教員評価には、研究ユニット審査、昇進審査、テニユア審査があります。これらの審査は臨時の委員会により行われ、一貫性のある厳しい評価基準が用いられます。また学外評価者からの書簡は、客観的な評価を行うために必要な手続きです。学外の評価者の過半数は、候補者の密接な共同研究相手や、候補者の指導教員となったことのある者以外の者でなければなりません。審査の結果、テニユアを付与する場合は、学長及び理事会の承認が必要です。

▶ 研究ユニット審査

プロフェッサー、テニユア付きアソシエイトプロフェッサー、アジャンクト・プロフェッサーが総括する研究ユニットは、5年の周期で学外審査委員会による審査を受けます。

審査結果によって、研究ユニットに配分される予算が決定されます。研究ユニット審査は本学外の国際的な専門家で構成される委員会により実施されます。厳しい審査基準に基づいて国際的に著名な学外の科学者で構成される委員会は、研究結果、研究資金の使用、研究ユニットの今後の研究計画及び予算計画について評価を行います。同委員会は、研究ユニットの研究員の質、さらに研究ユニットが提供するトレーニングやメンタリングについても意見を述べます。

▶ テニユア審査

平成30（2018）年にテニユア審査を改訂しました。テニユア審査を受ける教員は、研究ユニット審査も同時に実施され、総合的に審査されます。

アシスタントプロフェッサーのテニユア審査は、契約5年目半年（契約開始から4年半）の最終日であるテニユア審査開始日までに開始されます。アシスタント・プロフェッサーの1回目のテニユア審査は、6年目の終わりまでに完了しなければなりません。

アシスタント・プロフェッサーのテニユア審査の結果は下記の4つとなります。

- ▶ テニユア付きプロフェッサー：アシスタント・プロフェッサーは、理事会の承認を経て、テニユアを付与され、プロフェッサーに任命される。
- ▶ テニユア付きアソシエイト・プロフェッサー：アシスタント・プロフェッサーは、理事会の承認を経て、テニユアが付与され、テニユア付きアソシエイト・プロフェッサーに任命される。
- ▶ テニユア無しアソシエイト・プロフェッサー：アシスタント・プロフェッサーは、学長の承認を経て、テニユア無しのアソシエイト・プロフェッサーへ昇進する。
- ▶ 不合格：任期満了日又は通知の日から1年後のどちらか遅い期日に契約が終了する。

テニユアなしのアソシエイト・プロフェッサーのテニユア審査は、契約4年目半年（契約開始から3年半後）の最終日であるテニユア審査開始日までに開始されます。アソシエイト・プロフェッサーのテニユア審査は5年目の終わりまでに完了しなければなりません。

アソシエイト・プロフェッサーのテニュア審査の結果は下記の3つです。

- ▶ テニュア付きプロフェッサー： テニュア無しのアソシエイト・プロフェッサーは、理事会の承認を経て、テニュアが付与されプロフェッサーに任命される。
- ▶ テニュア付きアソシエイト・プロフェッサー：アソシエイト・プロフェッサーは、理事会の承認を経て、テニュアが付与される。
- ▶ 「不合格」：PRP3.2.5.2.4の上限が適用されるが、任期満了日又は通知の日から1年後のどちらか遅い期日に契約が終了する。

テニュアトラック教員には「ストップ・ザ・クロック」ポリシーを設けています。出産・養子縁組・子育てに関する親としての責任を遂行することを目的として、テニュアトラック教員は、テニュア審査の開始を遅らせ、契約の延長を申請することができます。

▶ 昇進審査

テニュア付きのアソシエイト・プロフェッサーは、任用の4年目に昇進審査が行われます。特別な事情がある場合は早期の審査も認められます。 テニュア付きアソシエイト・プロフェッサーは、契約4年目にプロフェッサーへの昇進審査を受けます。最初の昇進審査に失敗した場合、少なくとも3年間、次の昇進審査は行われません。

昇進の第1の基準は、当該個人の学識及び研究がその職位・キャリア開発のレベルにおいて世界中の同僚の中でも上位5 から10%以内に位置することです。

第2の基準は、候補者が質の高い授業を計画し、実施できることを明確に証明する質の高い教育歴です。

第3の基準は、学内の委員会業務やその他の貢献、さらに国際的な科学コミュニティに寄与するなど、最も広い意味で大学に寄与することです。

テニュア審査と昇進審査では、外部評価者による候補者の学識及び研究に対する客観的評価、本学での授業記録、大学運営への貢献が考慮されます。

教員の資質・維持向上

卓越した教育を提供し、個々の学生の多様な学修・研究ニーズに応えるため、本学は次のような教員の資質の維持向上（FD）に取り組んでいます。

教員採用・学生選考にかかわる全教員を対象とした無意識の偏見についての研修、LGBTQ+コミュニティの学生がより安心して勉学に集中できる教授法、ニューロダイバーシティ（自閉症やADHDなど）に関するセミナー、インクルーシブ・メンタリング、インクルーシブ・リーダーシップ、インクルーシブ・コミュニケーションなどのシンポジウムを開催し、教員の学びの機会を設け、DEI(多様性・公平性・包括性)を推進し、どんな学生でも学びやすい環境作りに努めています。

また、年次のファカルティ・エクセレンス・メンタリング・アワードにより、優秀な指導者（メンター）である教員を表彰しています。学生・研究員からの推薦によるこの賞は、表彰により教員同士が互いの指導方法について知り、自身の指導に活かすことのでき

る機会となっています。【資料 4-2-4】

- 教員担当学監及び研究科長は、学生の教育及び研究指導に関わる教員の資質向上のためのガイドラインを策定、更新し、教員に提供しています。【資料 4-2-5】
- 学生は、各授業科目修了時にその授業科目を評価し、その結果が教員に配付され、また学生にも公表されます。アンケート結果は、研究科長に報告されます。【資料 4-2-6】
- 学生の個別指導を行う論文指導委員会には、若手と経験豊富な教員が含まれるようにし、研究指導に関する知識やスキルが若い世代に引き継がれるようにしています。
- 令和3（2021）年にプロフェッショナル・ディベロップメント&インクルーシブ・エクセレンスセンター（C-Hub）を立ち上げ、学生・教職員全員を対象に下記のメンタリングやコミュニケーション、教育スキルなどの研修やワークショップの機会を全学的に提供しています。【資料 4-2-7】 【資料 4-2-8】
 - ✓ 新任教員のためのオリエンテーション
 - ✓ 生産的で健全な研究ユニット風土の強化に焦点を当てた年次ファカルティ・リトリート
 - ✓ インクルーシブ・リーダーシップ、インクルーシブ・メンター、インクルーシブ・コミュニケーションなどに関する年次国際シンポジウム
 - ✓ 入試委員会および教員サーチ委員会のためのアンコンシャス・バイアス研修
 - ✓ 優秀指導教員賞
 - ✓ 教員のためのインクルーシブ・リーダーシップ研修
 - ✓ 教員および研究者を対象としたティーチング&コースデザイン修了証プログラム
 - ✓ 教員のための個別相談
 - ✓ 教員のためのピアメンタリング・サークル・プログラム
- 若手教員一人一人にメンターが配置されます。メンターとは、若手教員に教育や研究グループの運営について助言したり、テニユア審査の準備をサポートしたりできる先輩教員のことです。
- 学内での他のセクションと協同で、定期的に FD に関する会議を開催しており、FDを強化する戦略を話し合っています。また、学内の人材を活用したワークショップやセミナーも開催しています。研究倫理や研究安全に関するセミナーは定期的に日英両言語で行われています。人事ディビジョンでは教職員に対して、目標設定や業務評価に関するセミナーも開催しています。【資料 4-2-9】

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和8（2026）年度には教員100名体制となる目標に向けて、令和5（2023）年5月に OISTサイエンス100シンポジウムを開催しました。全教員が参画し、本学の採用計画の策

定に寄与しました。学長のリーダーシップのもと、既存の研究領域の強化や新たな研究領域への拡大に努め戦略的に教員採用を進めております。また、C-Hubを活用し、多様性・公正性・包括性の確保された環境の醸成に努め、引き続き、女性及び参画度が十分でないグループの採用を積極的に行います。

4-3 職員の研修

《4-3 の視点》

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学は職員のための研修の機会を設けています。同研修には本学で働くために必須の知識、現在携わっている業務の業績をあげるために必要なスキルや新しい知識を学ぶもの、将来のキャリア・アップに向けたものが含まれます。

令和2（2020）年度には事務系管理職等を対象にマネジメント・ディベロップメント・プログラム（MDP）として、労務管理の基礎、Ⅰ.雇用管理、Ⅱ.時間管理、日本の労働法・就業規則に沿った内容の研修を実施。その他、目標設定、自ら学び成長する力、互いに尊重し合う職場の実現（ハラスメント防止）、職場におけるメンタルヘルスなどが行われました。【資料 4-3-1】

令和3（2021）年度には、効果的なフィードバック、成長支援の対話等が実施され、令和4（2022）年度からは、一部を除き、MDPの教材は学習管理システム（LMS）のeFront Proで閲覧できるようになり、繰り返し閲覧して学習できるようになった。令和5（2023）年度からは、教員にも拡大され、基本的な知識の習得とマネジメントスキルの向上に取り組んでいます。

本学職員は下記の研修プログラムを令和2年（2020年）に外部のEラーニングサービスを導入し、学内ポータルサイト（eFront）及び学外サービス（LinkedIn Learning）を利用し・受講することができます。

定期的に実施する研修プログラム

- 新入職員オンライン研修（新入職員は必須）
- LinkedIn Learningを利用した ビジネススキル及びコミュニケーション研修（入門から高度レベル）
- HEART（IT・財務・法令コンプライアンス）システム実務担当者研修
- ハラスメント防止オンライン研修（パワーハラスメント・セクシャルハラスメント・アカデミックハラスメント・アカデミックハラスメント）
- セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等防止対策研修（教職員学生

全員必須)

- 教員選考委員会メンバーに対する無意識のバイアス研修
- ヘルス・チェック（保健センターと共催）

必要に応じて実施する研修プログラム

- 女性研究者のためのプロフェッショナル・デベロップメント：女性研究者向けリーダーシッププログラム
- コミュニケーションスキルワークショップ型研修（アンコンシャスバイアス・コンフリクトマネジメント・アサーティブコミュニケーション・ファシリテーション）
- 禁止薬物、飲酒、交通違反などに関するセミナー（地元警察署による講話）

研究安全に関する研修プログラム

- 全学年次必修トレーニング OHS: Basics of Health and Safety（全学職員学生必須）
- 輸出入規制
- 廃棄物管理
- 化学物質管理
- 実験室利用者に対する健康安全アップデート・セッション
- 実験室利用者に対する実験安全に関する基本と基礎知識

その他の研修プログラム

- 公的資金の不正使用を防ぐ研修（教職員必須）
- 基礎的ライフサポート研修
- 職員とその家族向けに提供される英語及び日本語クラス

年次人事業績評価の一環として、自己改善・向上の努力が評価されます。研修については研修採用セクションが教職員の研修修了状況を追跡し、上司に報告します。それぞれの部署の長には 100%の修了率を促します。人事業績評価サイクルの初めにすべての事務系職員は年次目標を立てますが、目標の一つは個人の SD プランです。年間を通じて目標に向けての業績について上長と職員が定期的に面談を行いますが、その進捗具合によっては、年度途中で目標の調整を行います。【資料 4-3-2】

令和3（2021）年、集中的かつ戦略的な能力開発・人材育成に関する取り組みを通じて OIST コミュニティ全体を強化することを目的として、プロフェッショナル・ディベロップメント&インクルーシブ・エクセレンスセンター（C-Hub）を立ち上げ、学生・教員・研究職員・事務職員など全職員を対象とした研修を実施しています。ピア・メンタリングプログラム、事務職員向けに研究活動はどんなことであるのかについての勉強会なども開催し、SDの機会を幅広く提供しています。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学では今後も職員のニーズ、管理職及びスタッフからの要望に応じ、それぞれの職階に必要な技能・スキル研修を継続的に提供します。また、本学の発展度合に応じて変化する研修ニーズを把握するため調査やインタビュー等を実施していきます。

また、下記のC-Hubのミッションを引き続き実施し、全学生・職員のプロフェッショナル

ル・ディベロップメントの機会を提供します。

- ▶ 教員・学生・研究員・事務職員・役員を対象として、プロフェッショナル・ディベロップメントプログラムやメンターシップ、キャリアなどの成長の機会の提供
- ▶ 多様かつ公正でインクルーシブな環境を積極的に培うことによる優れた学術と研究の発展支援
- ▶ 大学内外での連携とコラボレーションの創出
- ▶ 公正性、多様性、インクルージョンを取り入れたユニークなプロフェッショナル・ディベロップメントモデルを通じて、能力開発・人材育成分野への貢献を高めるために、データ、成果、成功事例や最善策の共有、およびベンチマーキングを行うフォーラムの設置

4-4 研究支援

《4-4 の視点》

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学は研究環境の整備として、専任の職員を配置した包括的なコアファシリティによる研究支援体制を構築しています。コアファシリティには、9つのセクションと1つの事務系セクションを配置しており、本学の研究者と学生に対して優れた共用研究施設と研究支援サービスを提供することによって研究と教育に貢献しています。

技術系セクションは、共用機器／施設の維持管理、操作方法のトレーニング、公平なアクセス、実験デザインや手法／機器の選択に関する相談、データ取得や解析に関する技術支援などを担っています。事務系セクションは、コアファシリティが必要とする機器の調達、消耗品や保守費の管理などを事務的なサポート全般を行っています。

【資料4-4-1】

- ▶ 実験動物支援セクション
- ▶ シーケンシング・セクション
- ▶ イメージング・セクション
- ▶ 機器分析セクション
- ▶ エンジニアリング・セクション
- ▶ 環境科学・インフォマティクス・セクション

- 海洋科学セクション
- 科学計算・データ解析セクション
- 基盤実験設備セクション
- コアファシリティ・アドミニストレーション・セクション

コアファシリティの利用は、本学の研究者や学生には、通常、原則無償で提供されています。コアファシリティの専任職員は、研究者や学生がこれらの貴重なリソースを最大限に活用できるよう、包括的なトレーニングを提供しています。

各コアファシリティセクションは、関心がある研究者や学生なら誰でも参加できるユーザーグループを積極的に運営しています。これらのグループは定期的開催され、運営上の問題や戦略的な進歩について議論しています。さらに、ユーザーグループからの意見や優先順位を考慮しながら、コアファシリティの設備調達計画の見直しと強化を毎年行っています。

高い水準でのコミットメントを維持するため、令和5（2023）年2月、コアファシリティの全セクションを網羅する包括的なユーザー調査を実施しました。この調査は、継続的な品質保証の一環として毎年実施します。さらに、継続的な改善と卓越性の追求のため、コアファシリティ内の各技術セクションを対象とした国際的なピアレビューの実施を計画しています。

研究活動は社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを認識し、研究者は常に正直かつ誠実に判断、行動し、責任ある研究活動に従事しなければなりません。本学は、科学者の行動規範（平成 25 年 日本学術会議）及び研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 文部科学大臣決定）、その他関連する指針等に沿って、責任ある研究活動を推進するとともに不正行為に適切に対応するための仕組みを整備しています。

動物実験等の特定の実験は、事前に関連諮問委員会で審査された上でプロボストの承認を得ることが必要です。また、研究活動で利用する試料・機器の中には、法令やガイドラインで入手、取扱い、保管、記録、廃棄等が規制されているものがあります。これらは、関連する法令やガイドラインに沿って適切に処理されています。加えて、データと試薬のアーカイブに関するポリシーにより、本学で論文発表されたすべての研究の元となるデータがアーカイブされ、将来、研究倫理に関係する問題が発生した際には、適切な調査を実施することができます。

本学に属するすべての研究者（教員、スタッフサイエンティスト、ポストドクトルスカラー、技術員、リサーチフェロー、サイエンス・アンド・テクノロジー・アソシエイト）、学生及び職員は研究倫理教育を受講しなければなりません。研究倫理教育は、少なくとも 5 年に 1 回以上受講する必要があります。それ以外の部署の職員も研究倫理教育を受講することが強く奨励されます。共同研究等のため外部の研究者や学生が一時的に

本学で研究活動を行う場合、受け入れ研究ユニットや関係セクションは、当該研究者及び学生等が研究倫理教育を受講していることを確認しなければなりません。【資料 4-4-2】 【資料 4-4-3】 【資料 4-4-4】

各教員への研究支援の観点では、本学は日本国内だけでなく、国際的にも例外的であると言えます。教授の採用を行う場合には、スタートアップ・パッケージとして、研究スタッフ（ポスドク、技術員）、バイリンガルの事務員、その分野において妥当な規模の運営費、スタートアップに必要な機器とスペースを提供しています。先述したとおり、各教員は5年毎に国際的なピア・レビュー委員により評価を受けます。レビュー委員には予算執行や研究の進捗に関する情報と新しい予算・研究計画を提供します。ピア・レビューの結果を踏まえ、新しい5年間の教員への予算が決定されます。各教員に配分される予算には旅費も含まれており、研究者や学生が国際学会に参加したり、他の研究機関を訪問したりすることができます。外部の共同研究者を招聘することもできます。

また、本学では外部研究資金セクションに6名のスタッフを配置しており、競争的研究費の応募及び採択後の交付申請等の支援を行っています。学内からの応募数が最も多い科研究費については、学内、学外の採択経験者等を集め、申請書作成のポイントを解説し、申請者と申請内容について議論をする場を設けました。【資料 4-4-5】

その他競争的研究費の応募については、研究担当ディーンのリダーシップの下、組織的に取り組むべき事業について精査し、それらについての応募支援を行っています。その成果として、文部科学省 共創の場形成支援プログラム (COI-NEXT) 共創分野 (本格型) (令和4~13年度: 総額32億円) や文部科学省 地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業 (令和5年度: 総額19.8億円) の採択に至りました。

(3) 4-4 の改善・向上方策 (将来計画)

文部科学省の「地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業」に採択され、令和5 (2023) 年度からマリン・サイエンス・ステーション (臨海実験施設) の拡張 (約700㎡) を行い、研究力の更なる向上に加え、地域連携・産学連携の取組みを加速します。また、臨海実験施設とコアファシリティが在するメインキャンパスが近接しているという地理的な特徴を生かし、環境DNAの研究など関連する研究への支援を強化します。

高い水準でのコミットメントを維持するため、令和5 (2023) 年2月、コアファシリティの全セクションを網羅する包括的なユーザー調査を実施しました。この調査は、継続的な品質保証の一環として毎年実施します。さらに、継続的な改善と卓越性の追求のため、コアファシリティの各技術セクションを対象とした国際的なピアレビューの実施を計画しています。

また、共用研究室の管理や研究に不可欠な共用設備の維持・管理を担う基盤実験設備セクションを新設しました。これにより、研究者が利用可能なリソースの運営・管理体制が強化され、価値ある共用リソースの提供能力が向上しました。

外部研究資金セクションでは機関として準備し、応募する事業について戦略的に計画することを継続し、大学の研究力強化につなげます。

〔基準4の自己評価〕

教学マネジメントの機能性に関し、本学では、学長（兼理事長）、事務局長（兼副理事長）、首席副学長（産学連携）、全副学長（財務、施設管理、広報、人事、IT）及び全ディーン（研究担当、教員担当学監、研究科長）、統括弁護士ほか幹部職員出席のもとで毎週開催されるエグゼクティブ・ミーティングにおいて、大学運営上の中長期的な課題やその時々懸案事項について、教育・研究、ガバナンス、事務管理など横断的に情報共有・議論され、学長のリーダーシップのもと、取り組み・改善の方向性及び方策が機能的組織的に意思決定される体制が確立されています。

全教員により組織される教授会は、学長の助言機関として、教授会が重要と考える大学運営上の問題を直接学長に提起し、また、教授会の互選により組織されている代議員会でも、大学の教学面また運営面に関して学長に助言する体制を確立し、本学幹部職員と教員間の信頼・協力関係の構築、維持を図り、本学の教学マネジメントの健全性の確保に努めています。

教員の配置・職能開発については、本学の使命・目的に沿って「世界最高水準」を目指して取り組んでいます。国際的な経験と見識を持ち合わせた教員を募ることで本学の特徴である「国際性」を、また、自然科学の幅広い分野から教員を採用し、多分野間の共働を促進することで「学際性」を実現しています。

本学の教員採用、任命及び昇進に係る明確な方針の下、基準等を定めています。教員採用・任命については、国際的な採用プロセスを参考にすることにより、海外の大学や研究機関からの応募を容易にし、国際水準の多様な教員の採用が可能となっています。

教員候補者は公募により、厳格な基準の基づく審査・選定を経て採用されています。世界中で同分野の研究者の中で上位5%から10%に位置しているかどうか、また質の高い授業を計画・実施できる教育歴が、複数の学外評価者からの評価などに基づいて審査されます。

本学では、卓越した教育を提供し、個々の学生の多様な学修・研究ニーズに応えるため、教員を統括する教員担当学監と学生教育を統括する研究科長が協力して、教員資質向上のためのガイドラインを策定し、全教員と共有し、適宜更新するなど、教員の資質の維持向上に取り組んでいます。また、学内の関係部署と協力し、定期的にFDに関する会議を開催し、ワークショップやセミナーも交えながら、FD強化のための戦略を進めています。

職員の研修に関しては、本学職員の資質向上を目的として、平成30（2018）年に導入した学内ポータルサイト（eFront）及び学外研修プログラム（LinkedIn Learning）を利

用・受講できる体制を整備し、本学で働くための必須知識、業績を上げるために必要なスキルや新しい知識を学ぶものなど、例えば、文書管理、利益相反、労働安全、セクハラ防止など、また、オフィスITツールやその他のビジネス・スキル、リーダーシップ研修の機会を提供し、職員の資質向上に取り組んでいます。

令和3（2021）年に、プロフェッショナル・ディベロップメント&インクルーシブ・エクセレンスセンター（C-Hub）を立ち上げ、学生・教員・研究職員・事務職員など全職員を対象とした研修、例えば、公正性、多様性、インクルージョンを取り入れた研修を実施し、大学運営に求められる国際的な良識の醸成にも積極的に取り組んでいます。

本学の研究支援の取組みについては、令和5（2023）年に業務の効率化等を図るため、これまでの研究支援組織を見直し、国際標準に合わせて、プロボストのもとにコアファシリティ部門として再構築し、研究支援体制の整備を図りました。

本学の研究者や学生がコアファシリティを広く活用できるようにし、設備投資の重複を避けるなど、優れた研究支援体制を構築することで、設立以来、研究の優位性を保ってきました。コアファシリティでは、技術的な専門家によるトレーニングを行い、研究者が最先端の共有機器を利用できるようにしています。また、技術に馴染みのない研究者に対しては、解析等の技術支援も行っています。これにより、本学は研究を実施するために非常に魅力的な大学となっており、研究者は真に学際的で野心的な研究を広く行うことができるようになっていきます。

研究倫理の面では、日本学術会議による「科学者の行動規範」や研究不正への対応に係るガイドラインなどに沿って、各部署の責任範囲及び役割分担を明確にし、責任ある研究活動を推進するとともに、不正行為に対して適切に対応する仕組みの整備に取り組んでいます。

また、研究活動への資源配分については、各研究ユニットに対して5年ごとに実施される、国際的に著名な外部の専門家による厳格なピア・レビューに基づき、次の5年間の予算が決定される制度を整備・実施することで本学の卓越性の維持に努めています。

よって、上記主要項目について報告のとおり、基準 4「教員・職員」の基準を満たしていると判断します。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

《5-1 の視点》

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学では、学園法の規定に従いながら、一体的なマネジメント体制を構築しています。

まず、学園の管理運営に関する最終決定権と最終的な責任は理事会にあります。理事会は、学園の理事長を選任し、理事長は学長も兼務します。理事会は、日々の大学の運営を学長に委任します。

学長は、理事会と協議しつつ、卓越した国際的な大学院大学を運営するためにふさわしい効率的かつ効果的なマネジメント体制を構築します。また、管理運営と財務運営の透明性を確保し、それらについて説明責任を果たします。【資料5-1-1】

本学に勤める教職員や本学の関係者の活動や振る舞いの基礎となる基本的価値観は、高潔さ、誠実さ、公平性、他人への思いやり、そして本学のミッションへの献身です。本学では、多様性を尊び、ジェンダー、性自認、性表現、年齢、性的指向、心身の障害、健康状態、人種、民族、先祖、文化、出身国、宗教、結婚歴に関係なく、本学のコミュニティに属する全ての人に対して、等しく機会が与えられます。【資料5-1-2】

さらに、本学は、次の 3 つの基本方針によって示される理念に基づき運営されています。

- オープンな研究環境
- 互いに尊重しあう職場の実現に向けた基本方針
- 学生に対するコミットメント

実際の大学運営に当たり、本学の年度事業計画は、内閣府令（沖縄科学技術大学院大学学園法施行規則（平成 23 年内閣府令第 59 号））を踏まえ、下記の5つの章から構成されて、各章の項目毎に「目標」と「取組」を記載し、本学の使命・目的の実現に向けて継続的に取り組んでいます。【資料 5-1-3】

- (1) 教育研究に関する事項、
- (2) ガバナンス及び業務運営の透明性・効率性に関する事項、
- (3) 財務に関する事項、

(4) 沖縄の自立的発展への貢献に関する事項、及び

(5) キャンパス整備・大学コミュニティの形成及び安全の確保、環境への配慮に関する事項

学園の寄附行為に基づき、事業計画案は評議員会にて審議された後、理事会において承認・決定されます。さらに、学園法に基づき、内閣総理大臣による認可を得ることとなっています。国から学園に対する財政支援は、学園が、認可された事業計画を適切に実施することが前提となっています。【資料 5-1-4】 【資料 5-1-5】

本学は、特別な法律（学園法）に基づいて設立され、国からの補助により運営される法人として、事業計画を着実に実施するとともに、その状況を含む業務運営の状況について、国民に対して説明する責任があります。

事業年度終了後、理事長・学長は、理事会及び評議員会に業績を報告し、その評価を受けます。評価の結果は、世界最高水準の大学院大学の実現という目標を達成するための次のステップを検討する基礎として、以後の事業計画の立案や実施に適切に反映させ、建設的に活用しています。また、事業実績は、翌年度の5月末までに、それに対する理事会等の評価の結果と併せてウェブサイトで公開し、透明性を確保しています。【資料 5-1-6】

この他、各関係法令によって規定されている本学に係る下記の情報をウェブサイトにて公開しています。

- 情報公開制度の案内（情報公開法）
- 個人情報保護制度の案内（個人情報保護法）
- 財務及び監査に係る情報（私立学校法）
- 寄附行為の内容、監査報告書の内容、役員報酬等の支給基準（私立学校法）
- 大学認証評価結果（学校教育法）
- 組織、業務及び財務に関する基礎的情報（情報公開法）
- 法人文書ファイル、個人情報ファイル簿（公文書管理法、個人情報保護法）

本学では、一連の安全一般に関する意識向上プログラム、研究及び特定の業務に関連する安全教育・訓練、そして健康プログラムを通じて、学生、教職員、そして本学コミュニティに属するその他の人々の安全衛生を推進しています。【資料 5-1-7】

また、本学では、キャンパスを囲む豊かな自然環境を維持・保全しながら、教育研究やその支援業務が行われるよう努めています。このような取組には、有害廃棄物その他の廃棄物の地道なりサイクル活動や適切な取扱いと処理、また省エネルギーに向けた取組み等があります。【資料 5-1-8】 【資料 5-1-9】

加えて、沖縄は地震、津波、台風その他の自然災害の被害を受けやすい地域にあることから、本学では、学生及び教職員を対象に、詳細な災害・緊急対策の計画を定め、訓練を実施しています。【資料 5-1-10】 【資料 5-1-11】

人権保護の観点、先述の本学の基本的価値観に深く根付いています。PRP1.3に述べ

られているように、本学では明確な差別禁止ポリシーを採用し、人種、肌の色、宗教、国籍、家系、身体または精神の障がい、健康状態、配偶者の有無、性別、性的指向、社会的背景、または年齢にかかわらず、すべてのコミュニティメンバーに対して平等な機会を提供しています。

インクルージョンは、世界最高水準の大学の必須要素と考えられています。本学は、すべてのメンバーが自分の可能性を実現できる制度環境を確立しようと努めています。キャンパス内の障壁や偏見を最小限に抑えるためのさまざまな対策が講じられています。これには、全建物の各階にアクセシビリティに配慮したトイレの配備、礼拝室の設置、小さな子供を持つ教職員や学生のための支援方針、ジェンダーフリートイレ、マザーズルーム、暗黙の偏見に関するトレーニング、インクルーシブな教育と指導に関する研修、LGBTQI+協会やニューロダイバージェンス（神経多様性）協会などの特別な関心を持つグループへのサポートなどが含まれます。

以前の男女平等や公正に向けた取り組みは、本学において包括的で公正な環境の継続的な醸成を促進するために、ジェンダー、公正、多様性、インクルージョン委員会

(GEDI) の設立を通じて達成されました。この委員会は、すべての背景や交差するアイデンティティにかかわらず、すべての人が自分の可能性に到達できる包括的で公正な環境を育成することを促進します。GEDI委員会は、以前の男女共同参画委員会を代替するために令和元（2019）年8月に設立されました。委員会は、OISTコミュニティ全体から代表を招き、代表者それぞれの経験、志向、ニーズに注意を払う包括的な立場を通して導かれています。

令和5（2023）年、OISTではC-Hubのエグゼクティブディレクターを、多様性・公正性・インクルージョン（DEI）のエグゼクティブディレクター職も兼任するよう任命し、DEIの専門知識と監督を戦略的に結びつけ、大学全体の人材育成や、さまざまな関係者向けのプログラム開発、DEIの持続的な戦略的开发を調整します。【資料 5-1-12】

また包括的で公正な採用を促進するために、国際的なベストプラクティスを統合し、多様な優れた候補者を引き付けるべく教員採用プロセスを改訂しました。教員担当学監、教員担当学監オフィスの採用チーム、そしてDEIのエグゼクティブディレクターが協力して教員ハンドブックを改訂し、DEIのエグゼクティブディレクターはすべての教員向けの無意識の偏見トレーニングプログラムを作成しました。

本学は、利益相反、内部通報及び研究不正、パワー・ハラスメント、その他不適切なふるまい等の人権の侵害に係る苦情や係争に対応するための規定、ルール、手続きを整備しています。【資料 5-1-13】

危機管理については、事務局長オフィスに緊急対応コーディネーターを配置し、全学的なリスク管理及び消防訓練などの災害対策への対応を担当しています。

また、本学は IT リソースのセキュリティを保護するために合理的なセキュリティ対策を講じています。本学は、電子メールを含むあらゆる IT リソースの使用状況を制限なく監視する権利を有し、IT リソースのセキュリティと整合性を確保するために必要なあらゆる措置をとる責任を有します。

日常のシステム管理業務や事案の報告により、規程や日本の法令に対する違反が認められた場合、本学は、必要または指示された調査と情報資産を保護する処置を実施するとともに、調査に関する情報を提供します。

本学は、アーカイブ及びレポート用のために情報資産を保持する義務を有します。加えて、学長または統括弁護士の指示と最高情報責任者（CIO）または最高情報セキュリティ責任者（CISO）の同意のもと、訴訟やその他の法的目的のために情報資産を一定期間保管することがあります。

本学における情報セキュリティは情報資産を不正なアクセスやそれによる損害から保護し、すべての適用される法令、規制及びコンプライアンス要件を遵守することを目的としています。

本学は、IT リソースにアクセスして利用しようとする外部から絶えず攻撃を受けています。本学のすべてのネットワーク、システムに対してセキュリティ・スキャンを定期的に行い脆弱性を自己監査し、適宜対応・運用しています。また、情報セキュリティに関わる全てのイベントを一元管理・監視するシステムを構築・運用し、情報セキュリティ・インシデントの発生や証拠保全が必要になった際の体制を再構築しています。

その他、昨今のクライアント PC に対するマルウェア感染リスクの深刻化を考慮し、人工知能を搭載した最新のマルウェア対策ソフトを導入しました。これによりこれまで発見されなかったマルウェアが検知され、被害を未然に防止しています。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、学術や研究の卓越性を追求する価値観と、地域社会や国際社会の幸福に貢献するというミッションを実現するため、令和3（2021）年12月に設立した「OISTプロフェSSIONAL・ディベロップメント&インクルーシブ・エクセレンスセンター（C-Hub）」による取り組みを通じて、引き続き、本学コミュニティ全体の強化と集中的かつ戦略的な能力開発・人材育成に取り組めます。

監事は業務運営の適切性・効率性が確保されるよう引き続き厳格な監査を行います。

平成27（2015）年に「人事、教育、財務会計、研究、変革プロジェクト（HEART）」の一環として導入された本学の基幹システムのベンダによるサポート期限が令和9（2027）年に迫っており、情報技術担当副学長およびITディビジョンにてシステム更新の検討を開始しました。令和5（2023）年度はプロジェクトのスコープ定義および概算費用の算出、令和6（2024）年度は要件定義とソリューションの選択を目標としています。新システムでは学内データプラットフォームとの連携やAIの活用を通じて、学内の意思決定に資するシステムとしての機能を向上させる予定です。

5-2 理事会の機能

《5-2 の視点》

5-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

学園と大学院大学は、学園法の規定に従いながら、一体的なマネジメント体制を構築しています。理事会は、学園の運営管理に関する最終決定権及び責任を有します。学園により遂行される全ての業務及び計画の実行を監督する理事会は、学園の最高意思決定機関です。【資料 5-2-1】

本学は欧米型のマネジメント方式を採用しているため、理事会の責任と権限が日本の他大学と比べ強く、より戦略的な意思決定ができる管理運営体制を構築しています。

理事会は、理事長・学長と副理事長・事務局長を含む、10人以上20人以下の理事により構成されています。理事には、その選任の際に学園の役員または職員でない者がその定数の過半数とならなければなりません。学長と事務局長を除く理事より、議長及び副議長が選任されます。

理事会には、定例理事会と臨時理事会の2つの会合があります。定例理事会は毎年5月、9月及び2月に開催され、臨時理事会は必要に応じて開催されます。理事会は議長によって召集されます。【資料 5-2-2】 【資料 5-2-3】

理事には、科学技術の発達に関し特に功績顕著な科学者（ノーベル賞受賞者他）、沖縄の振興に関して優れた識見を有する者（琉球大学名誉教授他）、大学の経営に関して高度な知識及び経験を有する者（国際的な研究機関長他）等が含まれ、教育・研究における学際性の推進や沖縄の自立発展に向けた貢献等、本学の使命・目的の達成に向けて戦略的に意思決定ができる体制を整えています。【資料 5-2-4】

理事会には、次の常任委員会が設けられており、理事長による意思決定過程を補佐する体制を構築しています。

- 運営委員会：理事会の業務を迅速に執行させる責任
- 事業・財務委員会：長期計画、設備投資予算、年次運営予算、建物建設費の積算及び投資に関する検討を含め、大学の事業計画及び財務計画の基本方針に関する責任
- 研究・学務委員会：研究・教育に関する責務を担い、教員の採用や昇格等について検討
- 監査・コンプライアンス委員会：大学の財務諸表、内部監査及び外部監査、危機管理、コンプライアンス、業務報告等に関する権限及び責任。

理事会事務局は、理事会および評議員会議長のもとで、会議の議題や資料の作成、理事会・評議員会が設置した小委員会の事務管理などを担当します。

3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

前回の平成30（2018）年度認証評価における評価結果において、理事会の機能に関して、「理事会の開催回数が年3回であるため、より一層機動的に意思決定できる学内組織の構築への検討が望まれる」との「参考意見」をいただきましたが、この点については、適宜必要に応じて臨時理事会を開催して各理事の意見を集め、本学のミッションに

沿った意思決定に努めています。常任委員会やその他分科会の開催を増やし、出席者の範囲も、委員会メンバーとなっている理事以外まで招待するように拡大しました。また、学長と理事会メンバーの間では、定期的に情報共有を行い、議題により、適宜会議を実施しています。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

《5-3 の視点》

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本学は、学校法人沖縄科学技術大学院大学学園が運営する大学組織です。学園の管理運営に関する最終決定権と最終的な責任は理事会にあります。理事会は学園の理事長を選任し、理事長は本学の学長も兼務します。【資料 5-3-1】

学長によるリーダーシップの下、大学全体の運営に関連する主要な組織的手続き及び決定事項を準備し、情報共有を行うために、毎週エグゼクティブ委員会会議が開催されています。エグゼクティブ委員会は、学長・理事長を議長とし、その他全エグゼクティブ及び教授会議長によって構成されています。

本学の寄附行為において、理事、監事及び評議員会について規定しており、監事は、学園の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）または評議員以外の者であって理事会において指名した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任し、内閣総理大臣の認可を受けます。

また、本学は、寄附行為の規定に基づいて、監事による監査を実施しています。監事監査を通じて、適切且つ効率的な本学の業務運営及び適正な会計経理が担保される仕組みを整えています。

監事監査は、関係する法令、寄附行為及びこれらに基づいて定められた本学の規程を基準として行われています。また、監事は、監査の実施に当たって、本学における教育研究が自主的に行われる必要があることを十分考慮しています。

評議員会は本学の業務運営や財産の状況、そして理事及び監事の業務執行の状況について理事及び監事に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、または理事及び監事から報告を徴することができます。

評議員会は、理事長及び副理事長を含め 21 人以上 41 人以下の評議員から組織されています。評議員会の議長及び副議長は、評議員会の本学役員を除いた評議員の中から理事会により選任されます。評議員は理事会より選任されます。評議員の任期は 3 年と定められていますが、再任が認められることがあります。

評議員会は以下の事項について、理事会開催前に、学長・理事長へ意見を述べなくてはなりません。【資料 5-3-2】 【資料 5-3-3】 【資料 5-3-4】

- 予算、借入金及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積算金の処分
- 事業計画
- 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄、寄附行為の変更
- 合併
- 目的たる事業の不成功による解散
- 寄附金品の募集に関する事項
- その他学園の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

本学では、定例のエグゼクティブ・ミーティング（学長、事務局長、全副学長及び全ディーンで構成）、ファカルティ・アッサンブリー（教授会）、ファカルティ・カウンシル（教授会代議員会）、等の階層別会合を通じて相互に運営管理をチェックする体制を整えています。

また、学長、事務局長、他の幹部による会議を定期的に行い、重要な意思決定の準備、情報の共有、業務執行状況を確認しています。また、エグゼクティブと教授会の情報共有会議を開催し、経営幹部から教授会に対して経営情報を提供しています。さらに、学長、事務局長、首席副学長及びプロボストの間で定例会議を開催し、必要に応じ人事副学長の出席を得て、各幹部間の調整を円滑に行っています。

他方、チャイルド・ディベロップメント・センター（CDC）関係者会議やIT連絡会（学生含む）、またカフェ委員会等目的別の個別委員会を通じて、意見やニーズをボトムアップで上層部が把握できる体制を確保しています。

本学の教員組織の管理運営体制においては、教授会が教員自治及び教務を担っています。教授会には、幹事会として代議員会が置かれています。【資料 5-3-5】

プロボストは、学術・研究面において本学を代表します。この職責において、プロボストは部門間の活動を監督・調整し、教員担当学監、研究担当ディーン、研究科長と緊密に協力し、関連業務が統合されて進められるよう努めるとともに研究倫理教育責任者として本学における研究倫理教育の推進を統括します。

教員担当学監は上記教授会及び代議員会の運営及び教員を統括します。

研究担当ディーンは、学術研究に関する他大学及び研究機関とのネットワーク構築を所管します。また、外部研究資金の申請及び管理（首席副学長（技術開発イノベーション担当）の所管に含まれるものを除く。）にも責任を持ちます。

また、他の研究関連領域について必要に応じ教員担当学監及び研究科長と連携しています。

研究科長は本学の研究科を運営しています。研究科長は、任期を3年とする教授間での輪番制の職位で、学長の裁量により再任が可能となっています。

事務局長オフィスは、安全衛生セクションが担当する分科会を率い、安全分野について必要に応じプロボスト、教員担当学監及び研究科長と連携しています。

教授会は教員のガバナンスや学術関連事項に関して責任を持ちます。教授会は代議員会を組織します。教員に関する全般的な事項に関しては教員担当学監が責任を負います。教授会は本学の全教員からなる自治組織で、大学に関する情報を教員に提供するとともに、大学運営に関して学長との闊達な議論の場となることを主たる目的としています。教授会は学長に対する諮問的な組織であり、大学運営に関わる事項に関して学長と直接議論することが可能です。効率的な運営のために、教授会は互選により代議員会を組織します。代議員会は教授会議長が同じく議長となり、教授会の幹事会となります。教員はコモン・リソース諮問委員会、動物実験委員会、人対象研究審査委員会、バイオセーフティ委員会等様々な委員会において管理運営に携わる義務も有しています。

このように委員会活動は大学の管理運営に関わることから、委員会への教員の選任は、学長、首席副学長（技術開発イノベーション担当）、研究科長、教員担当学監及び研究担当ディーンが行います。

理事会での議論は各種委員会で検討され、代議員会はその検討結果を学長に進言します。このように、理事会や各種委員会ででの水平的な議論がボトムアップされ、それを踏まえて学長のリーダーシップが発揮される管理運営体制が整備されています。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、学長、事務局長、プロボスト、副学長等によるエグゼクティブ・ミーティングを毎週開催し、情報共有を促進するとともに、業務運営の状況を確認しつつ、重要事項について意思決定します。また、エグゼクティブと教授会による会議を引き続き隔月毎に開催し、上層幹部と教授間の情報の流れを改善していきます。

監事は、事前に作成する監査計画に基づき、内部監査や会計監査とも連携しつつ、予算執行、調達・入札、法令順守の状況を始め、業務全般について厳格な定期監査を実施するとともに、必要に応じて、臨時的監査を行います。また、引き続き、適切な形で中立性を維持しつつ、他の役員や幹部職員との効果的なコミュニケーションを図ります。監事には、その活動に必要となる十分な情報及び人的サポートが提供されます。監査結果については、理事会での報告等を通じて、その後の業務運営に反映させていきます。

令和3（2021）年8月31日に公表された内閣府に設置された「OISTの今後の諸課題に関する検討会」による提言※を踏まえ、今後とも、定期的な理事会・評議員会、年度ごとの業務実績評価などを通じて、本学の組織運営体制及び大学の意思決定・運営に対する理事会等のチェック・牽制機能について、自己点検するとともに必要に応じて改善に取り組みます。

※沖縄科学技術大学院大学学園法附則第14条において「国は、この法律の施行後10年を目途として（2022年の法改正により『おおむね5年ごとに』に改正）、学園に対する国の財政支援の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされています。これに基づき、内閣府が設置した「OISTの今後の諸課題に関する検討会」による評価が2021年に実施され、同年8月31日に「OIST法附則第14条に基づく検討に向けたOISTの取組等に関する評価及び今後の展開に係る最終報告」が公開されました。同報告の「組織運営」に係る提言は下記の通り。

「今後、日本の研究大学が組織運営の形態を参照する上で活かせるポイントを明確にしていくことが必要である。また、これまでに構築された組織運営体制が学園の意思決定と大学の執行の役割分担を含め効果的に運営されているかという点と、大学の意思決定・運営に対する理事会等のチェック・牽制機能が有効に働いているかという点については、不断の自己点検と見直しが重要である。

前回の平成30（2018）年度認証評価における評価結果において、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化及び相互チェックの機能性について、「評議員会の開催が年2回であるにもかかわらず、委任状及び書面決議による参加が多い評議員が散見されるので、ウェブ・電話会議システムを活用した評議員会運営という観点から参加を促す方策の検討が望まれる」との「参考意見」をいただきましたが、この点については、引き続き、評議員に対して実際に出席をすることで話し合いに参加し、積極的に意思決定に参画するよう促します。

5-4 財務基盤と収支

《5-4 の視点》

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学の財務に関する中長期計画は、「OIST戦略計画2020-2030」の「第11章 必要な研究資源と資金戦略」にまとめられています。当該戦略は令和元（2019）年度の教員数73名から2030年代初めまでに教員数約200名への規模拡充等を基本に想定しています。【資料5-4-1】

予算支出の内訳は、学園運営費と資本支出に当たる建設費に大別され、研究機関として5年、大学として9年の間で培った運営経験をもとに支出額が積算されています。

予算収入の内訳は、政府から交付される運営費補助金、施設整備費補助金及び外部資金に大別されています。中長期計画の約10年間の政府からの補助金による収入規模は、年間200億円以上を想定しています。今回の中長期計画においては、付帯事業収入、借入金、資産運用の計画はありません。

中長期計画に基づく適切な財務運営の確立にあたって、各事業年度開始前に、補助金概算要求書をベースに、年度の予算収支計画、予定貸借対照表、予定損益計算書を策定し、年度事業計画書に記載しています。この年度事業計画書は、評議員会及び学園の財務運営について最終決定権を有する理事会において審議決定されます。【資料5-4-2】

この年度事業計画実現のため、必要な補助金額を国へ概算要求し、交付された補助金を期首の予算編成に基づき適正に予算配分します。また、期中において適宜予算配分を見直し、適正な予算執行を進め、組織全体で予算執行管理を推進しています。予算執行状況は理事会に報告されます。【資料5-4-3】

以上のことから、本学は中長期的な計画に基づく適切な財務運営が確立されています。

本学は、学園法に基づいて設立され、年度事業計画に基づく予算要求により、政府か

ら運営費補助金と施設整備補助金の交付を受けています。令和4(2022)年度予算収支実績では、当該補助金額は全体収入の88%を占めており、安定した財務基盤の確立が図られています。【資料5-4-4】

収支バランスの面では、直近の令和4(2022)年度予算収支実績を例にとると、収入の内訳は、運営費補助金17,897百万円、施設整備費補助金3,573百万円、その他の収入2,986百万円、収入合計24,456百万円となっています。

支出の内訳は、人的経費7,803百万円、学務経費1,268百万円、教育研究費3,236百万円、共通経費6,350百万円、管理経費1,222百万円、施設整備費3,573百万円。支出合計23,452百万円となっています。その結果、資金収支は1,004百万円の収入超過となりました。

令和4(2022)年度損益計算書では、経常収益合計21,963百万円に対し、経常費用合計は20,424百万円となり、経常利益は1,539百万円となっています。当期総利益は1,539百万円となっています。【資料5-4-5】

本学の中長期計画及び年度計画は、安定した政府からの補助金収入がベースとなっており、事業運営は本学の補助金交付要綱の規定に基づき、国が認める経費に対し補助金交付額の範囲内で予算を執行しますので、本学の収支のバランスは常に確保されています。【資料5-4-6】

(3) 5-4 の改善・向上方策(将来計画)

上述のとおり、中長期計画を達成するためには、事業運営費として毎年度200億円以上の政府からの安定的な運営費補助金の交付と、大学規模拡充に向けた施設建設整備のための施設整備費補助金の交付が必要条件となります。今後も継続して必要な補助金交付を受けるため、期待される研究及び教育の成果を出すことと同時に、科研費、各種研究助成金、産学官連携による受託研究費の獲得、寄附金の獲得に努めることにしています。

また、令和3(2021年)8月31日に公表された内閣府に設置された「OISTの今後の諸課題に関する検討会」による提言※を踏まえ、財源基盤の強化については、国内及び国際的なネットワークを活用した組織間連携を基盤とする大型の研究プログラムへの共同応募、企業との共同研究等の拡大及び寄附金獲得活動の強化など、その改善に努めています。

※沖縄科学技術大学院大学学園法附則第14条において「国は、この法律の施行後10年を目途として(2022年の法改正により『おおむね5年ごとに』に改正)、学園に対する国の財政支援の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされています。これに基づき、内閣府が設置した「OISTの今後の諸課題に関する検討会」による評価が2021年に実施され、同年8月31日に「OIST法附則第14条に基づく検討に向けたOISTの取組等に関する評価及び今後の展開に係る最終報告」が公開されました。同報告の「財務基盤」に係る提言は下記の通り。

「大学の発展を支える財務基盤については、持続可能であることが重要である。OISTは、運営予算の約95%を国の補助金占める現状から早期に脱却することが必要である。世界最高水準にある大学が多様な財源を確保していることに倣い、OISTには民間資金の獲得等による財源の多様化を進め、自立的財務基盤を確立していくことを求める。」

5-5 会計

《5-5 の視点》

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学は内閣府所管による唯一の学校法人であり、内閣府によって定められた独自の学園会計基準に基づき会計処理し財務諸表を作成しています。

決算は年度決算の他に月次決算を実施しています。月次決算は会計検査院法第24条の計算証明書規則規定第2条に基づき、毎月の所定期間経過後30日を越えない期間に会計検査院に到達するよう、合計残高試算表及び添付書類を毎月提出しています。【資料5-5-1】

年度決算に当たっては、寄附行為第15条の規定に基づき、会計年度終了後2ヶ月以内に貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類（案）、収支決算書を作成します。

監事は、その財務諸表について監査を行い、監査報告書を作成し、理事会に提出します。その監査報告書を添えた財務諸表概要は、理事会で報告され、評議員会の意見を踏まえ、理事会で審議及び承認されます。その後、本学は付属明細書を含めた財務諸表を作成し、会計年度終了後3ヶ月以内に独立監査人の監査報告書と合わせ財務諸表を内閣総理大臣へ提出します。【資料5-5-2】

また、本学のホームページで財務諸表を公開しています。

会計の適切な処理に当たっては、予算収支報告の観点からも留意が必要です。予算管理責任者は、予算額と決算額が著しく乖離することがないように、適切な予算執行管理を行うことが求められますが、学園運営の進捗と共に、当初予算配分と実績に乖離が見込まれる場合は、期中に予算配分の見直しや財源の振替が発生し、必要に応じて財務修正による会計処理を行います。

以上のことから、会計基準及び予算執行管理において、会計処理は適正に実施されていると評価します。

会計監査の体制整備として、本学は学園法第12条の規定に基づき、会計監査を監査法人へ委託し、監査法人の監査報告書を財務諸表と共に内閣府総理大臣へ提出しています。令和5（2023）年度の監査法人の人員体制は、公認会計士5人（監査責任者2人、監査補助者3人）で年間700時間程度の監査を計画しており、本学の事業規模に対して適正な会計監査体制となっています。【資料5-5-3】

会計監査の実施にあたり、監査法人は、当該年度の監査実施前に、監事及び財務担当副学長に対して、監査計画書の説明を行います。その説明の中で、監査の概要、監査チームの体制、年間監査スケジュール、本学の事業リスクと財務諸表に与える影響等につ

いて意見交換します。

期中監査においても、監査法人は、監事及び財務担当副学長と密に連携し、監査上必要な情報収集に努めると共に、本学に対して有用な情報を積極的に提供し、リスクに焦点を当てた実効性のある監査を行っています。

期中の監査の基本アプローチは、事業環境の理解等を通じて固有リスクを識別・評価、各リスクに対応する手続きを選択・適用します。具体的には、毎月の予算の執行状況や残高試算表の月次推移から、金額において重要な変化や異常点を見つけ、不正な会計仕訳や証票書類等に不備がないか確認します。また、固定資産台帳及び固定資産実査結果をもとに固定資産計上ミスや不適切な処理がないか確認しています。他には、規定の整備や決裁手続き等の管理全般に関する内部統制の実効性も確認しています。

決算期には、カット・オフ・テストの実施により、現金預金、その他資産の期末残高や仕訳について確認します。また、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書の勘定科目組み替えや表示にミスがないか確認します。その他、利益の処分に関する書類（案）、業務実施コスト計算書、注記事項、附属明細書の表示監査を行います。これらの監査を経て、監査法人は、決算終了後の6月中旬ごろ独立監査人の監査報告書を理事長に提出します。【資料5-5-4】

監査報告書の提出の際に、監査法人は、監事並びに理事長、事務局長及び担当副学長に対してマネジメント・レビューを行い、ガバナンスや内部統制の観点から忌憚のない意見交換を行い、大学経営に対して課題が認識された場合は、改善提案を行ないます。

監査法人による会計監査の他に、内部監査セクションによる期中及びアドホックな内部監査及び監事による監事監査を実施しています。

内部監査は、社内情報収集や会計検査院の検査報告等の情報を参考に、各部門と連携し社内調査及び実地検証を実施し、その監査結果に基づき助言及び提言を行なっています。

監事監査は、監事3人を置き、寄附行為第15条の規定に基づき監事監査を行っています。期中は、担当副学長から業務運営の方法を聴取し業務監査を実施します。決算期は、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、収支決算書の書類を閲覧し、会計監査を行っています。

これらの結果は、監査報告書として決算終了後2ヶ月以内に理事長に提出され、理事会で報告されています。

以上のことから、会計監査体制は整備されており、厳正に実施されています。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、内閣府所管の大学であり、他の大学と異なる独自の会計基準を採用しているため、ベースとなる独立行政法人会計基準や国立大学会計基準に改正があった場合、臨機応変に対応できない可能性があり、引き続き、この問題について内閣府と協議し改善していきます。また、補助金の執行にあたっては、今後も大学の規模の拡大に応じて、適切な予算執行が行えるよう、これまで以上に関係部署と情報共有し、十分な連携が取れる体制を強化していきます。

[基準5 自己評価]

経営の規律と誠実性について、本学では、学園法の規定に従い、大学の管理運営に関する最終的な決定権と責任を有する理事会とその理事会から大学運営を委任された学長が密に協議しつつ、卓越した国際的な大学院大学を運営するためにふさわしい効率的かつ効果的なマネジメント体制を構築するとともに、大学の管理運営と財務運営の透明性を確保しています。

また、本学教職員の備えるべき基本的価値観（高潔さ、誠実さ、公平性、他人への思いやり、本学のミッションへの献身）を明確に定めるとともに、多様性、ジェンダー、心身の障害、健康状態、人種、宗教などに関係なく、本学のコミュニティーに属する全ての人に対して等しく機会を与えるという組織倫理を確立しています。

理事会の機能については、年3回の定例理事会、必要に応じて適時に開催される臨時理事会及び各会において活発な議論が展開される専門分科会を通じて、本学の使命・目的達成に向けて機動的に意思決定がなされる体制が整備されています。理事の選任に関しては理事会運営規則に則り、適正に遅滞なく実施され、理事会・評議員会の運営についても、学長室内に設置された理事会・評議員会事務局が適切に実施しています。

管理運営の円滑化と相互チェックについては、学長のリーダーシップの下で、主要エグゼクティブによる定期的な会合、エグゼクティブ委員会会合、エグゼクティブと教授会／教授会代議員会との会合などを通じて円滑な大学の運営管理が図られています。

評議員会に対する諮問事項及び意見具申については、寄附行為において明確に規定され、評議員会による、学園の業務及び財産状況又は理事及び監事の業務執行状況に対するチェック機能を確保しています。一方、監事の職務において、学園の業務及び財産状況の監査を実施するとともに、学園の理事の業務執行状況を監査するなど、相互チェックの機能が確保されています。

財務基盤と収支及び会計については、本学は学園法に基づき設立された特別な学校法人であり、その財務・経営においては毎年度、沖縄振興予算の枠組みの中で必要額を確保してきています。

会計処理については、内閣府により認定された会計基準に従い適切に処理され、また、監査については、内部監査及び監査法人の監査、監事の監査を受け厳正に実施されています。

よって、基準5「経営・管理と財務」の基準を満たしていると判断します。

基準 6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

《6-1 の視点》

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学の内部質保証に向けた評価事業は、教員及び研究ユニットの評価は別として、従来、事業計画に基づいて実施される業務実績報告（年次評価）、テーマを設けて実施される外部評価、及び認証評価機関による評価の3つですが、今期については、これらに加え、本学設立後10年目を迎えたことから、学園法の規定に従って、内閣府外部パネル（沖縄科学技術大学院大学学園の今後の諸課題に関する検討会）による評価も実施されました。【資料 6-1-1】

評価の実施体制に関しては、内閣府と密に連携する必要がある業務実績報告及び文科省／認証評価実施機関のもとで実施される大学認証評価は事務局長オフィスが、理事会と調整しながら企画・実施される外部評価については学長室が、また、教員及び研究ユニットに関する評価は教員学監オフィスが所管し、責任範囲を明確にしたうえで、学内の関係部署と密に調整を図りながら実施する体制を確立しています。

業務実績報告は、各年度の事業計画に対する達成状況を自ら点検する自己評価（内部評価）です。実施体制については、エグゼクティブ・コミッティーの主導により、事務局長主導の下、政府機関関係セクションが中心となり、各部署とコミュニケーション・調整を図りながら各年度の事業計画に照らして業績を取り纏める作業を通して自己点検・評価を実施しています。

上記に加え、本学では外部評価を実施しています。

前回の認証評価において報告した通り、平成 27（2015）年に中長期的な観点から目的の達成度及び将来計画の妥当性などについて大学での研究や経営に豊富な経験と高い見識を有する専門家による外部評価（国際ピアレビュー）が実施されました。

今期については、令和元（2019）年11月に戦略計画2020-2030の評価及び OIST の将来の成功に対する見解を得るために、国際的な科学者及び大学運営管理の専門家による外部評価が実施されました。構成メンバーは下記の通りです。【資料 6-1-2】

- Prof. Dr. Olaf Kübler (Chair)
Professor and President emeritus of ETH Zurich, President of the Council of the Einstein Foundation Berlin.
- Prof. David Baltimore
The Nobel Prize in Physiology or Medicine 1975, President Emeritus and Robert Andrews Millikan Professor of Biology at California Institute of Technology
- Prof. Dr. Peter Chen
Professor of Physical-Organic Chemistry, and former Vice President Research and Corporate Relations of ETH Zurich
- Prof. Dr. Artur Ekert
Professor of Quantum Physics at the Mathematical Institute, University of Oxford, Lee Kong Chian Centennial

Professor and Director of Centre for Quantum Technologies at National University of Singapore

- Prof. Dr. Claudia Felser
Director of Max Planck Institute for Chemical Physics of Solids
- Prof. Dr. Martin Grötschel
President of the Berlin-Brandenburg Academy of Sciences and Humanities (BBAW)
- Prof. Maki Kawai
Director General of the Institute of Molecular Science, National Institutes of Natural Sciences President of the Chemical Society of Japan
- Dr. Robert Perich
Vice President Finance & Controlling at ETH Zürich
- Prof. Phil Sharp
The Nobel Prize in Physiology or Medicine 1993, Institute Professor at the Massachusetts Institute of Technology
- Prof. Choon Fong Shih
University Professor at the National University of Singapore, Founding President of King Abdullah University of Science and Technology (KAUST)
- Prof. Shirley Tilghman
Professor of Molecular Biology and Public Policy and President Emerita, Princeton

機関別認証評価については、学校教育法に基づき認証評価機関により7年以内に一度のサイクルで実施される第三者評価です。実施体制については、業務実績報告の取り纏めと同様に事務局長オフィスが所管しています。

また、令和3(2021年)11月に学園法施行後10年を迎え、国は同法附則第14条に基づき財政支援の在り方その他この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとなっていたことから、内閣府外部パネルである「沖縄科学技術大学院大学学園の今後の諸課題に関する検討会」は、右に基づき専門的知見から助言を行うべく、本学のこれまでの取組等を評価した上で、本学設置の目的を果たしていくための今後の展開及び国の財政支援の在り方について提言しました。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

毎年度の事業計画立案－実施－業務実績評価（自己評価）－フィードバックという事業サイクルは効果的に適切に実施されています。

国際ピアレビューについては、新戦略計画の策定進捗を見ながら、そのプロセスの中で適宜取り入れることを検討しています。

今後も引き続き、年度毎の業務実績報告及び必要に応じて実施される国際的な有識者による外部評価に関して、担当部署間で密に連携しながら役割分担を考慮し、有機的な組み合わせのもとで評価業務を一体的に実施できる体制を構築していきます。

また、前認証期間において、学園法の要請により実施された「設立10年後」の評価は、令和4（2022）年の同法改正により、「5年後を目途」とされたため、次期認証評価期間において、あらためて実施される見込みであり、内閣府外部パネルによる同評価に向けた評価体制の整備評価を進める予定です。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

《6-2 の視点》

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

上記 6-1 で示したとおり、業務実績報告においては、毎年度基準指標を設定し、客観的な情報・データに基づいて達成度合いを定性的、定量的に自己点検・評価を実施しています。

具体的には、毎年度末、担当副学長及びディーン主導の下で、事業計画に沿ってそれぞれの目標を達成するために設定された取り組みに関して、各担当部署において報告案を作成し、事務局長オフィスがそれらを取りまとめ、事務局長が全体レビューを実施します。必要に応じて、各報告部署より追加情報・データなどを取り付けた後、事務局長による学長説明を経た後に最終報告案が作成されます。

学長は、同最終報告案及び各部署から提出された自己評価結果を総合的にレビューし、理事会及び評議員会に報告した後、ウェブサイトを通じ学内外に公開されています。

【資料 6-2-1】

前回認証評価期間において、平成 27 (2015) 年に実施された外部評価では、開学後 3 年目の時点で本学が主要な目的を達成するための要素を確立できているか、また適切な将来計画が立てられているかという観点から、国際的に学術の分野において造詣の深い専門家により実施されました。

今期においては、先述の通り、現行のOIST戦略計画2020-2030の評価及びOISTの将来の成功に対する見解を得ることを目的として、国際的な科学者及び大学運営管理の専門家により、令和元(2019)年11月に2日間にわたって実施されました。

上記外部評価の結果概要(抜粋)は次のとおりです。【資料 6-2-2】

- *沖縄科学技術大学院大学は沖縄に真に国際的で世界トップレベルの科学技術大学院大学をつくるという、日本政府による大胆な構想である。*
- *設立からの10年間で、OISTは人間に例えるなら幼少期から青年期にスムーズに移行した。今後の10年間で、成人期に移り、教員200名・学生600名体制へと成長する計画である。更なる成長への確固たる決意なくして、世界トップレベルの研究大学院大学になるというミッションを達成することはできないであろう。世界の一流研究機関の大半は、数十年ではなく数世紀の歴史を有している。現在の教員75名体制では、OISTは世界の教育市場で競争力を持つために必要なクリティカルマスに全達していない。*
- *外部評価委員会は、現時点でOISTの成功または失敗について十分な判断をするのは時期尚早であると考えている。しかしながら、OISTが成功に向かう道筋は明らかであると確信しており、これまで日本政府がOISTに対して行った多大な資金投資ならびに評判構築のための努力に鑑み、日本政府*

がこれまでの方針を堅持し、教育・研究における野心的な試みが成熟するための支援を継続することを強く推奨するところである。

- 外部評価委員会は、OISTパースペクティブ・カウンシルの調査結果と提案を強く支持し、OISTの成長並びに将来を見据えた競争力のある採用戦略の最重要性を心底より強調する。
- 戦略計画の実施並びに OIST の成功は、教員と学生のための安定的な資金に死活的に依拠する。OISTは採用予定の教員に対して、ハイリスク・ハイリターンの研究を推進するハイトラスト・ファンドを提供できるという競争上の優位性を持っている。研究グループは5年間の資金が保証され、その後再任か昇進かを評価する厳格なレビューを受け、そこで認められれば次の5年間の資金水準が決定される。OIST は最優秀の人材を集めて、共通ビジョンの実行に必要なリソースを提供することで、戦略分野を構築するのであり、優れているけれども卓越してはいない教員に対して資金の上でのインセンティブを与え、戦略分野に導くものではない。ハイトラスト・ファンディングはOIST の戦略の礎となるものである。

認証評価については、認証評価機関により設定された評価基準に従い、自己点検評価報告書及び同機関が指定する「エビデンス集（データ）」を取りまとめ、客観的なデータに基づき自己点検・評価を実施し、内部質保証を確保しています。

なお、事業報告書（含・業務実績報告）、外部評価委員会（国際ピアレビュー）による報告書、及び自己点検評価書は理事会に報告した後、学内で共有するとともに、ウェブサイトで公開し、透明性を確保しています。【資料 6-2-3】

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、学内の情報・データを一元的に収集・分析する IR 機能を所管する特定の部署は設置していませんが、例えば、大学運営に係る学長による理事会での説明、内閣府沖縄振興局と定期協議時の学長説明、OISTの未来を考える自民党議員連盟に対する学長説明などの際、関連するエグゼクティブとの連携体制のもと、学内の必要な情報・データが総合的・機動的に学長室に集中し、分析されたうえで、当該資料が作成される体制となっており、実態的なIR機能を果たしています。

6-3 内部質保証の機能性

《6-3 の視点》

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

先述してきたとおり、本学の内部質保証のための自己点検・評価は、学園法や枠組み文書Ⅱに沿って、毎年度、事業計画の策定・実施、業務実績報告及び改善という PDCA サイクルの中で自己点検・評価の結果が十分に活用される仕組みが確立されています。

【資料 6-3-1】 【資料 6-3-2】 【資料 6-3-3】

この PDCA サイクルは内閣府との綿密な協議・調整のもとで進められ、その進捗は年 4 回の定例協議会で共有されており、評価の結果に関しても本学の教育・研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みとして構築され、機能しています。【資料 6-3-4】

令和元（2019）年に策定された「OIST戦略計画2020－2030」は、主に予算的な制約から、同計画で示した「令和5（2023）年までに OIST の第 1 フェーズ（教員・研究ユニット数を 100 とする）を完了する」という計画は達成困難となりました。右状況の中、令和5（2023）年6月に着任した新学長のもとで同計画が見直され、全学的な取り組みとして、新たな中期的な計画「OIST Strategic Process 2024-2029 with Outlook to 2034」が策定されることとなりました。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルは上述のとおり、内閣府のチェック機能も活用しつつ確立されており、今後も、年度ごと、また中長期的にも、この計画、実施、評価・見直し、改善というサイクルに沿いながら適正な事業運営管理に取り組んでいきます。

基準 6 の自己評価]

内部質保証の組織体制については、年度ごとの業務実績報告及び認証評価においては事務局長オフィスが、外部評価については学長室が、また、教員及び研究ユニットに関する評価は教員担当学監オフィスがそれぞれ所管し、責任範囲を明確にしたうえで実施する体制を確立しています。

内部質保証のための自己点検・評価については、毎年度、事業計画に沿って各部署にて自己評価を実施し、事務局長による全体評価を経た後、学長による最終評価が実施され、理事会及び評議員会に報告・承認される仕組みを確立しています。

なお、理事会に報告した後に、同評価結果はウェブサイトにて学内外に公開されています。

内部質保証の機能性について、年度ごとの業務実績評価、適宜テーマを設定して実施される外部評価、また6～7年周期の認証評価の結果などを踏まえ、今期は、令和元（2019）年に策定された中長期的な計画「OIST戦略計画2020－2030」の見直し及び新中長期的な計画の策定にも取り組んでいます。

それぞれの評価結果はウェブサイトを通じ学内外に公開され、また、新たな中長期的な計画の策定進捗は適宜学内で共有され、協働体制のもとで進められています。

よって、上記自己評価報告の通り、基準6「内部質保証」の基準を満たしていると判断します。

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会連携

A-1 沖縄の自立的発展への貢献

《A-1 の視点》

A-1-① 沖縄の自立発展に向けた産学連携に関する方針、組織体制、取組み及び成果

A-1-② 沖縄の自立発展に向けた地域貢献に関する方針、組織体制、取組み及び成果

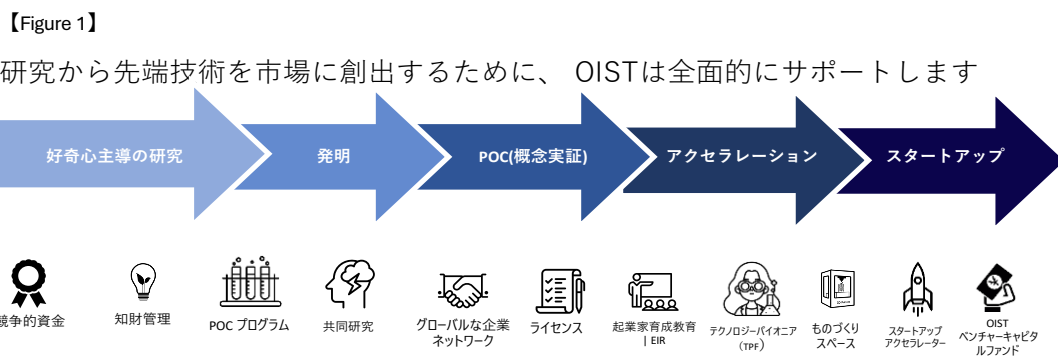
(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 産学連携に関する方針、組織体制、取組み及び成果

本学は産学連携やイノベーション活動の専門部署としてOIST Innovationを有し、沖縄における国際的なイノベーション・エコシステム形成に向けて、本学研究者と研究開発型企業、起業家やスタートアップ、ベンチャーキャピタル（VC）や自治体・支援機関等とのネットワークを構築しています。令和3（2021）年より、アカデミア発の起業で世界的に卓越しているイスラエルのワイツマン科学研究所の技術移転機関CEO経験者が指揮を取っています。【Figure 1】



- (1) 知的財産の発見・評価・保護・マーケティング・ライセンシング
- (2) 新技術のリスク回避のための概念実証研究への資金提供と伴走型支援
- (3) 共同研究を通じた企業との新技術の共創
- (4) スタートアップ企業の立上げ・支援・投資
- (5) 他大学・業界団体・政府機関との連携によるイノベーション創出

これら5つの中核的な活動は、OISTイノベーション首席副学長室によって管理され、以下の3つのセクションとして組織された専門スタッフによって実施されています。【Figure 2】

- 技術移転セクション
- R&Dクラスタープログラムセクション
- 事業開発セクション。

【Figure 2】



(1) 知的財産 (IP)

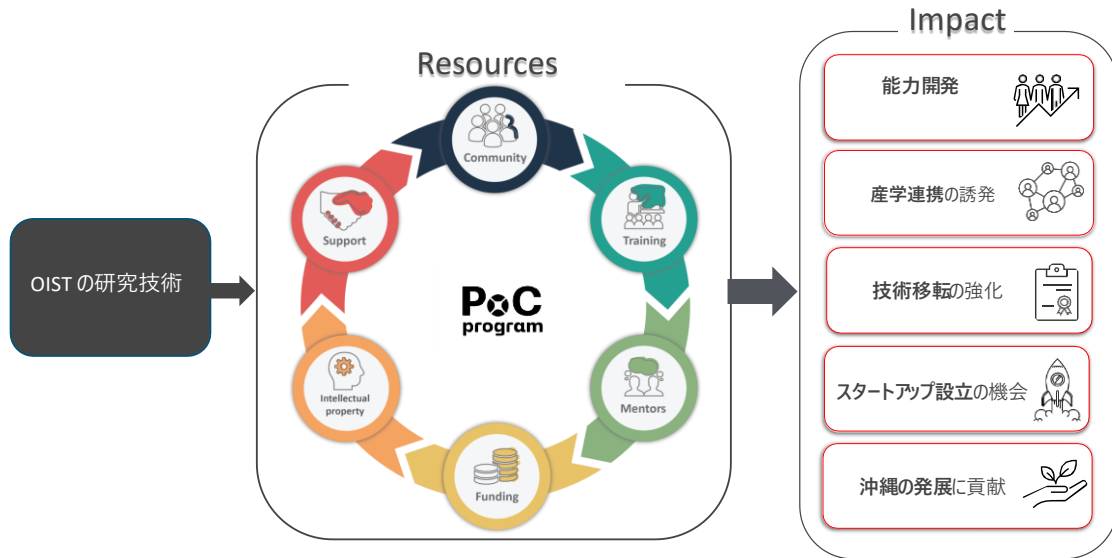
本学は、発明から知的財産の保護に至るまで、知的財産すべてを対象として一連のガイドライン、方針、および手順を作成しました。これらの方針は、社会の利益のための技術開発を促進し、また研究者に研究結果の実用化を促すという、本学の文化を培うものとなるでしょう。日本で初めての試みと期待される国際的な大学として、本学には、既に確立されたモデルに従うことなく、革新的な知的財産に関する方針や手順を独自に制作するという、またとない機会を有しています。知的財産プロセス管理のため、強固な学内管理運営システムを構築することが必要となります。これらのシステムの下に、訓練プログラム、知的財産審査委員会、発明や特許の状況追跡システムを設置しました。

(2) 概念実証研究

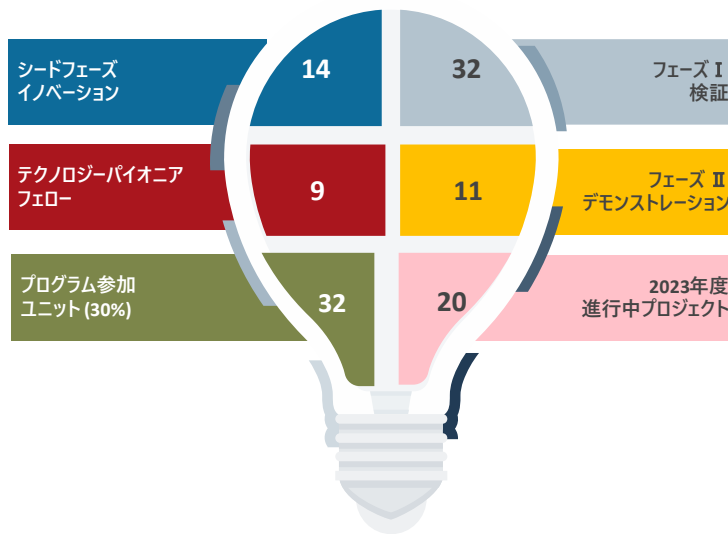
一般に基礎研究の成果は、開発研究を重ねて技術を十分に成熟させなければ、ライセンス供与や商業化へはつながりません。POC-研究と呼ばれる先端技術開発の過程では、研究室で生まれた概念が実用化に向けて開発・改良されます。このPOC-研究では機能面での応用を実証したり、試作品を開発したりするので、例えばゲノム科学・材料科学・化学など関連研究分野に特化した専用の研究資源が必要となります。

この技術開発段階を支援するために、OISTは平成28（2016）年にインパクト重視の研究を可能にする概念実証(POC)プログラムを設立しました。本学の総研究予算の5%に相当する別途の資金が同プログラムの運営に割り当てられました。POCプログラムはまた、起業家精神を持つ研究者がグローバルな課題の解決に向けて技術を開発するためのフェロシップも支援しています。このプログラムはOISTイノベーションR&Dクラスタープログラムセクションによって運営され、平成28（2016）年以來66件のプロジェクトを支援してきました。【Figure 3】 【Figure 4】

【Figure 3】 概念実証（POC）プログラム概要



【Figure 4】 概念実証（POC）プログラム(2016-2022)



(3) 共同研究

事業開発セクションは、本学と沖縄、日本、全世界の民間企業パートナーとの間の国際ネットワークを発展させることを目指しています。このネットワークがもたらす協力環境により、研究者同士の出会いが促進され、技術移転に向けた交渉を容易にし、民間企業との共同・受託研究プロジェクトの機会が生まれます。

企業会員制プログラムの実施

本学の研究成果、教育、イノベーション関連の情報発信を行い、会員のニーズをマッ

チングさせて新たな協業事業分野の創出を目的とした会員制プログラムOIST Innovation Network (INO)を運営しています。企業だけでなく、起業家、投資家、個人も参加でき、特別会員（年会費55万円）、一般会員（年会費5.5万円）を設けています。現在、サントリーホールディングス、Zeiss、SCSK、横河電機など大手企業を筆頭に49社が入会しています。また会員企業10社と連携プロジェクトが進行中です。

産学連携プロジェクト

本学は、世界最高水準の専門知識を開拓した分野で、産業界の主要な研究スポンサーを獲得するため、候補となる多国籍企業とのネットワークおよび関係を構築しています。産業界のスポンサーにより、技術開発のための強力なノウハウ、初期研究段階での様々な資金、また、技術移転のための直接ルートを提供しています。

平成30（2018）年度から令和4（2022年）度までの5年間で、産学官連携の外部資金を92件獲得し、大学に7.36億円の外部資金をもたらしました。【資料A-1-1】

(4) スタートアップ企業の立上げ・支援・投資

沖縄県におけるイノベーション・エコシステム形成に向けて、起業家・スタートアップを育成・創出するOIST Innovation Acceleratorを平成30（2018）年より沖縄県からの助成により実施しています。事業計画策定・顧客開拓・資金調達・知財戦略策定などのハンズオンサポートを行う人材を配置し、本学内にインキュベーション施設を整備するなど、スタートアップ育成の体制を強化してきました。

令和4（2022）年度までに国内外から9チームを採択し、うち7チームが沖縄県内で会社を設立しました。このうち令和元（2019）年採択のEF Polymer社は、本学発の技術をもとに令和2（2020）年に学内インキュベーション施設内に会社を設立し、令和3（2021）年にシードラウンド、令和5（2023）年にシリーズA（5.5億円）を調達し、沖縄を拠点に国内外に事業を拡大しています。このような本学が有する研究開発資源及び国際的なネットワークの活用、世界中からの起業家の誘致などの実践的な支援が評価され、本学は令和4（2022）年イノベーションネットアワード一般財団法人日本立地センター理事長賞を受賞しました。

スタートアップ支援では、おきなわスタートアップ・エコシステム・コンソーシアムにて幹事組織を務め、アジアのゲートウェイの利点を活かした拠点形成を目指しています。また県内大学との連携強化として、琉球大学の共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）事業におけるスタートアップ創出/成長の促進支援に参画協力し、本学が持つ国際的なスタートアップ支援のノウハウを提供することで、沖縄の大学発の起業に取り組んでいます。

また令和4（2022）年に採択されたCOI-NEXT「『心・体・環境の健康』を基盤とした持続可能型社会を実現するグローバル・バイオコンバージェンスイノベーション拠点」事業では、沖縄の海洋環境の研究がサンゴや熱帯魚の保護による沖縄の観光業を活性化させ、海産生物のゲノム解析による養殖生物の感染症予防など水産業への貢献が期待されていま

す。また沖縄のプロサッカーチームと連携した脳科学研究からスポーツ産業の振興も期待されています。

VC・金融機関と連動した伴走支援

これまでOISTは日本のVCであるライフタイム・ベンチャーズと提携し、令和4（2022）年にOIST-Lifetime Ventures Fundを設立しました。このファンドは、大学の研究に基づくアーリーステージのスタートアップ投資のため50億円を調達しており、既に10社に投資しています（うち2社がOIST発）。また、本学は日本及び世界の100以上のVCと連携しています。沖縄銀行によるアクセラレータープログラム卒業チームへの助成金や、OIST-LtV Fundを通じたOIST発スタートアップ EF Polymer社への出資など、スタートアップの成長段階に合わせたシームレスな資金調達支援を提供することで、本学を拠点とする新産業形成による地域経済の振興及びイノベーション・エコシステムの構築を推進してゆきます。

インキュベーション施設の外部利用

大学周辺のイノベーション・エコシステムを強化し、地域の自立的経済発展に貢献することを目的に、令和元（2019）年から本学キャンパス内でインキュベーション施設、OIST Innovation Incubatorの供用を開始しました。創業間もない起業家やスタートアップが利用しやすい料金体系を設定し、入居企業へは本学の持つメンターや投資家ネットワークのアクセス、本学主催起業家育成関連イベントへの参加が可能となっています。現在38社が入居し、沖縄における起業のハブとして、成長性の高いスタートアップの誘致、イノベーターの交流活性化にも寄与しています。令和5（2023）年度より更に2棟のインキュベーション施設の建設も始まり、インキュベーション施設を核とした多様なスタートアップの誘致、新産業創出、人材育成や自治体実施スタートアップ事業との連携を加速させます。

これまで本学は、令和4（2022）年度COI-NEXT「心・体・環境の健康」を基盤とした持続可能型社会を実現するグローバル・バイオコンバージェンスイノベーション拠点事業、同年度 文部科学省 地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業「『研究力向上戦略（OIST-neXus）』実現に向けた施設整備」、同年度 COI-NEXT「資源循環型共生社会実現に向けた農水一体型サステナブル陸上養殖のグローバル拠点（代表機関：琉球大学）」などに採択され、参画しています。これらの研究成果で得る事業シーズを、本助成で整備したインキュベーション施設にて、沖縄地元企業・スタートアップ企業や若い起業家がスピーディに基盤技術を固めて事業化と更なる外部研究資金につなげるエコシステムを構築してゆきます。

海外の学術研究機関や企業のネットワークのハブとなるOIST Innovationのグローバルな事業化支援体制や実施プログラムが評価され、Jイノベ国際型に採択されました。バイオテクノロジーと情報技術、ナノテクノロジー、先端素材等の技術融合により、健

康・農業・環境・エネルギー等の社会課題を複合的に解決する「バイオ・コンバージェンス」と称する学際総合型研究アプローチを主軸とする国際的な産学官金 融合拠点「OISTイノベーション・コア」を整備するため、「地域の中核大学等のインキュベーション・産学融合拠点の整備」事業で外部資金（10億円）を獲得しました。この事業では沖縄県が重点分野に位置づけている県内バイオ関連産業への展開が期待されています。本事業では経済産業省のオーダーメイド支援型の伴走支援を受け、OIST Innovationのイノベーション創出の国際展開を加速させ、本学の活動の広がりを地域イノベーション・エコシステムへ還元します。

起業家精神教育

本学では、起業家精神をより広範な研究・教育体験の重要な要素であると考えています。学生と研究者は起業家精神を知ることによって、社会貢献の幅広い方法について意識を高められます。本学では現在、教員・学生・研究者に対して、イノベーションと起業家精神について指導する多数のワークショップとセミナーを実施しています。その中には、Lean Startup Entrepreneurship Workshop、平成24（2012）-年以降毎年実施している3週間の起業家精神特訓コースや、世界中から招いた発明家・起業家による連続対談、イノベーション・セミナー・シリーズなどがあります。これらを含む関連イベントには過去5年間で数千人が参加しました。また、科学とビジネスを繋ぐMBA学生インターンシップ・プログラムを一橋大学と連携して開始しています。本学において研究が成熟し、本学の規模が拡充するにつれ、公式の多様な教育イベントをより開発してゆきます。

(5) 他大学・業界団体・政府機関との連携によるイノベーション創出

地域貢献

地域中核企業を多く支援する沖縄県産業振興公社（以下「公社」）と科学技術分野の産業化を促進することを目的とした連携協定を締結しました。公社が実施する企業支援メニューから本学発スタートアップが補助金を獲得しています。おきなわスタートアップ・エコシステム・コンソーシアム（会長：沖縄県知事）に幹事組織として参画し、世界で存在感を示せるアジア有数のスタートアップ・エコシステムの構築を目的として産学官金が一体となり、創業・成長のための支援、情報交換、資金調達を提供しています。また沖縄県、恩納村、読谷村の各自治体と連携協定を締結し、自治体実施事業・コミュニティへの参画、共同研究や実証実験の実施等の連携から、自治体実施委託・補助事業の外部資金獲得に繋がっています。

令和2（2020）年の新型コロナウイルス感染拡大初期には、本学の最先端の研究機器・専門人材を活かし、沖縄県・各市町村向けのPCR検査体制を整備し、令和4（2022）年度までに447,995検体を解析しました。令和4（2022）年度には自治体より約12億円を受託しています。

包括連携の促進

本学のような傑出した基礎研究機関の存在は、成功した地域的なイノベーション・エコシステムに不可欠な要素として現在広く認識されています。しかしながら、どんな機関も単独で活動しては、世界的な卓越性を達成することも、また活動によって最大限の効果を挙げることもできません。主要な利害関係者による協調的取り組みと連動する長期的な投資が、このイノベーション・エコシステムの成長及び発展のために必要です。

沖縄では研究開発資源が限られている点を考慮すると、研究開発企業を本学キャンパス近郊に誘致することが不可欠です。本学は、ソニーコンピュータサイエンス研究所及びCorundum Systems Biologyと共同研究開発ラボを設立し、更に日本の数多くの大企業と同様な活動のための話し合いを行っています。本学はまた、公共政策のために情報を提供し、研究、教育、イノベーションのアジェンダを形成するために、地方政府及び国とも連携しています。本学は、沖縄県庁、恩納村、渋谷区、グローバル・スタートアップ・キャンパスなどと戦略的パートナーシップを結んでいます。

A-1-② 地域貢献に関する方針、組織体制、取り組み及び成果

本学は、沖縄の自立的発展に貢献し、地域に開かれた大学院大学を目指して、キャンパスツアーの実施や様々な一般公開イベントを開催するとともに、地元で開催される行事にも積極的に参加・交流しています。

また、児童、生徒及び学生が科学に興味を持ち、理解を深めることを目的に、教員、研究員及び学生などによる講演や科学実験教室等の開催を通じて、科学教育及び科学に対する理解促進を促しています。

地域連携に関する取組

- 県による科学技術と産業の推進プログラム、関連テーマを扱う座談会等を通じ、県内の他機関と交流の機会を設けています。
- 本学キャンパスで一般公開イベントであるサイエンス・フェスタを実施するとともに、様々な科学プログラムを提供することにより、地域の中・高校生や地域住民の参画を促進しています。【資料 A-1-2】
- 沖縄県内の児童・生徒に、世界最先端の研究環境を体感し、科学技術分野での進路または就職への関心を高めてもらうことを目的として、県内外の学校からの本学キャンパス訪問を積極的に受け入れています。県、地域の教育委員会や県内各高等学校と緊密に連携し、小中高の学校を対象とする訪問プログラムを推進しています。【資料 A-1-3】
- 全ての学年の児童・学生に対して、本学の教員や外部の著名な科学者による講演会を開催しています。また、地元の恩納村と協力して、恩納村・OIST こども科学教室を開催しています。【資料 A-1-4】
- 地元コミュニティとの一体感を高めるために、本学では、ミュージックコンサート、

伝統舞踊公演、県立芸大との作品展等、地元アーティストを招いた文化イベントを開催しています。これらの活動は、地元アーティストに発表の場を提供するだけでなく、多くの地域の方々が本学を訪れ、芸術を楽しむ機会ともなっており、1人でも多くの方にキャンパスを訪問していただく機会となっています。

- ▶ 英語による科学プログラムを提供し、子どもたちの英語力の向上、地域の学校や組織における異文化理解を促進しています。米国総領事館及び沖縄県と連携し、沖縄で主要な科学教育競技の一つとなっている、高校生を対象とした起業のための研究能力を競う科学イベント「SCORE」を実施しています。【資料 A-1-5】 【資料 A-1-6】

上記の取り組みに対する具体的な成果としては、市民が本学を身近な存在と感じ本学が開催するイベントに多くの市民が参加し、大学の設置意義についても十分理解していることが挙げられます。

また、科学離れ理系離れが叫ばれる中、地元沖縄の児童・生徒のみならず、沖縄県外の生徒も含め、小学生から高校生までを対象とした各種科学プログラムを企画実施しています。その際、外国人教員、研究員を活用することにより楽しく科学に接する機会を提供すると同時に英語に触れる機会も提供し、次世代の研究者・科学者となる若者の育成に貢献できていると考えます。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学のイノベーション拠点は、令和5（2023）年に「OISTイノベーション」と改名されました。この新たなブランド・アイデンティティは、イノベーションを育成し、国内外に社会的インパクトを与える技術の進歩を推進するという大学のコミットメントを反映しています。

今後の計画としては、本学の学生、研究者、教職員と共に、実用化に関するアイデアを検証し、社会的インパクトに向けて推進するための包括的なサポートを提供し続けることです。これには、産学連携、POCプログラム、INOプログラム、スタートアップアクセラレータープログラム、OIST-ライフタイムベンチャーファンド、スタートアップインキュベーター施設、起業家教育など、上記の通り、一連のリソースの強化が含まれます。また、これらの資源を地域、国、世界のパートナーと結びつけ、本学を核としたイノベーション・エコシステムを醸成し、沖縄の持続可能な発展に貢献します。

一方、地域コミュニティや地域の学校とも連携・交流をさらに深めるため、包括連携協定を締結している恩納村、読谷村との連携強化に加え、他市町村へも積極的に働きかけ、関係構築に努めます。

キャンパスを地域の文化的活動やコミュニティ活動の拠点とするとともに、地元の児童・生徒に対する科学教育を引き続き提供していきます。

[基準 A の自己評価]

産学連携に関し、本学では、上記報告の通り、本学研究者と研究開発型企业、起業家やスタートアップ、ベンチャーキャピタル、また自治体・支援機関等とのネットワーク構築を着実に進め、沖縄における国際的なイノベーション・エコシステム形成に向けて取り組んでいます。

また、学術研究と社会実装のギャップを埋めるため、知的財産の発見から概念実証に係る支援、さらに新技術の開発から起業支援・投資までという基礎研究から事業化までのプロセスを包括的に支援する体制を整備し、他大学・業界団体・政府機関との連携による沖縄を拠点としたイノベーション創出に貢献しています。

なお、令和3（2021）年8月31日に公表された内閣府外部評価委員会による提言※において、「OISTには、科学技術の振興による社会的課題の解決に取り組むことが求められる。そして、本学発の研究成果からイノベーションが萌芽し、新たな産業が沖縄に生まれ成長していく過程で、本学はその結節点となり、沖縄振興、ひいては我が国経済社会の発展に寄与していくことが求められる。」との指摘を受けましたが、上記の通り、本学は沖縄でイノベーション、そして新産業を生み出すために包括的な支援活動を展開しています。

※沖縄科学技術大学院大学学園法附則第14条において「国は、この法律の施行後10年を目途として（2022年の法改正により『おおむね5年ごとに』に改正）、学園に対する国の財政支援の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされています。これに基づき、内閣府が設置した「OISTの今後の諸課題に関する検討会」（外部評価委員会）による評価が2021年に実施され、同年8月31日に「OIST法附則第14条に基づく検討に向けたOISTの取組等に関する評価及び今後の展開に係る最終報告」が公開されました。

同報告の「産学連携」に係る提言は下記の通り。

「OISTには、科学技術の振興による社会的課題の解決に取り組むことが求められる。そして、OIST発の研究成果からイノベーションが萌芽し、新たな産業が沖縄に生まれ成長していく過程で、OISTはその結節点となり、沖縄振興、ひいては我が国経済社会の発展に寄与していくことが求められる。」

地域連携については、小、中、高校生から一般市民の方々まで、本学での科学イベントへの参加やキャンパス訪問の受け入れ、また個別の科学プログラムの提供などを通じて、科学教育及び科学に対する理解促進に努め、地元沖縄の人々の科学教育への貢献に取り組んでいます。また、本学キャンパスを利用しジャズ・ミュージックコンサート、クラシック・コンサートなどの文化イベントを開催し、地元の方々に芸術を楽しむ機会の提供に努めています。

よって、これまでの本学の活動実績などから、基準 A 「沖縄の自立的発展への貢献」の基準を満たしていると判断します。

V. 特記事項

1. OIST STEM Experience, Exploration, and Discovery (SEED) Program

STE/エクスペリエンス/エクスペロレーション/ディスカバリー (SEED) プログラムは、全国のスーパーサイエンスハイスクール (SSH) 及び理科系カリキュラムを有する高校を対象としています。参加校のニーズを把握した上で、生徒の科学技術への興味を喚起し、将来の研究に資する新たな研究能力を育成するような体験を提供することを目的としています。

同時に、英語による科学活動を実施することで、将来国際的な活躍を目指す生徒のモチベーション向上にも貢献しています。本学の留学生、研究者、職員との様々な交流を通じて、参加者は科学について学ぶだけでなく、将来のキャリアについても考える機会を得ることができます。

2. 国際大学院運営フォーラム

先進的な教育研究施設や良好な生活環境の提供に加え、国際競争力のある学生支援は、学生の成功に不可欠です。本学の専門スタッフは、豊富な海外経験で培われた様々なスキル、知識、多様な教育的・文化的背景を持っており、博士号取得への道を歩む学生を支援する上で非常に貴重な存在です。大学院では、留学生が学業に専念できるよう、必要な支援やリソースを提供することが最も重要ですが、さらにこの取り組みは、卒業後も学生にとって有益であるべきです。

本学の国際大学院運営フォーラムでは、本学の取り組みや、国際的な評価と知名度を高め、維持するために国際的な大学院が直面する重要な共通課題を克服する方法を探ります。また、本フォーラムは、学生の成功のために国際的に認知された教育機関となることを目指す日本の大学間の今後の協力のための絶好の機会を提供しています。

3. Nature Indexで本学が世界トップ大学を牽引

Nature Indexは、毎年世界の研究機関をランキングして発表していますが、最新のランキングが発表された令和元（2019）年には、本学が、この正規化指標を用いて算出した質の高い研究機関ランキングで世界9位にランクインしました。

Nature Indexは、質の高い82の自然科学分野のジャーナルに出版された研究論文への貢献を追跡するデータベースです。正規化指標の計算に当たり、デジタル・サイエンス社が提供するDimensionsデータベースの自然科学の論文数を用いています。この正規化（規模平準化）指標は、研究機関全体の研究成果に対する高品質な論文掲載数の割合を見ることが出来るものとなります。

また、令和3（2021）年、本学が国際的な科学誌Natureを出版するシュプリンガー・ネイチャー社に依頼して分析したところ、最新のデータベースを利用した正規化指標において、本学が世界の10の著名大学と比して、質の高い研究論文を生み出す割合が最も高いという結果となりました。

本分析では、平成27（2015）年から令和2（2020）年までのデータについて、本学と、無作為に抽出した10の世界の著名研究大学を比較しました。（比較対象：カリフォルニア工科大学、ハーバード大学、ジョンズ・ホプキンス大学、マサチューセッツ工科大学（MIT）、スタンフォード大学、スイス連邦工科大学チューリッヒ校、清華大学、ケンブリッジ大学、オックスフォード大学、東京大学）。その結果、最新データの令和2（2020）年においては、本学がこれら10の研究大学全てを上回りました。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	同条に規定された大学の目的に沿って教育研究に取り組んでいる。	1-1
第 85 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であるため。	1-2
第 87 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であるため。	3-2
第 88 条	○	同条に基づき本学の定めるところにより、科目等履修生の制度を設けている。	3-2
第 89 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であり、学部を有していないため。	3-2
第 90 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であるため。	2-1
第 92 条	○	同条に基づき組織編成し、教職員は同条に規定された職務に従事している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	同条に基づき教授会を設置し、教育研究に関する事項について審議し、意見を述べられるようにしている。	4-1
第 104 条	○	同条に基づき学位を授与している。	3-1
第 105 条	○	本学の学生以外の者を対象とした特別な課程は編成していない。	3-1
第 108 条	—	本学は学部を設置せず、科学技術研究科のみを設置する 5 年一貫制の博士課程を有する大学院大学であるため。	2-1
第 109 条	○	同条に基づき、大学の運営状況等について自己点検及び評価に取り組んでいる。	6-2
第 113 条	○	同条に基づき、事業報告書等により教育研究活動の状況を公表している。	3-2
第 114 条	○	同条に基づき、事務職員及び技術職員はそれぞれ当該職務に従事している。	4-1 4-3
第 122 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であり、高等専門学校卒業生に対して編入学を認めていないため。	2-1
第 132 条	—	本学は専修学校終了者に対して編入学を認めていないため。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	同条に基づき学則に規定事項を記載している。	3-1 3-2

沖縄科学技術大学院大学

第 24 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であるため。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	同条第 5 項に基づき、退学、停学及び訓告の処分の手続を規定している。	4-1
第 28 条	○	同条に規定された「表簿」を概ね備え、規定された期間保存している。	3-2
第 143 条	○	同条の 1 に基づき代議員会等を設置し、代議員会の議決をもつて、教授会の議決とすることができるように規定している。 同条の 2 に基づき一部施設を他大学の利用に供している。 なお、本学は大学の規模拡大途上にあり、大学本体の研究施設に加えて他の研究施設を附置する段階にない。	4-1
第 146 条	○	同条に基づき本学の定めるところにより、科目等履修生の制度を設けている。	3-1
第 147 条	○	第 147 条に基づき卒業を認定している。	3-1
第 148 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であるため。	3-1
第 149 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であるため。	3-1
第 150 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であるため。	2-1
第 151 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であるため。	2-1
第 152 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であるため。	2-1
第 153 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であるため。	2-1
第 154 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であるため。	2-1
第 161 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であるため。	2-1
第 162 条	—	同条で規定する「転学」制度を有していないため。	2-1
第 163 条	○	同条に基づき始期及び終期を設定している。	3-2
第163条の2	○	同条に基づき学修証明書を交付している。	3-1
第 164 条	○	同条で規定する「特別課程」を編成していない。	3-1
第 165 条の 2	○	同条の 2 に基づき当該 3 方針を一貫性を持って策定している。	1-2,2-1 3-1,3-2 6-3
第 166 条	○	同条に基づき点検評価体制を整備している。	6-2

沖縄科学技術大学院大学

第 172 条の 2	○	同条の 2 の規定に基づき当該情報を公表している。	1-2,2-1 3-1,3-2 5-1
第 173 条	○	同条に基づき学長が学位記を授与している。	3-1
第 178 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であるため。	2-1
第 186 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であるため。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	設置基準より低下した状態にならないよう、また、その水準の向上に向けて内部質保証に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者選抜委員会を設け、公正かつ妥当な方法により適切に入学者の選抜を実施している。	2-1
第 3 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であり、学部を有していないため。	1-2
第 4 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であり、学部を有していないため。	1-2
第 5 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であり、学部を有していないため。	1-2
第 6 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であり、学部を有していないため。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	教育研究上の目的を達成するため、必要な教員を配置し、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制している。教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮し、採用している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	○	演習、実験、実習または実技を伴う授業科目については担当職員が適宜補助し、また授業については一部にティーチング・アシスタントを配置し授業を補助している。	3-2 4-2
第 9 条	—	現在、全教員が授業を担当しているため。	3-2 4-2

沖縄科学技術大学院大学

第 10 条 (旧13条)	○	授業科目については原則として専任の教授又は准教授が担当している。また、演習、実験、実習等を伴う授業科目については、必要	3-2 4-2
		に応じてティーチング・アシスタントが補助している。	
第 11 条	○	同条に基づき、教育研究上必要であるため、本学では授業を担当しない教員を置いている。	3-2 4-2
第 12 条	○	同条に基づき、本学教員は専任教員として専ら本学の教育研究に従事している。	3-2 4-2
第 13 条	○	同条に係る別表第一及び第二で規定された収容定員及び専任教員数の条件を満たしている。	3-2 4-2
第 14 条	○	本学教授は同条で規定されている条件を満たしている。	3-2 4-2
第 15 条	○	本学准教授は同条で規定されている条件を満たしている。	3-2 4-2
第 16 条	—	本学では講師を配置していないため。	3-2 4-2
第 17 条	—	本学では助手を配置していないため。	3-2 4-2
第 18 条	○	同条の規定に基づき収容定員は学則で規定されている。	2-1
第 19 条	○	同条の規定に基づき教育課程編成方針を策定している。	3-2
第 19 条の2	○	アカデミアに限らず、多様なキャリアパスを探求する必須科目(PCDII)の設置や、また、起業家や企業担当者との面談など、キャリアに的を絞った研修の機会を提供している。	3-2
第 20 条	○	各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して教育課程を編成している。	3-2
第 21 条	○	同条の規定に基づき、講義・演習、実験・実習それぞれにおいて必要時間を計算し、授業科目の単位数を定めている。	3-1
第 22 条	○	1 年間の授業を行う期間は、規定で定められた 35 週の原則を満たしている。	3-2
第 23 条	○	同条の規定に基づき、1 学期当たり 15 週の 3 学期制を採用している。	3-2
第 24 条	○	教育効果を十分あげられるよう、少人数構成のクラス編成を基本とし、学生と教員との非常に密接な交わりを可能にするとともに、教員は学生の経歴や習熟度合いを考慮しつつ、学生個々に合わせた授業を実施している。	2-5
第 25 条	○	授業は、講義、演習、実験、実習のいずれかにより又はこれらの併用により実施している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	学生に対して、授業の方法・内容・年間授業計画を明示し、また、学修成果の評価に当たっては、その基準を明示し、当該基準にしたがい、必修科目については成績評価を 2 段階 (PF) 並びに選択科目については成績評価を 4 段階 (ABCF) 方式及び記述方式の両方で評価している。	3-1

沖縄科学技術大学院大学

第 26 条	—	本学では、現在のところ、昼夜開講制により授業を行っていない。	3-2
第 27 条	○	シラバスで明示しているとおり、試験により単位を与えている。	3-1
第 27 条の 2	○	原則、1 つの学期中に履修できる授業科目は 4 つまでであるが、通常、学生は自身の学習や読書、ローテーションでの研究活動のための時間を確保するために 1 つの学期につき基礎科目又は専門科目を 3 つ以上履修することはない。	3-2
第 27 条の 3	○	同条に基づき、他大学での修士課程での履修単位を本学での関連科目の履修により習得したものとみなしている。	3-1
第 28 条	—	本条で規定する単位振替制度を有していない。	3-1
第 29 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であるため。	3-1
第 30 条	○	修士の学位保持者の場合、10単位以下を修得したものとみなし、20 単位以上を修得することを修了要件としている。	3-1
第 30 条の 2	—	当該事情による修業年限の延長を認めていないため。	3-2
第 31 条	○	非正規学生カテゴリーの中で科目等履修生として受け入れている。	3-1 3-2
第 32 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であるため。	3-1
第 33 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であるため。	3-1
第 34 条	—	第 58 条「学校教育法第百三条に定める大学には適用しない」ため。	2-5
第 35 条	—	第 58 条「学校教育法第百三条に定める大学には適用しない」ため。	2-5
第 36 条	○	同条に基づき、学長室、研究室、図書館等専用の施設を備えた校舎を有している。第 5 項の体育館については、第 58 条「学校教育法第百三条に定める大学には適用しない」ため、有していない。	2-5
第 37 条	—	第 58 条「学校教育法第百三条に定める大学には適用しない」ため。	2-5
第 37 条の 2	—	第 58 条「学校教育法第百三条に定める大学には適用しない」ため。	2-5
第 38 条	○	同条で定められた教育上必要な資料及び図書館施設等を有している。	2-5
第 39 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であり、同条の規定する附属施設設置が義務づけられている「学部」を設置していないため。	2-5
第 39 条の 2	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学で、同条の規定する「学部」を設置していないため。	2-5
第 40 条	○	同条に基づき必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 40 条の 2	○	本条に基づき、二以上の校地において教育研究を行っている。	2-5

沖縄科学技術大学院大学

第 40 条の 3	○	これまでのところ、内閣府を通じ必要な経費を確保しており、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	世界最高水準に相応しい名称（「沖縄科学技術大学院大学」）となっている。	1-1
第 41 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であり、学部を有していないため。	3-2
第 42 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であり、学部を有していないため。	1-2
第 42 条の 2	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であり、学部を有していないため。	2-1
第 42 条の 3	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であり、学部を有していないため。	4-2
第 42 条の 4	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であり、学部を有していないため。	3-2
第 42 条の 5	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であり、学部を有していないため。	4-1
第 42 条の 6	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であり、学部を有していないため。	3-2
第 42 条の 7	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であり、学部を有していないため。	2-5
第 42 条の 8	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であり、学部を有していないため。	3-1
第 42 条の 9	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であり、学部を有していないため。	3-1
第 42 条の 10	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であり、学部を有していないため。	2-5
第 43 条	—	本学では本条の規定する「共同教育課程」を有していないため。	3-2
第 44 条	—	本学では本条の規定する「共同教育課程」を有していないため。	3-1
第 45 条	—	本学では本条の規定する「共同教育課程」を有していないため。	3-1
第 46 条	—	本学では本条の規定する「共通学科」を有していないため。	3-2 4-2
第 47 条	—	第 58 条「学校教育法第三条に定める大学には適用しない」ため。	2-5
第 48 条	—	第 58 条「学校教育法第三条に定める大学には適用しない」ため。	2-5
第 49 条	—	第 58 条「学校教育法第三条に定める大学には適用しない」ため。	2-5
第 49 条の2		廃止	
第 49 条の3		廃止	
第 49 条の4		廃止	
第 58 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であり、学部を有していないため。	1-2
第 59 条	—	本学は学校教育法第三条に定める大学である。	2-5

沖縄科学技術大学院大学

第 61 条	—	新たな大学等の設置、薬学を履修する課程の修業年限の変更ともに本学に該当しないため。	2-5 3-2 4-2
--------	---	---	-------------------

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であるため。	3-1
第 10 条	○	研究分野を特定せず、「学術」としている。	3-1
第 10 条の2	—	本学では共同教育課程を編成していないため。	3-1
第 13 条	○	ディプロマ・ポリシーに基づき、論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めている。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	本学では自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めている。	5-1
第 26 条の2	—	本学では収益事業を行っていないため。	5-1
第 33 条の2	○	本学では本条に基づき、寄附行為を閲覧に供している。	5-1
第 35 条	○	理事 17 名（うち、理事長 1 名）及び監事 3 名を置いている。	5-2 5-3
第 35 条の2	○	理事のうち一人が、寄附行為の定めるところにより、理事長である。	5-2 5-3
第 36 条	○	学園法第 5 条に基づく事項（理事長以外の理事をもって理事会の議長に充てることができる）を除き、同条に基づき寄附行為及び理事会運営規則を定めている。	5-2
第 37 条	○	同条に基づき寄附行為及び理事会運営規則を定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	同条に基づき寄附行為を定め、理事及び監事を選任している。	5-2
第 39 条	○	監事は、理事、評議員又は学校法人の職員と兼ねてはいない。	5-2
第 40 条	○	同条に基づき寄附行為を定め、理事及び監事の定数を確保している。	5-2
第 41 条	○	同条に基づき寄附行為を定め、評議員会を設置している。	5-3
第 42 条	○	同条で規定された項目に従って、理事長は評議員会の意見を聞いている。	5-3

沖縄科学技術大学院大学

第 43 条	○	同条に基づき寄附行為を定め、評議員会は、本学の業務、財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴している。	5-3
第 44 条	○	同条に基づき寄附行為を定め、評議員を選任している。	5-3
第 44 条の2	○	寄附行為第44条及び45条において役員の損害賠償責任について定めている。	5-2 5-3
第 44 条の3	○	寄附行為第44条及び45条において役員の損害賠償責任について定めている。	5-2 5-3
第 44 条の4	○	寄附行為第44条及び45条において役員の損害賠償責任について定めている。	5-2 5-3
第 44 条の5	○	寄附行為第44条及び45条において役員の損害賠償責任について定めている。	5-2 5-3
第 45 条	○	本条に基づき、寄附行為変更の際、文科省の認可を受けている。ただし、文部科学省令で定める事項に係る寄附行為の変更をしたときは、その旨を文科省に届け出ている。	5-1
第 45 条の2	○	本条に基づき、予算、事業計画、中期的な計画を作成している。	1-2, 5-4 6-3
第 46 条	○	理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。	5-3
第 47 条	○	本学では、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成している。	5-1
第 48 条	○	本条に基づき、役員に対する報酬等の支給の基準を定めている。	5-2 5-3
第 49 条	○	会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日である。	5-1
第 63 条の2	○	本条に基づき、当該情報を公表している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	本条に規定された大学の目的に沿って教育研究に取り組んでいる。	1-1
第 100 条	○	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学で科学技術研究科を設置している。	1-2
第 102 条	○	同条に基づきアドミッション・ポリシー、学則および PRP において入学資格を定めている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	本条 1 の第 7 及び 8 項に基づき、学則および PRP において入学資格を定めている。	2-1
第 156 条	○	本条に基づき学則および PRP において入学資格を定めている。	2-1

沖縄科学技術大学院大学

第 157 条	○	本条に基づき学則および PRP において入学資格を定めている。	2-1
第 158 条	○	本条に基づき点検及び評価を実施している。（結果公表予定）	2-1
第 159 条	○	本条に基づき学則および PRP において入学資格を定めている。	2-1
第 160 条	○	本条に基づき学則および PRP において入学資格を定めている。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	同条の規定に従い設置し、設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上に取り組んでいる。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	本学学則第 1 条において、「国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行い、もって沖縄、日本ひいては世界の科学技術の発展に寄与すること」と定めている。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	入学者の選抜は、本学のアドミッション・ポリシーに沿って、国際舞台で科学研究の指導者となる可能性及び意欲を持つ優秀な学生を獲得するため、公募、書類選考、教員によるマンツーマン・インタビュー（1 受験生に対し教員 5 名以上）及び入学者選抜委員会の審査を経て、適切に実施している。	2-1
第 2 条	○	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学で科学技術研究科を設置している。	1-2
第 2 条の 2	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学で、同条で規定する夜間の課程は設置していないため。	1-2
第 3 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学で、同条で規定する修士課程を設置していないため。	1-2
第 4 条	○	同条に規定された博士課程の目的に沿って、修行年数 5 年の博士課程（前期・後期の区分なし）を設置している。	1-2
第 5 条	○	本学研究科の規模は、専攻の種類及び数、教員数及び教員学生比率（1:2~1:3）等に照らし適切である。	1-2
第 6 条	○	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であり、科学技術研究科に科学技術専攻を設置している。	1-2
第 7 条	—	本学では、同条の規定する「学部、大学附置の研究所等」を有していないため。	1-2
第 7 条の 2	—	本学では同条の規定する、「二以上の大学が協力して教育研究を行う研究科」を設置していないため。	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	本学では同条のただし書で規定する「研究科以外の教育研究上の基本となる組織」を有していないため。	1-2 3-2
			4-2

沖縄科学技術大学院大学

第 8 条	○	本条に基づき、同条で規定された教育研究実施組織を適切に構築している。	2-2,2-3 2-4,3-2 4-1,4-2 4-3
第 9 条	○	本条で規定された資格を有し、第 2 項で規定された教員を必要数確保している。	3-2 4-2
第9条の3	○	本条に基づき、教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得するための研修プログラムを実施している。	3-2,3-3 4-2,4-3
第 10 条	○	科学技術専攻科のみの大学（1 学年 60 名）で、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を学則に定める収容定員に基づき適正に管理している。	2-1
第 11 条	○	同条に基づきカリキュラム・ポリシーを策定し、公表している。	3-2
第 12 条	○	本学では、各学生の研究分野に応じて、授業（基礎科目、専門科目及び自由科目）、ラボ・ローテーション及び研究ユニットでの実習等を組み合わせ、指導を行っている。	2-2 3-2
第 13 条	○	本条の規定により置かれる教員が研究指導を行っている。	2-2 3-2
第 14 条	○	本学は、教育・研究上、特別の必要がある場合には、適当な方法により夜間その他特定の時間又は時期においても授業・研究指導を行っている。	3-2
第 14 条の 2	○	本条に基づき、年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するとともに、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、ディプロマ・ポリシーを策定し、それに沿って行われている。	3-1
第 15 条	○	本条に基づき大学設置基準の当該条項を準用している。	2-2,2-5 3-1,3-2
第 16 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学で、同条で規定する修士課程は設置していないため。	3-1
第 17 条	○	同条の規定に基づき、学則第 35 条で博士課程の修了要件を設定している。	3-1
第 19 条	○	本学では、教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えている。	2-5
第 20 条	○	本学では、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 21 条	○	本学では、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に整理して備えている。	2-5
第 22 条	—	本学では、同条の規定する「学部、大学附置の研究所等の施設及び設備」を有していないため。	2-5

沖縄科学技術大学院大学

第 22 条の 2	○	本学では、二以上の校地において教育研究を行っており、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えている。	2-5
第 22 条の 3	○	本学では、教育研究上の目的を達成するため、必要な経費を確保し、教育研究にふさわしい環境の整備に取り組んでいる。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	本学の「科学技術研究科」という名称は、研究科として適当であるとともに、教育研究上の目的にふさわしいものである。	1-1
第 23 条	○	本学（独立大学院）の研究科の種類及び数、教員数その他は、教育研究上の目的に応じ適当な規模内容を有している。	1-1 1-2
第 24 条	○	本学は、教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有している。	2-5
第 25 条	—	本条の規定する「通信教育を行う課程」を設置していないため。	3-2
第 26 条	—	本条の規定する「通信教育を行う課程」を設置していないため。	3-2
第 27 条	—	本条の規定する「通信教育を行う課程」を設置していないため。	3-2 4-2
第 28 条	—	本条の規定する「通信教育を行う課程」を設置していないため。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	本条の規定する「通信教育を行う課程」を設置していないため。	2-5
第 30 条	—	本条の規定する「通信教育を行う課程」を設置していないため。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	本学は単一の研究科のみを設置しているため。	3-2
第 31 条	—	同条の規定する「共同教育課程」を有していないため。	3-2
第 32 条	—	同条の規定する「共同教育課程」を有していないため。	3-1
第 33 条	—	同条の規定する「共同教育課程」を有していないため。	3-1
第 34 条	—	同条の規定する「共同教育課程」を有していないため。	2-5
第 34 条の 2	—	本学では共同教育課程を編成していないため。	3-2
第 34 条の 3	—	本学では共同教育課程を編成していないため。	4-2
第 42 条	○	本学では、科学者としてのキャリアパスを歩むうえでの準備に資する授業において、一連のセミナー及びワークショップなどを通じてとうがいじょうほうを提供している。	2-3
第 43 条	○	本学では、当該必要情報を学生に明示・提供している。	2-4
第 45 条	—	同条の規定する「外国に研究科、専攻その他の組織」を設置していないため。	1-2
第 46 条	—	当初より博士課程のみの一貫制大学を設置しているため。	2-5 4-2

沖縄科学技術大学院大学

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	同条に基づき、本学学則第 37 条第 3 項に規定しているとおり、修士の学位を授与している。	3-1
第 4 条	○	同条に基づき博士の学位を授与している。	3-1
第 5 条	○	同条に基づき学位の授与に係る審査について他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ている。	3-1
第 12 条	○	同条に基づき学位授与日から 3 カ月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出する手続きを適切に行っている。	3-1

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎1】	組織、設備等	
【共通基礎2】	学生	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	該当なし
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	該当なし
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、医務室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	該当なし
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	該当なし
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去5年間）	
【表 5-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載

エビデンス集（資料編）一覧

基本情報

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	沖縄科学技術大学院大学学園 寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	沖縄科学技術大学院大学 (OIST) パンフレット	
【資料 F-3】	大学院学則	
	沖縄科学技術大学院大学 学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	出願 https://admissions.oist.jp/ja/apply-phd Admissions and Enrollment Policies https://groups.oist.jp/grad/admissions-and-enrollment-policies	
【資料 F-5】	学生便覧	
	Graduate School Policies、OIST Guidelines for Student Travel Graduate School Policies 20240501.pdf (oist.jp)	
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和6 (2024) 年度事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和5 (2023) 年度 業務実績報告	
【資料 F-8】	アクセス・マップ、キャンパス・マップなど	
	アクセス・マップ https://www.oist.jp/ja/campus/access-map	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧 (規程集目次など)	
	基本方針・ルール・手続きライブラリー (PRP) 目次 https://prp.oist.jp/ja/policy-library	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿 (外部役員・内部役員) 及び理事会、評議員会の前年度開催状況 (開催日、開催回数、出席状況など) がわかる資料	
	ウェブサイト (OISTとは/理事会/リーダーシップおよびガバナンス)	
	OISTとは https://www.oist.jp/ja/about	
	理事会 https://www.oist.jp/ja/about/leadership-governance/board-governors リーダーシップ・ガバナンス https://www.oist.jp/ja/about/leadership-governance	
【資料 F-11】	決算等の計算書類 (過去5年間)、監事監査報告書 (過去5年間)	
	令和元 (2019) ~令和4 (2022) 年度 財務諸表、監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス (電子データ)	
	コース情報 https://groups.oist.jp/grad/courses-term-0	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧 (策定単位ごと)	
	PRP第5章 5.1 研究科の使命及び主要な方針 (研究科 三つの指針)	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況 (直近のもの)	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況 (直近のもの)	
	該当なし	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）第1条 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=421AC0000000076	
【資料 1-1-2】	沖縄科学技術大学院大学学則 第1条 https://groups.oist.jp/sites/default/files/imce/u110011/06_ref2_as_of_01_Sep_2019_university-rules_en%26ja-1_0.pdf	
【資料 1-1-3】	沖縄科学技術大学院大学 枠組み文書II 第1章 https://www.oist.jp/sites/default/files/img/pages/publications/framework/Framework%20Document%20Jap%202014.09.19%20Final.pdf	
【資料 1-1-4】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP） 第1章	
【資料 1-1-5】	OIST 中期計画 2020-2030	
【資料 1-1-6】	OIST 戦略計画 2020-2030	
【資料 1-1-7】	ウェブサイト（OISTとは） https://www.oist.jp/ja/about	
【資料 1-1-8】	沖縄科学技術大学院大学学園の今後の諸課題に関する検討会による「沖縄科学技術大学院大学学園法附則第14条に基づく検討に向けたOISTの取組等に関する評価及び今後の展開に係る最終報告」	
【資料 1-1-9】	OIST Strategic Process 2024-2029 with Outlook to 2034	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	新大学院大学の青写真	
【資料 1-2-2】	沖縄科学技術大学院大学 枠組み文書II	【資料 1-1-3】に同じ
【資料 1-2-3】	PRP第5章 5.1 研究科の使命及び主要な方針（研究科 三つの指針）	【資料 F-13】に同じ
【資料 1-2-4】	PRP第5章 5.1 研究科の使命及び主要な方針	
【資料 1-2-5】	ウェブサイト（採用情報：募集要項例） https://www.oist.jp/ja/careers/hr-staff-0	
【資料 1-2-6】	令和6年度事業計画	
【資料 1-2-7】	PRP 第4章 4.5 OIST研究者コミュニティ（ORC）	
【資料 1-2-8】	ウェブサイト（Faculty Executive Forum & Faculty Forum） https://groups.oist.jp/fef	
【資料 1-2-9】	PRP第5章 5.1 研究科の使命及び主要な方針（研究科 三つの指針）	【資料 F-13】に同じ
【資料 1-2-10】	プロフェッショナル・ディベロップメント&インクルーシブ・エクセレンスセンター（C-Hub）	

基準2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	PRP第5章 5.1.1 アドミッション・ポリシー	【資料 F-13】に同じ
【資料 2-1-2】	ウェブサイト (出願) https://admissions.oist.jp/ja/apply-phd	
【資料 2-1-3】	ウェブサイト (GAP プログラム : PD3&5) https://admissions.oist.jp/ja/language	
【資料 2-1-4】	沖縄科学技術大学院大学理事会に対する外部評価委員会の報告 (2015年7月27~29日 : 大学にて実施された評価結果)	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	教職員協働の下で学修支援及び授業支援の例 (2023年10月のカリキュラム・審査委員会 (CEC) 議事録。教員、研究科長、研究科職員出席。)	
【資料 2-2-2】	ウェブサイト (がんじゅうサービス) https://groups.oist.jp/ja/ganjuu	
【資料 2-2-3】	ウェブサイト (学生による授業評価アンケート様式) https://groups.oist.jp/grad/student-evaluation-teaching	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	ウェブサイト (Professional Career Development Resources) https://groups.oist.jp/grad/student-career-support	
【資料 2-3-2】	ウェブサイト (修了生就職・進路先実績リスト) https://groups.oist.jp/ja/grad/oist-alumni-career-paths	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	ウェブサイト (Student Support Policies) https://groups.oist.jp/grad/student-support-policies	
【資料 2-4-2】	奨学金等獲得状況	【表2-7】に同じ
【資料 2-4-3】	ウェブサイト (メディカル・センター、がんじゅうサービス) Health Center OIST Groups https://groups.oist.jp/ja/ganjuu	
【資料 2-4-4】	ウェブサイト (チャイルド・ディベロップメント・センター) https://groups.oist.jp/ja/cdc	
【資料 2-4-5】	ウェブサイト (ハウジング) https://www.oist.jp/ja/campus/housing	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	キャンパス整備 (OIST 戦略計画 2020-2030より抜粋)	【資料1-1-6】に同じ
【資料 2-5-2】	学際性促進のための各ラボ、各階レイアウト図	
【資料 2-5-3】	ウェブサイト (研究機器ギャラリー) https://groups.oist.jp/ars/research-equipment-gallery-behavior	
【資料 2-5-4】	新規ジャーナル&購読ジャーナルリスト (3年分)	
【資料 2-5-5】	沖縄県福祉のまちづくり条例	
【資料 2-5-6】	消防計画 (防災・耐震対策手順含む)	
【資料 2-5-7】	防災訓練実施例	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	2023年度 研究科長-学生評議員会定例会議、議題	

基準3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	ディプロマ・ポリシー	【資料 F-13】に同じ
【資料 3-1-2】	ウェブサイト (コース・スケジュール) https://groups.oist.jp/ja/grad/course-timetable	
【資料 3-1-3】	Academic Program Policies 「4. OIST Curriculum Requirements」 https://groups.oist.jp/grad/academic-program-policies	
【資料 3-1-4】	Academic Program Policies 「4.5 Appointment of Thesis Committee」 https://groups.oist.jp/grad/academic-program-policies	【資料 3-1-3】参照
【資料 3-1-5】	Academic Program Policies 「5. Thesis Proposal and Examination」 https://groups.oist.jp/grad/academic-program-policies	【資料 3-1-3】参照
【資料 3-1-6】	ウェブサイト (ディプロマ・ポリシー) https://admissions.oist.jp/ja/oist-graduate-school-three-policies	【資料 F-13】に同じ
【資料 3-1-7】	Academic Program Policies 「6.The OIST PhD Thesis」 https://groups.oist.jp/grad/academic-program-policies	【資料 3-1-3】参照
【資料 3-1-8】	Academic Program Policies 「7. Thesis Defense Examination and Graduation Requirements」 https://groups.oist.jp/grad/academic-program-policies	【資料 3-1-3】参照
【資料 3-1-9】	学位論文審パネル議長の報告書様式	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	ウェブサイト (カリキュラム・ポリシー) https://admissions.oist.jp/ja/oist-graduate-school-three-policies	【資料 F-13】に同じ
【資料 3-2-2】	ウェブサイト (コースリスト) https://groups.oist.jp/ja/grad/courses-term-0	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	カリキュラム審査委員会開催例 (議事事項及び議事録)	
【資料 3-3-2】	4 段階 (ABCF) 方式と記述方式による評価に係る詳細資料	【表3-2】に同じ
【資料 3-3-3】	OIST 同窓会登録様式 https://groups.oist.jp/grad/oist-alumni-registration-form-2	
【資料 3-3-4】	学生による授業評価アンケート様式 https://groups.oist.jp/grad/student-evaluation-teaching	【資料 2-2-3】に同じ

基準4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	PRP第2章 2.5 組織図、所掌業務	
【資料 4-1-2】	PRP第1章 1.4.4 利益及び責務の相反	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	教員リスト (研究ユニット一覧、年代別教員数、ジェンダー別教員数、教員の国籍)	

沖縄科学技術大学院大学

【資料 4-2-2】	ウェブサイト (教員・研究ユニット) https://www.oist.jp/ja/research/research-units	
【資料 4-2-3】	PRP第3章 3.2 教員配置	
【資料 4-2-4】	ウェブサイト (ファカルティ・エクセレンス・メンタリング・アワード) https://groups.oist.jp/c-hub/faculty-excellence-mentoring-award	
【資料 4-2-5】	ウェブサイト (教員の資質向上のためのティーチング・サポート・リソース) https://groups.oist.jp/grad/teaching-support-resources	
【資料 4-2-6】	ウェブサイト (学生による授業評価アンケート様式) https://groups.oist.jp/grad/student-evaluation-teaching	【資料 2-2-3】に同じ
【資料 4-2-7】	プロフェッショナル・ディベロップメント&インクルーシブ・エクセレンスセンター (C-Hub)	【資料 1-2-10】に同じ
【資料 4-2-8】	ウェブサイト (FD促進に係る教員の研修会、専門的な外部講師を招いたセミナー、ワークショップ等の実施例) https://groups.oist.jp/c-hub	
【資料 4-2-9】	学内の人材を活用した FD に関わるワークショップやセミナー等の実績	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	マネジメント・ディベロップメント・プログラム (MDP)	
【資料 4-3-2】	ウェブサイト (必須研修一覧及び受講状況) https://groups.oist.jp/ja/efront/list-mandatory-trainings	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	ウェブサイト (コアファシリティ) https://www.oist.jp/ja/research/core-facilities PRP第2章 2.5 組織図、所掌業務	【資料 4-1-1】に同じ
【資料 4-4-2】	研究環境に関する教員及び学生満足度調査の実施例	
【資料 4-4-3】	PRP第4章 4.11 研究論理、法令遵守及び利益相反の防止	
【資料 4-4-4】	ウェブサイト (研究倫理教育のための教材) https://groups.oist.jp/ja/fao/responsible-conduct-research	
【資料 4-4-5】	外部資金獲得のための取組み	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	沖縄科学技術大学院大学 枠組み文書 II 1.3	【資料 1-1-3】に同じ
【資料 5-1-2】	PRP第1章 1.3. 基本的価値観	【資料 F-9】に同じ
【資料 5-1-3】	令和6 (2024) 年度事業計画	
【資料 5-1-4】	沖縄科学技術大学院大学学園寄附行為第21条、32条	
【資料 5-1-5】	沖縄科学技術大学院大学学園法第9条	
【資料 5-1-6】	ウェブサイト (令和5 (2023) 年度事業報告書) https://groups.oist.jp/sites/default/files/imce/u101522/FY2022%20Business%20Report_JPN_Public_0.pdf	
【資料 5-1-7】	有害廃棄物その他の廃棄物の地道なリサイクル活動や適切な取扱いと処理に係る事例や資料等	
【資料 5-1-8】	実験室廃棄物処理マニュアル	
【資料 5-1-9】	温室効果ガス排出抑制等のための実施計画	
【資料 5-1-10】	防災訓練実施要領	【資料 2-5-7】に同じ
【資料 5-1-11】	令和5 (2023) 年度消防計画	【資料 2-5-6】に同じ。
【資料 5-1-12】	プロフェッショナル・ディベロップメント&インクルーシブ・エクセレンスセンター (C-Hub)	【資料 4-2-7】に同じ

沖縄科学技術大学院大学

【資料 5-1-13】	PRP第22章、第23章、第39章	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	沖縄科学技術大学院大学学園寄附行為第12条	
【資料 5-2-2】	沖縄科学技術大学院大学学園 理事会運営規則	
【資料 5-2-3】	理事会開催実績（資料：開催実績、出席状況、議事録）	
【資料 5-2-4】	沖縄科学技術大学院大学学園寄附行為 第6条	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	PRP第2章 2.2	
【資料 5-3-2】	沖縄科学技術大学院大学学園寄附行為第19条	
【資料 5-3-3】	評議員の評議員会への出席状況に関する資料	
【資料 5-3-4】	評議員会への諮問状況を示す資料	
【資料 5-3-5】	PRP第3章 34.1.	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	OIST戦略計画2020-2030 第11章 必要な研究資源と資金戦略	
【資料 5-4-2】	令和6（2024）年度事業計画	【資料 F-6】に同じ
【資料 5-4-3】	PRP第27章 27.4	
【資料 5-4-4】	令和4（2022）年度予算収支決算書	【資料 F-11】に同じ
【資料 5-4-5】	令和4（2022）年度損益計算書	【資料 F-11】に同じ
【資料 5-4-6】	沖縄科学技術大学院大学学園 補助金交付要綱	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	会計検査院法 第24条2	
【資料 5-5-2】	沖縄科学技術大学院大学学園寄附行為 第15条	
【資料 5-5-3】	沖縄科学技術大学院大学学園法（平成21年法律第76号）第12条	
【資料 5-5-4】	令和4（2022）年度独立監査法人 監査報告書	【資料 5-4-5】に同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	沖縄科学技術大学院大学学園の今後の諸課題に関する検討会による「沖縄科学技術大学院大学学園法附則第14条に基づく検討に向けたOISTの取組等に関する評価及び今後の展開に係る最終報告」	【資料 1-1-8】に同じ
【資料 6-1-2】	沖縄科学技術大学院大学理事会に対する外部評価委員会の報告（2019年11月7日～8日 OISTキャンパス）	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	令和5（2023）年度 業務実績報告	【資料 F-7】に同じ
【資料 6-2-2】	沖縄科学技術大学院大学理事会に対する外部評価委員会の報告（2019年11月7日～8日 OISTキャンパス）	【資料 6-1-2】に同じ
【資料 6-2-3】	平成30年度 大学機関別認証評価 評価報告書（平成31年3月）	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）	【資料 1-1-1】に同じ
【資料 6-3-2】	沖縄科学技術大学院大学 枠組み文書II	【資料 1-1-3】に同じ
【資料 6-3-3】	令和6年度事業計画	【資料 F-6】に同じ
【資料 6-3-4】	令和5（2023）年度 業務実績報告	【資料 F-7】に同じ

基準 A. 社会連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 沖縄の自立的発展への貢献		
【資料 A-1-1】	令和5年度外部資金獲得実績（令和5年度業務実績報告より抜粋：添付資料 3.1-1）	【資料 F-7】に同じ
【資料 A-1-2】	地域連携イベント等開催実績一覧	
【資料 A-1-3】	学校児童見学実績一覧	
【資料 A-1-4】	恩納村・OISTこども科学教室プログラム	
【資料 A-1-5】	科学イベント「SCORE」実施要項	
【資料 A-1-6】	科学イベント「SCORE」参加校および入賞校	